

阿久比町地域防災計画

— 附属資料 —

阿久比町地域防災計画

－ 附属資料 －

目 次

第1	災害危険区域関係	
1	土砂災害警戒区域等の一覧	p 595
2	土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設	598
3	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覧	598
4	水災害連携の連絡会・協議会	599
5	洪水浸水想定区域指定一覧	601
6	重要水防箇所（県管理河川）	602
7	町が管理する河川の危険箇所	603
8	河川監視カメラ設置箇所（町設置）	603
9	阿久比川水系阿久比川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	604
10	阿久比川浸水想定区域における要配慮者利用施設	605
11	防災重点ため池一覧表	606
12	津波災害警戒区域	607
13	高潮浸水想定区域	607
第2	気象・地震観測、気象予警報関係	
1	雨量、風速、震度観測所	608
2	マグニチュード（M）と地震の程度	609
3	気象庁震度階級	612
第3	水防関係	
1	水防倉庫一覧	616
2	水防資機材備蓄状況	616
第4	通信関係	
1	阿久比町防災行政無線局	617
2	消防無線電話配置状況	620
3	災害時優先電話番号	620
4	衛星携帯電話番号	620
第5	消火・救急・救助、危険物等施設関係	
1	半田消防署阿久比支署保有の消防力	621
2	阿久比町消防団保有の消防力	621

3	工場等の自衛消防力	6 2 1
4	阿久比町消防団の構成及び分団の担当区域	6 2 2
5	消防水利の現況	6 2 3
6	危険物施設一覧	6 2 4
第 6	輸送・交通関係	
1	緊急輸送道路図	6 2 6
2	道路及び橋梁の整備状況一覧	6 2 7
3	町有自動車	6 2 8
4	ヘリポート設置可能場所	6 2 9
第 7	物資の備蓄・調達	
1	防災倉庫一覧	6 3 0
2	救出用資機材備蓄状況	6 3 0
3	自主防災会倉庫設置場所及び備蓄品	6 3 1
第 8	避難所・避難場所	
1	避難所一覧	6 3 3
2	避難所、急傾斜地崩壊危険箇所等位置図	6 3 6
第 9	医療・衛生関係	
1	医療機関一覧	6 3 7
2	防疫用資機材の保有状況	6 3 9
3	ごみ処理施設（東部知多クリーンセンター）	6 4 0
4	ごみ運搬車	6 4 0
5	東海・東南海・南海地震連動想定災害廃棄物等（愛知県算定）	6 4 0
6	し尿処理施設（東部知多浄化センター）	6 4 1
7	し尿運搬車	6 4 1
8	火葬場の概況	6 4 2
第 1 0	ライフライン関係	
1	給水用資機材保有状況	6 4 3
第 1 1	連絡先一覧	
1	防災関係機関及び窓口	6 4 4
2	愛知県災害対策本部知多方面本部連絡先	6 5 2
3	自主防災会一覧	6 5 3
第 1 2	過去の災害状況	
1	著名大地震一覧	6 5 4

第13 災害協定

0	災害協定の要請先一覧	6 5 8
1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	6 6 5
2	避難生活に必要な資材の借用に関する協定	6 7 0
3	災害時の相互応援に関する基本協定書	6 7 4
4	災害時の放送に関する協定	6 8 0
5	愛知県内広域消防相互応援協定	6 8 2
6	愛知県防災ヘリコプター支援協定	6 8 6
7	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	6 8 8
8	災害時における応援出動に関する協定書	6 9 1
9	災害時の医療救護に関する協定書	6 9 3
10	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	6 9 7
11	消防相互応援協定に関する覚書	6 9 9
12	水道災害相互応援に関する覚書	7 0 0
13	知多地域消防相互応援協定書	7 0 5
14	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	7 0 7
15	災害時の情報交換に関する協定	7 1 2
16	災害時等緊急連絡管に関する協定書	7 1 4
17	災害時等緊急連絡管に関する協定書	7 1 6
18	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	7 1 8
20	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	7 2 0
21	災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定書	7 2 8
22	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	7 3 3
23	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	7 3 7
24	災害支援協力に関する協定書	7 3 9
25	地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書	7 4 1
26	地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書	7 4 3
27	アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定書	7 4 5
28	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	7 4 7
29	災害時におけるアクアマジックミネラルウォーター等の調達に関する協定書	7 5 1
30	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書	7 5 5
31	災害時における被災者に対する物資の調達等に関する協定書	7 5 9
32	知多地域災害時相互応援協定書	7 6 3
33	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	7 6 5
34	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	7 6 8
35	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書	7 7 1
36	大規模地震等災害時における地域防災活動に関する協定書	7 7 5

37	大規模地震等災害時における地域防災活動に関する覚書	7 7 8
38	災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書	7 8 1
39	災害発生時における協力に関する協定	7 8 6
40	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	7 8 9
41	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	7 9 3
42	災害に係る情報発信等に関する協定書	7 9 8
43	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	8 0 0
44	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	8 0 4
45	災害発生時の施設の利用に関する協定書	8 0 9
46	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	8 1 3
47	災害時等における救援作業に関する協定	8 1 7
48	災害発生時における段ボール製品等の調達に関する協定書	8 2 0
49	災害時における停電の早期復旧に向けた相互連携に関する協定	8 2 2
50	災害時における物資供給に関する協定	8 2 4
52	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	8 2 6
53	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定 (㈱家族葬のファミリーユ)	8 2 9
54	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定 (有)大阪屋葬祭)	8 3 1
55	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定 (㈱J Aやすらぎセンター)	8 3 3
56	災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定	8 3 5
57	官民連携による災害時備蓄品のローリングストック運用規定に関する覚書	8 3 9
58	災害時におけるテント及びシート類等の調達に関する協定	8 4 3
59	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	8 4 8
60	災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定	8 5 0
61	災害時における応急復旧対策活動に関する協定	8 5 6
62	災害時における緊急指定避難場所の提供に関する協定	8 6 0

第 1 4 条例要綱等

1	阿久比町地震災害警戒本部条例	8 6 2
2	阿久比町地震災害警戒本部運営要綱	8 6 4
3	阿久比町防災会議条例	8 7 7
4	阿久比町災害対策本部条例	8 7 9
5	阿久比町地震対策推進本部会議設置要綱	8 8 1
6	阿久比町自主防災組織設置推進要綱	8 8 3
7	阿久比町避難行動要支援者登録制度実施要綱	8 8 5
8	阿久比町家具転倒防止対策事業実施要綱	8 8 7

9	阿久比町防災施設（溜池）管理要綱	8 9 1
10	阿久比町災害時救命活動用スコープ有償配付事業実施要綱	8 9 4
11	阿久比町被災者生活再建支援金支給要綱	8 9 7

第 1 5 その他

1	災害対策本部の標識等	9 1 0
2	文化財の現況	9 1 1
3	災害救助法施行細則	9 1 3
4	災害対策本部の各部及び各班の任務分担	9 3 1
5	非常配備	9 3 6
6	阿久比町応急仮設住宅建設候補地台帳	9 3 8
7	情報処理様式 1 号 【災害対策本部設置経過】	9 3 9
	2 号 【非常配備表】	9 4 0
	3 号 【防災活動従事連絡票】	9 4 1
	4 号 【河川水位調査票】	9 4 2
	5 号 【溜池調査票】	9 4 3
	6 号 【道路冠水状況調査票】	9 4 4
	7 号 【避難勧告等状況表】	9 4 5
	8 号 【避難所開設状況表】	9 4 6
	9 号 【避難者名簿一覧】	9 4 7
	1 0 号 【広報活動状況表】	9 4 8
	1 1 号 【被害状況調査票】	9 4 9
	1 2 号 【人的被害調査票】	9 5 0
	1 3 号 【家屋（住宅）被害調査票】	9 5 1
	1 4 号 【家屋（非住宅）被害調査票】	9 5 2
	1 5 号 【公共施設被害】	9 5 3
	1 6 号 【防疫活動状況表】	9 5 4
	1 7 号 【ごみ処理計画表】	9 5 5
	1 8 号 【し尿処理計画表】	9 5 6
	1 9 号 【大字状況調査票】	9 5 7
	2 0 号 【被害報告書兼指示書】	9 5 8
8	避難所でのルール（町避難所運営マニュアルより抜粋）	9 5 9
9	避難所利用者登録票（町避難所運営マニュアルより抜粋）	9 6 3
10	受付時健康状態チェックシート（町避難所運営マニュアルより抜粋）	9 6 5
11	避難勧告等の判断・伝達マニュアル	9 6 7
12	罹災証明書交付申請書	9 9 3
13	罹災証明書	9 9 4

○土砂災害警戒区域等の一覧

番号	箇所名	所在地	人家	公共的建物		摘要
				種類	数	
1	白 沢	白沢字親海道	10			
2	西 中 根	白沢字西中根	7			特
3	南 石 根	白沢字南石根	29			特
4	寺 脇	草木字寺脇	8			特
5	草 木	草木字草砂子	9			特
6	東 新 畑	卯坂字東新畑	18			土・特
7	東 脇	福住字東脇	17			土・特
8	川 向	板山字川向	9			特
9	柘 榴	板山字柘榴	7			特
10	向 山	板山字向山	8			急・災・土
11	北 下 川	阿久比字北下川	10			急・災・特
12	矢 高 (Ⅰ)	矢高字仲組	10			
13	矢 高 (Ⅱ)	矢高字西長光寺	12			特
14	矢 高 (Ⅲ)	矢高字東油ン水	8			特
15	高 中 根	矢高字青木・高中根・三ノ山高	39			特
16	三 ノ 山 高	矢高字三ノ山高	18	憩 の 家	1	特
17	長 光 寺	棕岡字長光寺	3	保 育 園	1	急・災・土
18	西 案 留	植大字西案留	10			急・災・土
19	石 坂	植大字石坂	5	保 育 園	1	急・災・土
20	堂 道	宮津字珠理田・堂道	35			特
21	宮 本	宮津字宮本	18			特
22	宮 津	宮津字宮本	16			特
23	坂 ノ 上・石 下 根	宮津字坂ノ上・石下根	31			特
24	白 山 西	萩字白山西	8	社 務 所	1	急・災・特
25	坂 南	萩字坂南	6			急・土・特

番号	箇所名	所在地	人家	公共の建物		摘要
				種類	数	
26	東側・中側・西側	横松字東側・中側・西側	45			特
27	多賀前	草木字多賀前	5			特
28	草出口	草木字草出口	5			特
29	栗之木谷（Ⅰ）	卯坂字栗之木谷	10	保育園	1	土
30	栗之木谷（Ⅱ）	卯坂字栗之木谷	11			特
31	秋葉山	卯坂字秋葉山	1			特
32	猿田	卯坂字猿田	7			特
33	東向山	阿久比字東向山	10			特
34	南ノ脇	萩字南ノ脇	9			特
35	植向山	植大字植向山	8			特
36	本郷一	板山字本郷	6			土・特
37	米山一	卯坂字秋葉山		知的障害者更生施設	1	
38	白山西一	萩字白山西	13			特
39	東矢勝一	植大字東矢勝	4			特
40	高根台一	福住字高根台	8			
41	松山一	草木字松山、草出口	2			特
42	松山二	草木字松山	1			特
43	脇一	福住字脇	3			特
44	宮山ノ田一	宮津字宮山ノ田	1			
45	清水寺一	横松字清水寺	3			
46	松葉谷一	福住字松葉谷	1			
47	米山二	卯坂字米山	2			特
48	横松池ノ谷一	横松字池ノ谷	3			特
49	下竹林一	草木字下竹林	1			特
50	種池一	板山字種池	1			特
51	福住東脇一	福住字東脇	1			土

番号	箇所名	所在地	人家	公共的建物		摘要
				種類	数	
52	卯坂前ノ山―1	卯坂字前ノ山		中学校	1	特
53	井戸ヶ谷―1	矢高字井戸ヶ谷	3			特
54	矢高不知廻間―1	矢高字不知廻間	1			特
55	阿久比荒古―1	阿久比字荒古	3			特
56	福住松本―1	福住字松本	1			特
57	郷和池―1	福住字郷和池	3			特
58	英比―1	卯坂字英比	1			
59	荒古―1	福住字荒古	1			特
60	申田―1	福住字申田	3			
61	東郷―1	矢高字東郷	2			
62	八亀―1	植大字八亀	2			特
63	東長子―1	植大字東長子	2			特
64	西狐谷―1	植大字西狐谷	5			特
65	森後―2	植大字森後	3			特
	計	65 箇所	542		7	急7 災6 土10 特49

(注) 急…急傾斜地崩壊危険区域の指定のあるもの。

災…災害危険区域の指定のあるもの。

土…土砂災害警戒区域の指定のあるもの。

特…土砂災害特別警戒区域の指定のあるもの。

○土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設

番号	名 称	所 在 地
1	城山保育園	卯坂字栗之木谷5
2	中部保育園	棕岡字長光寺25
3	いしざかやま こどもえん	植大字石坂37

※要配慮者利用施設の範囲

1. 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害者施設等の社会福祉施設
2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校施設
3. 病院、診療所等の医療施設（入院施設のあるものに限る。）

○山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覧

地 区 名	所 在 地	人 家
南 石 根	白沢字南石根	17
草 出 口	草木字草出口	7
寺 脇	草木字寺脇	17
種 池	板山字種池	3
八 神	卯坂字八神	30
石 下 根	宮津字石下根	70
宮 上 ノ 山	宮津字宮上ノ山	16
三 ノ 山 高	矢高字三ノ山高	11
西側・中側・東側	横松字西側・中側・東側	105
本 郷	板山字本郷	3
仙 入 坊	卯坂字仙入坊	
前 ノ 山	卯坂字前ノ山	
脇	福住字脇	3
計	13 ケ 所	282

○水災害連携の連絡会・協議会

中部地方整備局・県建設部河川課
平成30年6月1日現在

洪水予報連絡会

県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川及び矢田川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

水防災協議会

県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、水防法第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立している。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表1のとおりであり、表2の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

表1 兼管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況

協議会の名称	事務局	構成員
庄内川・木曽川圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：25市町村、水害予防組合：1団体、水防事務組合1団体、気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局（オプザバー）：庄内川河川事務所、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所
知多半島圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：7市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局（オプザバー）：河川部 地域河川課
矢作川圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局（オプザバー）：豊橋河川事務所
豊川圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：8市町村 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局（オプザバー）：豊橋河川事務所

表 2 直轄河川を対象とした水防災協議会

協議会等の名称事務局	事務局
木曽川上流水防災協議会	木曽川上流河川事務所
木曽川下流水防災協議会	木曽川下流河川事務所
土岐川・庄内川の水害から命を守るための合同会議	庄内川河川事務所
矢作川水防協議会	豊橋河川事務所
豊川水防災サミット	豊橋河川事務所

○洪水浸水想定区域指定一覧

中部地方整備局 県建設部河川課
令和7年4月1日現在

洪水予報等情報一覧（国・都道府県管理河川）洪水浸水想定区域指定河川

国交省・ 都道府県 名	事務所等	水系名	河川名	洪水 予報 河川	水位 周知 河川	基準水位 観測所	降雨 規模	氾濫が発生した場合の浸水想定 区域	
						観測所名		左岸側	右岸側
愛知県	知多建設 事務所	阿久比 川	阿久比 川		○	宮津	L2	半田市、阿久比 町	半田市、知多 市、阿久比町
愛知県	知多建設 事務所	阿久比 川	矢勝川				L2	半田市、阿久比 町	半田市、阿久比 町
愛知県	知多建設 事務所	阿久比 川	前田川				L2	阿久比町	阿久比町
愛知県	知多建設 事務所	阿久比 川	草木川				L2	阿久比町	阿久比町
愛知県	知多建設 事務所	阿久比 川	福山川				L2	阿久比町	阿久比町
愛知県	知多建設 事務所	十ヶ川	十ヶ川				L2	半田市、阿久比 町	半田市、阿久比 町
愛知県	知多建設 事務所	十ヶ川	英比川				L2	阿久比町	阿久比町

※上記浸水想定区域図は国直轄河川分は「国土交通省HP」→「国土交通省ハザードマップポータルサイト」→「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域データについて」

愛知県河川については「愛知県建設部河川課HP」→「水害に関する情報提供」→「浸水想定情報」で検索できます。

○重要水防箇所（県管理河川）

河川

水系名	河川名	位 置	左右 岸別	地 名	延長 (m)	重要 度	理由	摘 要 (水防工法)
阿久比川	阿久比川	6.9K～7.2K	左	阿久比町大字卯坂 (福山川合流点下流)	300	A	法面不良	(杭打積土の う工)

(注) 1 表中、重要度欄のAは、水防上最も重要な区間をいう。Bは、A区間の次に重要な区間をいう。

2 位置欄の数値は、河口からの距離を表し、例えば、7.8K+86は7,886mのことである。

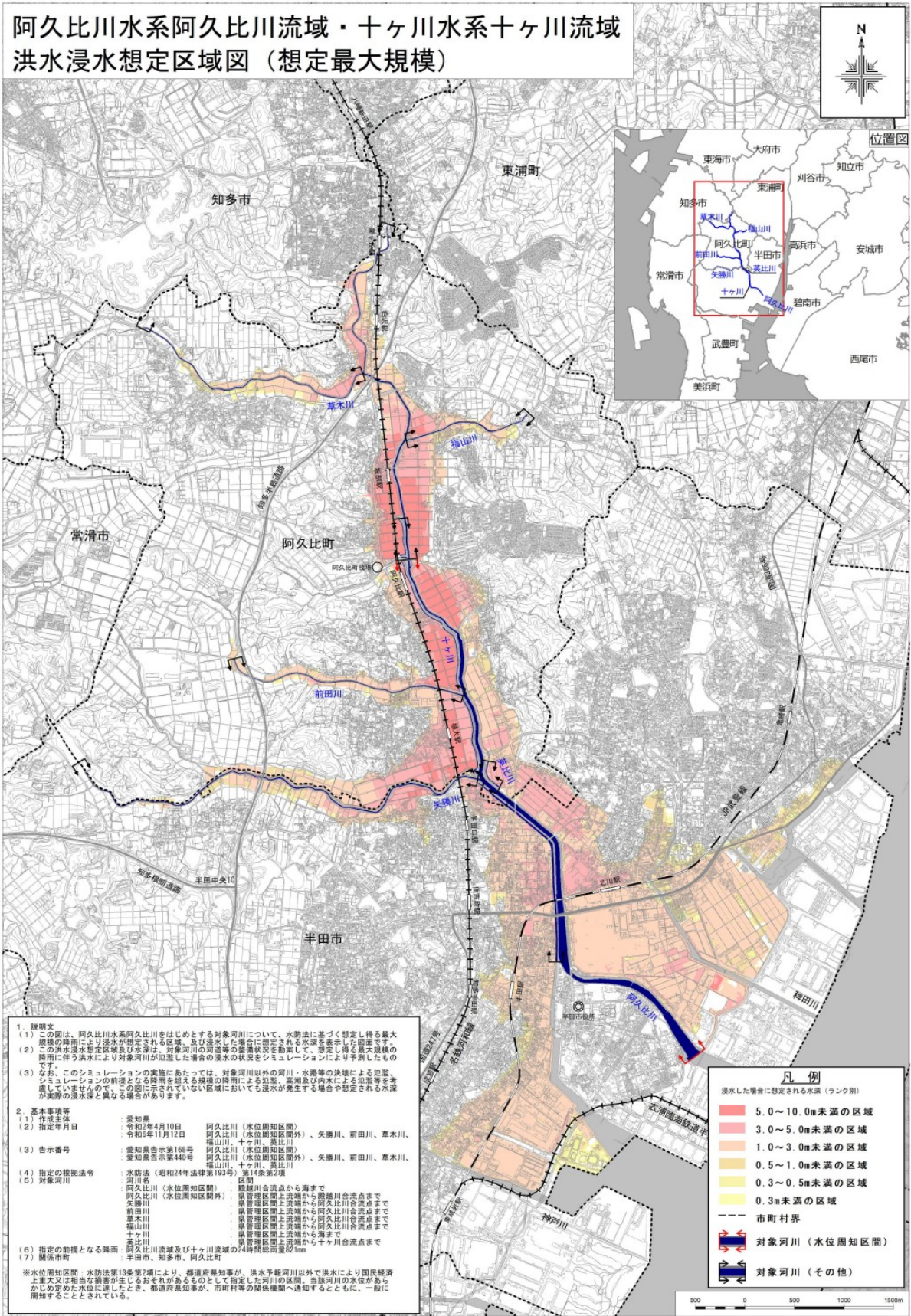
○町が管理する河川の危険箇所

河川名	注 意 を 要 す る 区 域					水 防 工 法
	地 名	左右岸別	延長(m)	重要度	予想される危険	
砂 走 川	阿久比町大字卯坂 (砂走橋から上流)	左右	50	A	堤防高不足	積土のう工
西 谷 川	阿久比町大字卯坂 (卯ノ山児童館付近)	左	100	A	堤防高不足	積土のう工
英 比 川	阿久比町大字横松 (横松大橋から上流)	左	540	B	堤防高不足	積土のう工
石 亀 川	阿久比町大字板山 (県道西尾知多線上流400mから上流)	左	500	B	洗掘	(表蓆張り工)

○河川監視カメラ設置箇所（町設置）

河川名	設置箇所	設置年度
阿久比川	阿久比町大字白沢 (白沢橋北)	平成30年度
福山川	阿久比町大字福住 (福住新橋西)	平成30年度
前田川	阿久比町大字矢高 (梶明橋東)	令和元年度
矢勝川	阿久比町大字植大 (高田橋東)	令和元年度
蟹田川	阿久比町大字宮津 (野添橋北西)	令和2年度

○阿久比川水系阿久比川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



○阿久比川浸水想定区域における要配慮者利用施設

番号	名称	所在地	町の 伝達手段
1	グループホームゆいまある	横松字宮前17	防災無線
2	ハーブデイサービスセンター	横松字宮前67	防災無線
3	ハーブ内科皮フ科在宅医療介護センター	横松字宮前67	防災無線
4	グループホーム阿久比	萩字新川32	防災無線
5	竹内整形外科・内科クリニック	萩字新川35	防災無線
6	小規模多機能ホーム阿久比	萩字新川37-1	防災無線
7	げんきッズあゆみ	宮津字二子東12	防災無線
8	放課後等デイサービスOHANA	宮津字二子東12	防災無線
9	げんきッズ東部第1・第2	宮津字宮平池6	防災無線
10	東部小学校	宮津字宮平柴15	防災無線
11	あぐりす知多デイサービスセンターあい愛あぐい	宮津字森下9	防災無線
12	有料老人ホームミッドランド知多	棕岡字道上43-1	防災無線
13	げんきッズ南部	矢高字高岡北77-1	防災無線
14	NPO法人みんなの家ほっと	植大字植深田9-1	防災無線
15	小規模デイサービスセンターほたる阿久比	植大字前崎38	防災無線
16	小規模住宅型有料老人ホームほたる	植大字前崎38	防災無線
17	ぷら〜っとほ〜む	卯坂字坂部18	防災無線

※要配慮者利用施設の範囲

1. 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害者施設等の社会福祉施設
2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校施設
3. 病院、診療所等の医療施設（入院施設のあるものに限る。）

○防災重点ため池一覧表

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

番号	池 名	所在地	諸元	
			貯水量 (千 m^3)	堤高 (m)
1	屋郷池	大字宮津地内	14.0	5.0
2	山田池	〃	41.0	5.8
3	大池脇池	〃	10.0	7.0
4	馬越池	大字福住地内	8.0	3.8
5	下南池	〃	6.0	7.0
6	東半ノ木池	大字白沢地内	7.0	7.0
7	白沢大池	〃	9.0	5.0
8	牛作池	大字草木地内	12.0	6.0
9	平井林池	〃	7.0	3.9
10	下ノ池	大字卯坂地内	30.0	7.0
11	熊田ヶ池	〃	8.0	7.8
12	焼山池	〃	32.0	8.0
13	阿屋免池	大字矢高地内	9.0	6.0
14	定砂ヶ池	大字宮津地内	1.0	4.0
15	定砂ヶ池 (1) 池	〃	1.0	2.0

国が示す防災重点ため池の指定基準

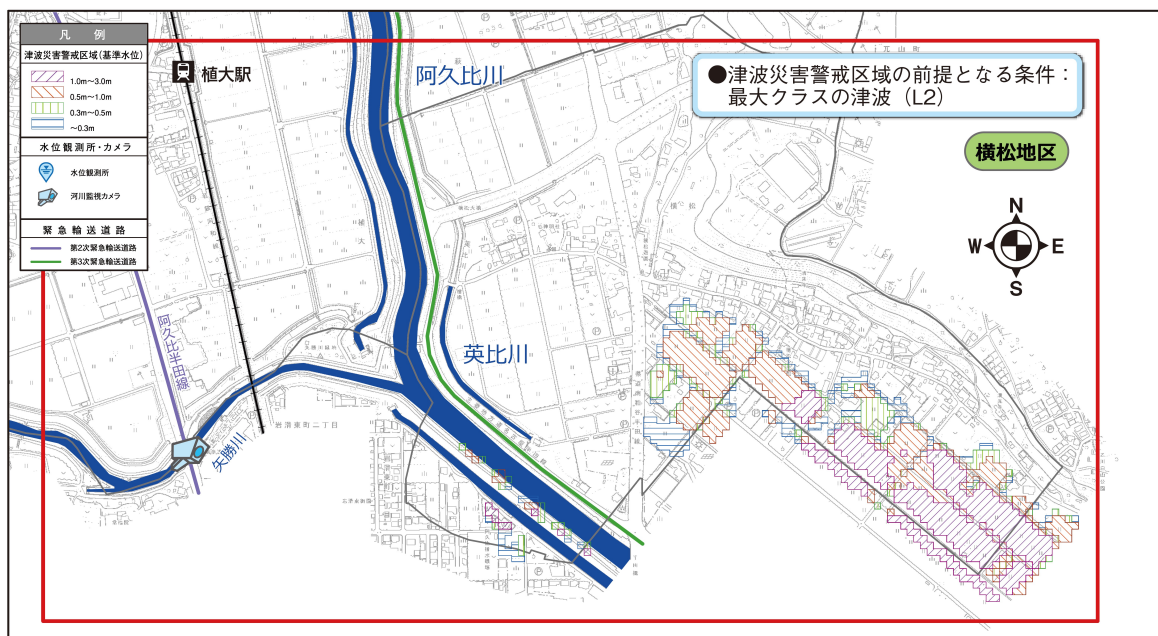
決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のうち、以下のいずれかを満たすもの

- (1) ため池から 100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- (2) ため池から 500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水容量が 1,000 m^3 以上のもの
- (3) 貯水容量が 5,000 m^3 以上で、浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- (4) 周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと県及び町が認めるもの

○津波災害警戒区域

(令和元年7月30日指定（愛知県告示第417号）)

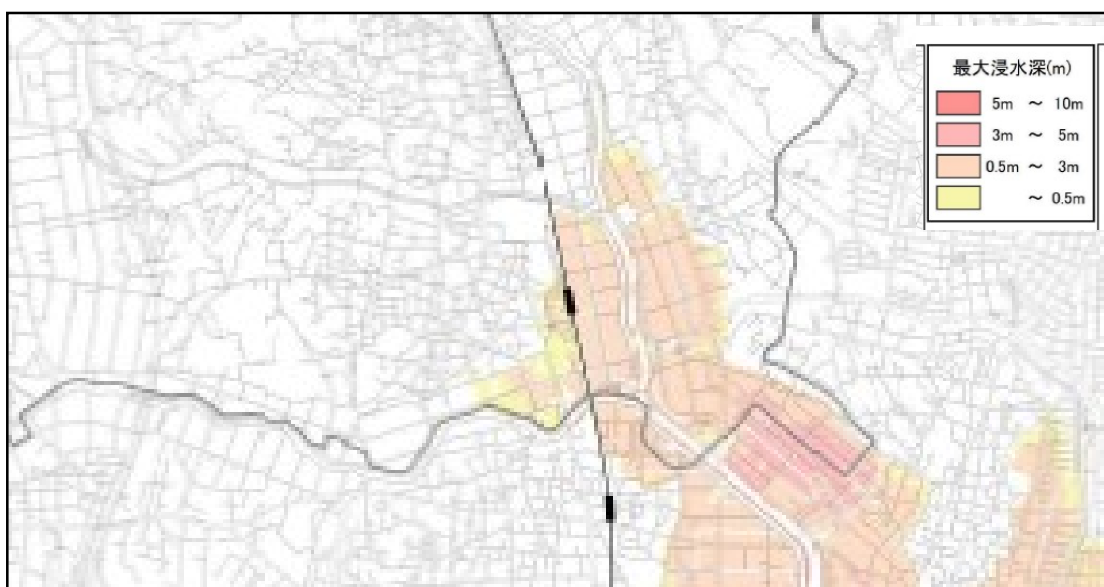
津波に対して今まで以上に警戒や対策を強化するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和元年7月30日に愛知県が津波浸水想定全域を「津波災害警戒区域」として指定し、基準水位を公表。



○高潮浸水想定区域

(令和3年6月11日指定（愛知県告示第280号）)

想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、高潮により相当な損害が生ずるおそれがある海岸等について、水防法に基づき、令和3年6月30日に愛知県が「高潮浸水想定区域」を指定し、最大浸水深を公表。



○雨量、風速、震度観測所

観測設備種別	設 置 場 所	管 理 機 関
雨 量 、 風 速	阿久比町大字卯坂字殿越50	阿 久 比 町
雨 量	〃	知多建設事務所
震 度 、 雨 量	〃	愛 知 県

〇マグニチュード（M）と地震の程度

マグニチュード (M)	地 震 の 程 度	過 去 の 大 地 震
9以上	・地震観測史上はじめての観測	平成23年東北地方太平洋沖地震（9.0） （東日本大震災 平23. 3. 11） スマトラ地震（9.0） （平16. 12. 26）
8.5～9	・最大級の大地震 ・全世界を通じて、10年に1度位しかおこらない。	スマトラ地震（8.6） （平17. 3. 28） チリ地震（8.5） （昭35. 5. 23）
8～8.5	・第一級の大地震 ・内陸におこると大被害 ・海底におこると大津波 ・日本付近で10年に1回位発生	平成15年十勝沖地震（8.0） （平15. 9. 26） 平成6年北海道東方沖地震（8.1） （平6. 10. 4） 南海地震（8.0） （昭21. 12. 21） 三陸沖地震（8.1） （昭8. 3. 3） 濃尾地震（8.0） （明24. 10. 28）
7～8	・かなりの大地震 ・内陸におこると大被害を生ずることがある。 ・海底におこると津波を伴う。 ・日本付近で1年に1回位発生	能登半島地震（7.6） （令6. 1. 1） 福島県沖地震（7.4） （令4. 3. 16） 福島県沖地震（7.3） （令3. 2. 13） 熊本地震（7.3） （平28. 4. 16） 平成20年岩手・宮城内陸地震（7.2） （平20. 6. 14） 宮城県沖地震（7.2） （平17. 8. 16） 日向灘地震（7.1） （令6. 8. 8） 福岡県西方沖地震（7.0） （平17. 3. 20） 宮城県沖地震（7.1） （平15. 5. 26） 平成12年鳥取県西部地震（7.3） （平12. 10. 6）

マグニチュード (M)	地 震 の 程 度	過 去 の 大 地 震
		平成7年兵庫県南部地震 (7.3) (平7. 1. 17) 平成6年三陸はるか沖地震 (7.5) (平6. 12. 28) 平成5年北海道南西沖地震 (7.8) (平5. 7. 12) 平成5年釧路沖地震 (7.8) (平5. 1. 15) 日本海中部地震 (7.7) (昭58. 5. 28) 浦河沖地震 (7.1) (昭57. 3. 21) 宮城県沖地震 (7.4) (昭53. 6. 12) 新潟地震 (7.5) (昭39. 6. 16) 福井地震 (7.1) (昭23. 6. 28) 東南海地震 (7.9) (昭19. 12. 7) 関東大地震 (7.9) (大12. 9. 1)
6～7	・ 内陸におこると（とくに震源が浅いとき）被害を生ずることがある。 ・ 日本付近で1年に10回位発生	苫小牧沖地震 (6.2) (令5. 6. 11) 石川県能登地方沖地震 (6.5) (令5. 5. 5) 日向灘地震 (6.6) (令7. 1. 13) 日向期地震 (6.6) (令4. 1. 22) 山形県沖地震 (6.6) (令1. 6. 18) 北海道胆振東部地震 (6.7) (平30. 9. 6) 大阪府北部地震 (6.1) (平30. 6. 18) 鳥取県中部地震 (6.6) (平28. 10. 21) 熊本地震 (6.5)

マグニチュード (M)	地 震 の 程 度	過 去 の 大 地 震
		(平28. 4. 14) 長野県北部地震 (6.7) (平26. 11. 22) 淡路島地震 (6.3) (平25. 4. 13) 駿河湾地震 (6.5) (平21. 8. 11) 岩手県沿岸北部地震(6.8) (平20. 7. 24) 新潟県上中越沖地震(6.8) (平19. 7. 16) 能登半島沖地震 (6.9) (平19. 3. 25) 新潟県中越地震 (6.8) (平16. 10. 23) 宮城県北部地震 (6.4) (平15. 7. 26) 平成13年芸予地震 (6.7) (平13. 3. 24) 千葉県東方沖地震 (6.7) (昭62. 12. 17) 長野県西部地震 (6.8) (昭59. 9. 14) 三河地震 (6.8) (昭20. 1. 13)
4～6	・被害を生ずることは、ほとんどない。時々 感じる地震の大部分はこの程度のもの。 ・日本付近で1年に100回位発生	
3～4	・震源地の近くで人体に感じることもある。	
2以下	・高倍率の地震計によって観測される。	

(注) 過去の地震については、平成31年理科年表による。

○気象庁震度階級

気 象 庁 震 度 階 級 表

震度階級	計 測 震 度	震度階級	計 測 震 度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

(注) 「計測震度」とは、地震動の強さを表す指標として、次の算式により算出した値をいう。

$$I = 2 \cdot \log (a_0) + 0.94$$

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

階級	人 間
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人の殆どが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	殆どの人が驚く。歩いている人の殆どが、揺れを感じる。眠っている人の殆どが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、這わないと動くことができない。
7	揺れに翻弄され、動くこともできず、飛ばされることもある。

階級	屋 内 の 状 況
0	—
1	—
2	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	棚にある食器類が音を立てることがある。
4	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。
5弱	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。
6弱	固定していない家具の大半が移動し、倒れることもある。ドアが開かなくなることがある。
6強	固定していない家具のほとんどが移動し倒れるものが多くなる
7	固定していないほとんどの家具が移動したり、飛ぶこともある。

階級	屋 外 の 状 況
0	—
1	—
2	—
3	電線が少し揺れる。
4	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付け不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

階級	木 造 家 屋 の 状 況	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5(弱)	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5(強)	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6(弱)	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6(強)	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。

しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

階級	鉄筋コンクリート造建物の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5(強)	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6(弱)	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6(強)	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中層階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中層階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中層階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

階級	地 盤 ・ 斜 面 等 の 状 況	
	地盤の状況	斜面の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響	
ガスの供給停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大 規 模 構 造 物 へ の 影 響	
長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タックのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、室内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

○水防倉庫一覧

名 称	所 在 地	倉 庫 規 模
東部南水防倉庫	阿久比町大字横松字西側20-1	鉄骨造16.20㎡
東部北水防倉庫	阿久比町大字宮津字小廻間1-34	木造スレート葺28.98㎡
草木水防倉庫	阿久比町大字草木字堀田17-2, 18-2	木造スレート葺28.98㎡
英比水防倉庫	阿久比町大字卯坂字知原岬19-1, 20-1, 21-1	木造スレート葺30.08㎡

○水防資機材備蓄状況

資 機 材 名	数 量	資 機 材 名	数 量
く い 木	2,400本	ペ ン チ	6丁
土 の う 帯	39,000枚	ク リ ッ パ ー	6丁
な わ	30kg	ハ ン マ ー	6丁
鉄 線	30kg	板 材	600束
た こ づ ち	13丁	照 明 具	2台
掛 矢	13丁	発 電 機	2台
の こ ぎ り	6丁	移 動 式 揚 水 機	3台
シ ャ ベ ル	100丁	救 助 用 ボ ー ト	5艘
お の	6丁	一 輪 車	4台

○阿久比町防災行政無線局

1 同報系設置場所

(1) 親局

種 別	設 置 場 所	所 在 地
親 局	阿久比町役場無線通信室	阿久比町大字卯坂字殿越50
副 親 局	阿久比町オアシスセンター	〃 卯坂字丸の内85

(2) 屋外拡声子局

番 号	設 置 場 所	所 在 地
0	阿久比町役場	阿久比町大字卯坂字殿越50
1	横松字新屋敷	〃 横松字新屋敷18-1
2	横松遊園地	〃 横松字西側20-3
3	萩字伍反田	〃 萩字伍反田35地先
4	萩大山祇神社	〃 萩字白山西8
5	東部小学校	〃 宮津字宮平柴15-2
6	宮津青年会場	〃 宮津字堂道14
7	宮津公民館	〃 宮津字二子東16
8	山田中央公園	〃 宮津字山田1-194
9	宮津保育園	阿久比町陽なたの丘一丁目9
10	富士塚公園	阿久比町大字卯坂字富士塚96
11	南風公園	〃 卯坂字猿田55-15
12	福住園高台西公園	〃 福住字申田5-66
13	広脇揚水機場	〃 板山字東台58-3
14	板山丸山三尺坊	〃 板山字種池34-9
15	板山公民館	〃 板山字本郷76-1
16	福住縣神社	〃 福住字東脇83
17	福住老人憩の家	〃 福住字平野4-2
18	白沢台中央公園	〃 白沢字表山5-36

番 号	設 置 場 所	所 在 地
19	高 根 台 東 公 園	阿久比町大字福住字高根台146-1
20	高 根 台 中 央 公 園	〃 福住字高根台68
21	白 沢 字 南 石 根	〃 白沢字南石根14-28
22	北 原 保 育 園	〃 白沢字天神前29
23	白 沢 区 民 館	〃 白沢字天神前54-2
24	白 沢 青 年 会 場 西	〃 白沢字東中根3-4
25	東 原 公 園	〃 草木字峰東64
26	草 木 公 民 館	〃 草木字堀田15-5
27	草 木 小 学 校	〃 草木字中郷85
28	北 屋 敷 公 園	〃 草木字北屋敷2-18
29	草 木 西 交 差 点	〃 草木字芳池43
30	草 木 保 育 園	〃 草木字平井林1-3
31	焼 山 公 園	〃 卯坂字焼山47-82
32	坂 部 洞 雲 院	〃 卯坂字英比42-4
33	卯 ノ 山 児 童 館	〃 卯坂字神田1-3
34	卯 ノ 山 公 園	〃 卯坂字秋葉山36-2
35	阿 久 比 神 社	〃 阿久比字北下川46
36	阿 久 比 公 会 堂	〃 阿久比字広海道1
37	棕 岡 八 幡 神 社	〃 棕岡字南畑6-1
38	矢 口 公 民 館	〃 矢高字谷2-1
39	矢 口 済 乗 院	〃 矢高字仲組27
40	高 岡 老 人 憩 の 家	〃 矢高字三ノ山高9-1
41	矢 高 字 高 岡 北	〃 矢高字高岡北99
42	植 大 字 北 本 会 下	〃 植大字北本会下1-1
43	南 部 小 学 校	〃 植大字北後23
44	植 神 明 社	〃 植大字植向山9-4

番 号	設 置 場 所	所 在 地
45	大 古 根 公 民 館	阿久比町大字植大字柿崎10-2
46	メ イ ツ 巽 ケ 丘	〃 白沢字上釜ケ池5-5
47	萩 字 坂 南	〃 萩字坂南42-1
48	陽 な た 中 央 公 園	阿久比町陽なたの丘二丁目9
49	陽 な た 東 公 園	〃 陽なたの丘七丁目10

2 移動系設置場所

(1) 基地局

種 別	識 別 信 号	設 置 場 所
基 地 局 (専 用 波)	ぎょうせいあぐい	阿久比町役場無線通信室
遠 隔 制 御 器		〃 総務部防災交通課

(2) 陸上移動局

陸上移動局39台

識別信号…あぐい11～49

通常は、無線通信室、防災交通課、阿久比支署にて管理。

3 デジタル簡易無線機

ア．親局用無線設備4式

イ．携帯用無線機23式

○消防無線電話配置状況

(1) 無線局

(令和7年3月1日現在)

無線局 (デジタル)

※ 無線局は全て移動局

活動波 1 c h	活動波 2 c h	活動波 3 c h	活動波 4 c h	活動波 5 c h	活動波 6 c h	災害波 1 c h	災害波 2 c h	災害波 3 c h	主運用波	統制波 1 c h	統制波 2 c h	統制波 3 c h
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

○災害時優先電話番号

所管課	登 録 電 話 番 号
総務課	0569-48-1113
	0569-48-1114
	0569-48-1115
防災交通課	090-5600-1661 (携帯電話)

○衛星携帯電話番号

所管課	登 録 電 話 番 号
防災交通課	080-2642-2750 (携帯電話)

○半田消防署阿久比支署保有の消防力

(令和7年4月1日現在)

職員数	はしご車	水そう車	ポンプ水そう車付	ポンプ普通車	積載ポンプ小型動力車付	連絡車	救急車	指令車	広報車	化学車	車救助工作	搬送車液
31	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0

○阿久比町消防団保有の消防力

(令和7年4月1日現在)

消防団名	分 団 名	団 員	小型動力ポンプ付積載車	消防団条例・規則による定数
阿久比町消防団	東 部 分 団	14	2	団 長 1人
	英 比 分 団	16	2	副 団 長 1人
	草 木 分 団	8	2	分 団 長 4人
	南 部 分 団	15	2	副 分 団 長 4人
	団 本 部	23	2	部 長 5人
				班 長 5人
				団 員 80人
計		76	12	計 100人

○工場等の自衛消防力

(令和7年4月1日現在)

工場等自衛消防力を有する事業所数	自衛消防隊数	隊 員 数 (実 員)		ポ ン プ 等 の 台 数	
		責 任 者	の 責 任 者 以 外	自動普通消防ポンプ車(A2級)	小型動力ポンプ
12	12	12	1362	1	1

○阿久比町消防団の構成及び分団の担当区域

1 消防団の構成

階級別 本部・分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	1			1	1	19	23
東 部 分 団			1	1	1	1	10	14
英 比 分 団			1	1	1	1	11	15
草 木 分 団			1	1	1	1	4	8
南 部 分 団			1	1	1	1	11	15
計	1	1	4	4	5	5	55	75

2 分団の担当区域

名 称	区 域
東 部 分 団	横松、萩、宮津、陽なたの丘、板山の一部、卯坂の一部
英 比 分 団	板山、福住、白沢、卯坂の一部
草 木 分 団	草木
南 部 分 団	矢高、植大、阿久比、棕岡

○消防水利の現況

(令和7年3月31日現在)

区 分	防火水槽 40m ³ 以上	防火水槽 39m ³ 以下	消 火 栓 150mm以上	消 火 栓 149mm以下	計
横 松	4	0	1	7	12
萩	3	0	4	7	14
宮 津 1	3	0	10	27	40
宮 津 2	5	0	10	15	30
宮 津 3	5(4)	0	25	8	38
板 山	11	0	13	5	29
福 住	7(1)	0	11	16	34
白 沢 1	6(1)	0	12	16	34
白 沢 2	3	0	11	9	23
高 根 台	3	0	6	22	31
草 木 1	4	1	14	19	38
草 木 2	6	0	12	23	41
阿 久 比	4(1)	0	12	9	25
棕 岡	5 (1飲兼)	1	5	7	18
卯 坂 1	6(1)	2	11	11	30
卯 坂 2	6	0	21	9	36
植 大 1	1(1)	0	13	10	24
植 大 2	9	2	8	19	38
矢 高	10	0	16	5	31
計	101(10)	6	215	243	565

() 耐震性貯水槽

※半田消防署阿久比支署地水利管区台帳の区分のため、大字行政区とは一部異なる。

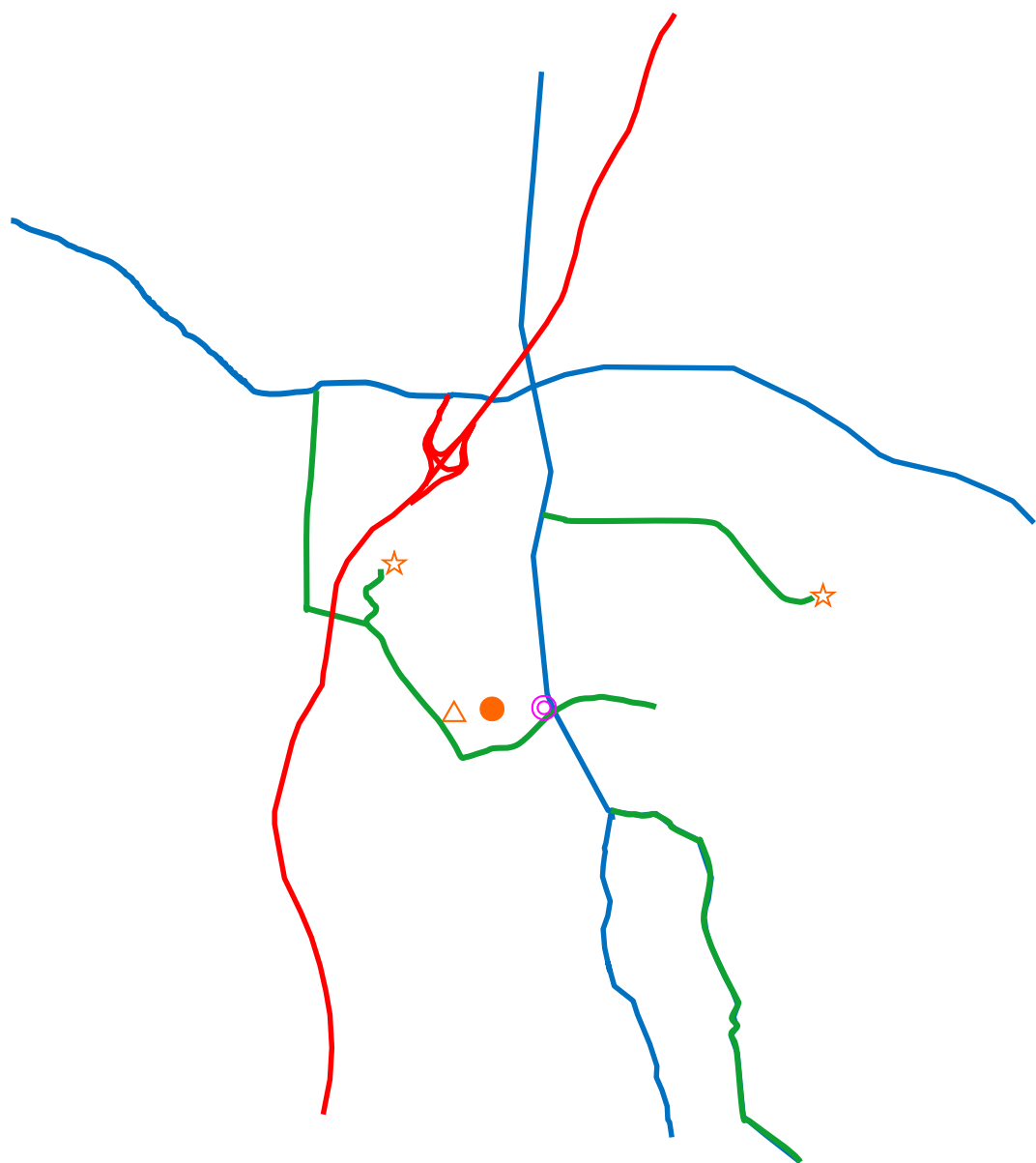
○危険物施設一覧

(令和6年3月31日現在)

事業所名	施設区分	所在地	電話番号
伊藤忠エネクス (株) 中部支社	給油取扱所	萩字伍反田16-1	48-8844
あいち知多農業 協同組合	〃	阿久比字真向塚25	48-2085
	地下タンク貯蔵所	板山字川向109	48-1601
(有) マルカ 櫻屋商店	給油取扱所	棕岡字道上4-1	48-0158
	移動タンク貯蔵所	常置場所 阿久比字五葉下25-6	
(有) マルショ ー 商会	給油取扱所	板山字本郷68-1	48-2587
	移動タンク貯蔵所	常置場所 板山字本郷55-1	
阿久比町役場	地下タンク貯蔵所	卯坂字殿越50	48-1111
	一般取扱所		
草木蓮池配水場	〃	草木字蓮池29-11	〃
給食センター	〃	卯坂字中親田70	48-5111
朝日屋商店	一般取扱所	植大字植深田6-7	48-0039
(株) キクテック	給油取扱所	卯坂字梅ヶ丘150	48-1145
	屋内貯蔵所 2 施設		
社会福祉法人 相和福祉会 パスピ 98	地下タンク貯蔵所	卯坂字秋葉山37-5	48-9098
(株) デンソー 阿久比製作所	一般取扱所 2 施設	草木字芳池 1	49-1111
神野農園	屋外タンク貯蔵所	板山字石亀110	48-8372
(有) 田中商店	屋内タンク貯蔵所 3 施設	棕岡字道上18-1	48-0322
	一般取扱所	棕岡字英比屋敷10-5	
	移動タンク貯蔵所	常置場所 棕岡字南畑36-9	
阿久比運輸(株)	給油取扱所	草木字三日清水128	22-6511

事業所名	施設区分	所在地	電話番号
中野工業(株)	屋内タンク貯蔵所 5 施設	草木字西前78	48-1141
	一般取扱所 5 施設		
阿久比町スポーツ村 交流センター	地下タンク貯蔵所	卯坂字浅間裏3-2	48-7383
名城食品(株)	地下タンク貯蔵所	卯坂字梅ヶ丘147-1	49-3180
ユニー(株) アピタ阿久比店	地下タンク貯蔵所	棕岡字沢渡1-1	48-7911
D C M (株) カーマ阿久比店	一般取扱所	棕岡字徳吉1-12	49-3081
東海西濃運輸(株) 知多支店	給油取扱所	板山字東菱池131他	47-1860
(株)デンソーウェーブ	地下タンク貯蔵所 2 施設	草木字芳池1	49-5127
日道工業(株)	屋内貯蔵所	矢高字五反田16-1	48-1456
バロン・パーク(株) 阿久比インター給油所	給油取扱所	卯坂字山ノ内4-1、6-1	49-3939

○緊急輸送道路図



凡 例	
	第1次緊急輸送道路
	第2次緊急輸送道路
	第3次緊急輸送道路
	地震災害警戒本部
	防災活動拠点
	災害廃棄物集積場所（一時）
	緊急輸送基地・集積地点

○道路及び橋梁の整備状況一覧

1 道路

(令和6年3月31日現在)

区分 路線区分	実延長	改良済		未改良		砂利道		舗装道	
		延長 (m)	割合 (%)	延長 (m)	割合 (%)	延長 (m)	割合 (%)	延長 (m)	割合 (%)
県道	27,135	24,756	91.2	2,379	8.8	0	0	27,135	100.0
町道	310,136	205,695	66.3	104,442	33.7	41,002	13.2	269,136	86.8
農道	48,729	48,729	100.0	0	0	23,074	47.4	25,655	52.6
計	386,000	279,180	72.3	106,821	27.7	64,075	16.6	321,926	83.4

2 橋梁

(令和6年3月31日現在)

区分	県道		町道	
	個数 (基)	延長 (m)	個数 (基)	延長 (m)
コンクリート橋	23	720	81	881
鋼橋	0	0	5	149
石橋	0	0	0	0
木橋	0	0	0	0
計	23	720	86	1,030

○町有自動車

(令和7年3月31日現在)

ナンバー	1	2	3	4	5	8	9	0	
車 種	貨 物 自 動 車	乗 合 自 動 車	乗 用 自 動 車	小 型 四 輪 乗 用 自 動 車	乗 用 自 動 車	特 殊 用 途 自 動 車	特 殊 自 動 車	建 設 機 械 自 動 車	計
台数	5	5	5	3	34	11	—	—	63

○ヘリポート設置可能箇所

1 場外離着陸場（継続申請）

所在地	名称	電話番号	施設等管理者	面積 (㎡)
阿久比町大字卯坂字半田ヶ峯 1	阿久比中学校	48-0050	学 校 長	10,800

至近水利までの距離 (m)	経度（東経）			緯度（北緯）			機 種 別			備 考 (広 長さ) 幅(m)×長さ(m)
	度	分	秒	度	分	秒	大型	中型	小型	
500	136	54	32	34	56	17	○			90×120

2 場外離着陸場（継続申請外）

所在地	名称	電話番号	施設等管理者	面積 (㎡)
阿久比町大字卯坂字浅間裏3-2	阿久比スポーツ 村陸上競技場	49-2500	阿久比町長	25,622.56

○防災倉庫一覧

名 称	所 在 地	倉 庫 規 模
阿久比町防災倉庫	阿久比町大字棕岡字長光寺1-1	鉄骨造2F 352.74m ²
〃	阿久比町大字卯坂字浅間前9-1	ステンレス製 12m ²
〃	阿久比町大字板山字比沙田78	〃
〃	阿久比町大字卯坂字桜ヶ丘195	ステンレス製 7.83m ²

○救出用資機材備蓄状況

投 光 器	発 動 発 電 機	救 命 胴 衣	救 命 浮 環	救 命 ボ ー ト	船 外 機	エ ン ジ ン ソ ン チ
2	3	23	11	6	1	6

※ 災害時救命活動用スコップ有償配布数650本

目的…町民相互による自発的な救出・救助活動等に活用。

○自主防災会倉庫設置場所及び備蓄品

1 設置場所

倉 庫 名	設 置 場 所
東 部 学 区 自 主 防 災 倉 庫	宮津字宮平柴15（東部小学校内）
英 比 学 区 自 主 防 災 倉 庫	卯坂字北大平7（英比小学校内）
草 木 学 区 自 主 防 災 倉 庫	草木字中郷77（草木小学校内）
南 部 学 区 自 主 防 災 倉 庫	植大字北後24（南部小学校内）

2 備蓄品（1箇所当たり）

備 蓄 品	数 量
仮設トイレ組立式	1
ワンタッチトイレ（ニードA型）	2
ワンタッチ設営テント（トイレ用）	2
ワンタッチトイレ・テントセット	1
トイレットペーパー	100
紙コップ	500
発砲スチロール皿	600
箸	1,000
ポリタンク（20ℓ飲料水用）	5
毛布	76
防水シート（7.2×7.2）	17
防水シート（5.4×7.2）	4又は5
折りたたみリヤカー	2
ジャッキ（車用）	50
クリッパー	2
懐中電灯	10
乾電池単一	40
ガソリンタンク（ディーゼル・ガソリン各1）	2
発電機（ディーゼル・ガソリン各1）	2
投光器	4

備蓄品	数 量
組立水槽	1
コードリール	2
パール	15
チェンブロック及び三脚	2
ロープ (20mm×100m)	1
バケツ	20
のこぎり	10
救命活動用スコップ	5
救急箱	1
プライベートルーム	1
避難所運営セット (避難所運営マニュアル・筆記具・コミュニケーション支援ボード等)	1
避難所感染対策セット (マスク・アルコール手指消毒液・非接触体温計・感染防護具セット等)	1

○避難所一覧

(1) 避難所

番号	名 称	所 在 地	収 容 可 能 人 員		施 設 の 種 類 別	電 話 番 号	備 考
			長 期 避 難 所 人	一 時 避 難 所 人			
1	東部小学校	宮津字宮平柴15	200	500	鉄筋コンクリート (新校舎は、鉄骨)	48-0041	
2	宮津公民館	宮津字二子東16	50	100	鉄筋コンクリート	48-3548	
3	宮津保育園	陽なたの丘一丁目9	50	100	〃	48-5002	
4	板山公民館	板山字本郷75-1	50	100	〃	48-0081	
5	草木小学校	草木字中郷77	200	500	〃	48-0053	
6	草木公民館	草木字堀田25-1	50	100	〃	48-0086	
7	草木保育園	草木字平井林1-3	50	100	〃	48-0903	
8	英比小学校	卯坂字北大平7	200	500	〃	48-0022	風水害時 を除く
9	坂部公民館	卯坂字八神52	50	100	〃	48-5060	
10	中央公民館	卯坂字殿越50	300	700	〃	48-1111	
11	阿久比中学校	卯坂字半田ヶ峯1	200	500	鉄筋コンクリート (特別教室棟・柔 剣道場・食堂・ク ラブ室は、鉄骨)	48-0050	
12	中部公民館	棕岡字南畑9-1	50	100	鉄筋コンクリート	48-2613	
13	勤労福祉センター	棕岡字丸山14-1	100	200	〃	48-6644	
14	南部小学校	植大字北後24	200	500	鉄筋コンクリート (音楽室は、鉄骨)	48-0014	
15	卯ノ山児童館	卯坂字神田2-1	50	100	鉄筋コンクリート	48-4430	
16	白沢区民館	白沢字天神前54-2	150	250	〃	48-4325	
17	高根台集会所	福住字高根台70	30	150	鉄 骨	48-3639	
18	ふれあいの森	板山字比沙田78	30	50	鉄筋コンクリート	48-8431	
19	図書館	卯坂字栗之木谷32-4	30	50	〃	48-6231	
20	ほくぶ幼稚園	卯坂字西谷63	50	100	〃	48-5605	
21	草木老人憩の家	草木字平井堀35-1	30	50	〃	—	
22	大古根公民館	植大字柿崎9-1	30	50	〃	48-2505	

番号	名 称	所 在 地	収 容 可 能 人 員		施 設 の 種 類 別	電 話 番 号	備 考
			長 期 避 難 所	一 時 避 難 所			
23	陽なたの丘 集会場	陽なたの丘二丁目104	30	50	〃	—	
24	植公民館	植大字寒行坊37	50	100	鉄骨・鉄筋 コンクリート	—	
25	英比保育園	卯坂字大平18	100	200	鉄骨	48-0020	風水害時 を除く
26	アグピアホール	卯坂字殿越50	200	450	鉄筋コンクリート	48-1111	
27	阿久比スポーツ村 交流センター	卯坂字浅間裏3-2	150	250	鉄筋コンクリート	49-2500 (クラブハウス内)	
28	阿久比高校	阿久比字尾杜2-1	250	500	鉄筋コンクリート	48-7111	
	計	28 箇 所	2,930	6,450			

(2) 避難場所

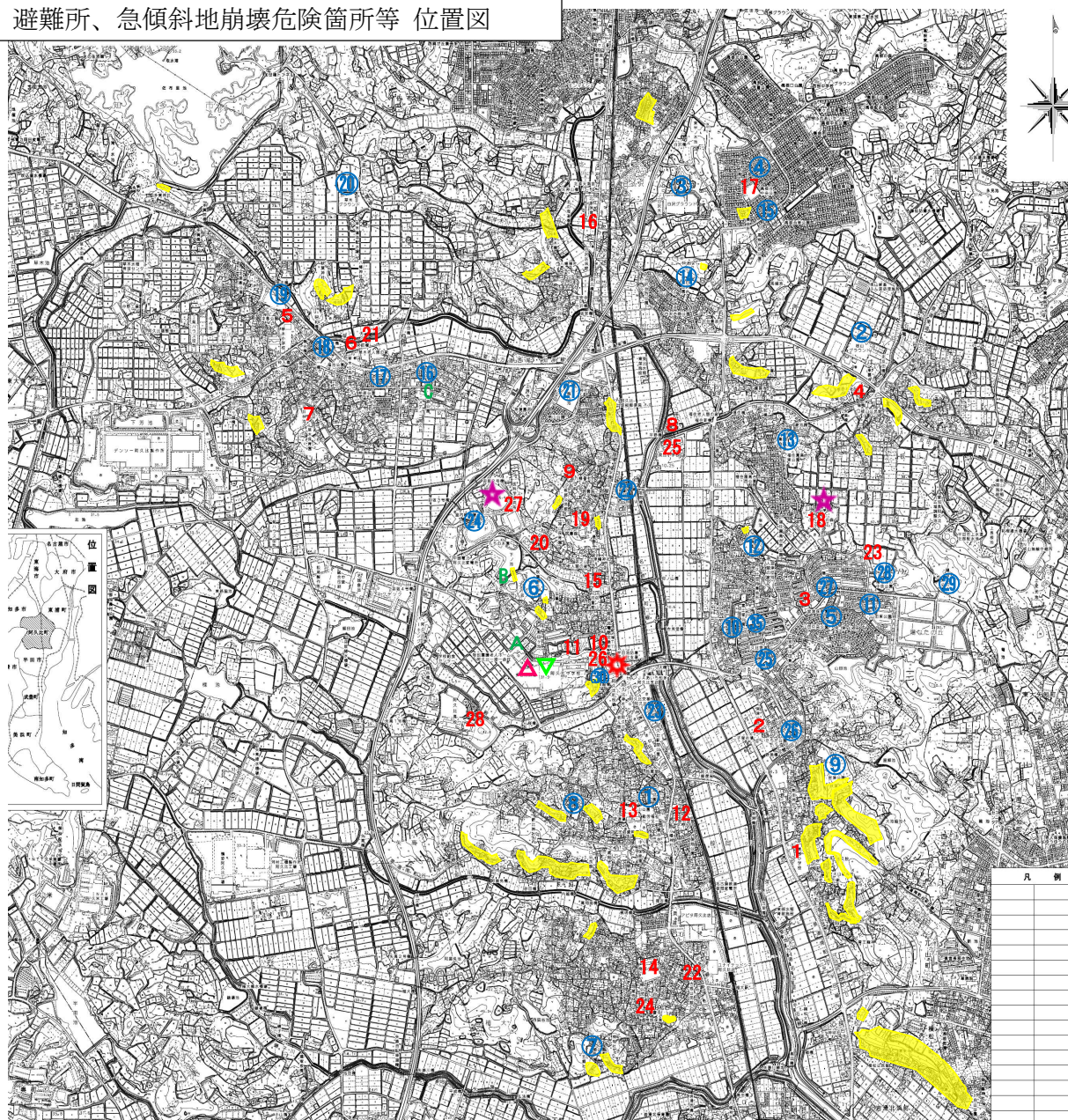
番号	名 称	所 在 地	施設の種類の別	備 考
1	丸山公園	棕岡字丸山1-1	公園	
2	板山グラウンド	板山字川向108-1	グラウンド	
3	白沢グラウンド	白沢字大池1-3	〃	
4	高根台中央公園	福住字高根台68	公園	
5	山田中央公園	宮津字山田1-27	〃	
6	卯之山公園	卯坂字秋葉山15	〃	
7	植公園	植大字森後1	〃	
8	矢口公園	矢高字仲組53-1	〃	
9	宮津公園	宮津字宮上ノ山18-3	〃	
10	富士塚公園	卯坂字富士塚96	〃	
11	山田東公園	宮津字山田81-2	〃	
12	南風公園	卯坂字猿田55-13	〃	
13	福住園高台東公園	板山字西ノ海道山22-52	〃	
14	白沢台中央公園	福住字表山5-36	〃	
15	高根台西公園	福住字高根台145-1	〃	
16	東原公園	草木字峰東64	〃	
17	柏原公園	草木字末広21	〃	

番号	名 称	所 在 地	施設の種別	備 考
18	福池公園	草木字栄57	〃	
19	中島公園	草木字中郷76	〃	
20	草木グラウンド	草木字蓮池130	グラウンド	
21	焼山公園	卯坂字焼山47-82	公園	
22	坂部駅西公園	卯坂字坂部46	〃	風水害時を除く
23	阿久比駅前公園	阿久比字駅前一丁目25	〃	風水害時を除く
24	阿久比スポーツ村	卯坂字浅間裏3-2	グラウンド	
25	さるこ公園	宮津四丁目90	公園	
26	いたちだ公園	宮津一丁目44	公園	
27	陽なたの丘南公園	陽なたの丘三丁目4	〃	
28	陽なたの丘中央公園	陽なたの丘二丁目9	〃	
29	陽なたの丘東公園	陽なたの丘七丁目10	〃	
30	芝生広場	卯坂字殿越50	庁舎敷地	
31	東部小学校グラウンド	宮津字宮平柴15	グラウンド	
32	草木小学校グラウンド	草木字中郷77	〃	
33	英七小学校グラウンド	卯坂字北大平7	〃	風水害時を除く
34	南部小学校グラウンド	植大字北後24	〃	
35	宮津市中央公園	宮津字新海山1-14	公園	
	計	35 箇 所		

(3) 福祉避難所

番号	名 称	所 在 地	施設の種別	電 話 番 号	備 考
1	阿久比一期一会荘	卯坂字桜ヶ丘195	鉄筋コンクリート	47-0205	
2	パスピ・98	卯坂字秋葉山37-5	鉄骨	48-9098	
3	ひらめき2%	卯坂字秋葉山37-5	鉄筋	48-9902	
4	メディコ阿久比	草木字盗人ヶ脇15-1	鉄筋コンクリート	48-1156	
	計	3 箇 所			

避難所、急傾斜地崩壊危険箇所等 位置図



避難所	1 東部小学校 ※	7 草木保育園	13 勤労福祉センター	19 図書館	25 英比保育園	B ハースレ 98
	2 宮津公民館	8 英比小学校 ※	14 南部小学校 ※	20 ほくぶ幼稚園	26 多目的ホール	ひらめき2%
	3 宮津保育園	9 坂部公民館	15 卯ノ山児童館	21 草木老人憩の家	27 スポーツ村交流センター	C ディア阿久比
	4 板山公民館	10 中央公民館	16 白沢区民館	22 大古根公民館	28 阿久比高校	
	5 草木小学校 ※	11 阿久比中学校	17 高根台集会所	23 陽なたの丘集会所	福祉避難所	
	6 草木公民館	12 中部公民館	18 ふれあいの森	24 植公民館	A 阿久比一期一会荘	

※のグラウンドは、避難場所を兼ねる。

避難場所	① 丸山公園	⑦ 植公園	⑬ 福住園高台東公園	⑮ 中島公園	⑳ さるこ公園	㉕ 宮津団地中央公園
	② 板山グランド	⑧ 矢口公園	⑭ 白沢台中央公園	⑯ 草木グランド	㉖ いたちだ公園	
	③ 白沢グランド	⑨ 宮津公園	⑮ 高根台西公園	㉑ 焼山公園	㉗ 陽なたの丘南公園	
	④ 高根台中央公園	⑩ 富士塚公園	⑯ 東原公園	㉒ 坂部西公園	㉘ 陽なたの丘中央公園	
	⑤ 山田中央公園	⑪ 山田東公園	⑰ 柏原公園	㉓ 阿久比駅前公園	㉙ 陽なたの丘東公園	
	⑥ 卯之山公園	⑫ 南風公園	⑱ 福池公園	㉔ 阿久比スポーツ村	㉚ 芝生広場	

	急傾斜地崩壊危険箇所		地震災害警戒本部・災害対策本部		
	防災活動拠点		災害廃棄物一時集積場所		緊急輸送基地・集積地

○医療機関一覧

(1) 一般診療所

(令和6年3月31日現在)

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目	病床数
山 田 内 科	草木字平井堀3	48-3737	内	
佐々眼科	棕岡字菱田8-16	48-6688	眼	
飯塚医院	福住字六反田1-9	48-2131	内・小・消・糖尿病内科	
広渡レディースクリニック	白沢字天神前27	48-7703	産・婦	12
阿久比クリニック	卯坂字米山1-1	48-8866	内・小	
浅井外科	白沢字天神前33-2	48-8787	脳・外・整・内・リハ	19
東ヶ丘クリニック	福住字高根台11-6	48-5551	内・小・循・呼・アレ	
ハーブ内科皮膚科	横松字宮前67	48-9074	胃・循・小・アレ	
高津耳鼻咽喉科	白沢字天神裏41-2	49-2525	耳・アレ・小	
渡辺クリニック	白沢字天神裏10-8	48-0202	泌・皮	
岡田ハートクリニック	棕岡字角前田52-3	49-2100	内・循	
竹内整形外科・ 内科クリニック	萩字新川35	47-1275	整・リウ・内・神内・循・ 呼・麻・リハ	19
於大クリニック阿久比	宮津字西森下14-1	49-3811	内・腎内・透析	
眼科富田クリニック	白沢字二反ノ田57	49-3322	眼	
オアシスクリニック知多	萩字池下37-1	49-0002	皮・形・美皮	
あぐい南クリニック	矢高字高岡北86	49-0373	泌・内・消・小	
耳鼻咽喉科 すみやクリニック	宮津字宮天神24-1	49-3154	耳・アレ・小	
あぐい小児科クリニック	福住字坊田34	89-2020	小・アレ	

(2) 歯科診療所

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目	
稲葉歯科医院	福住字平野21-1	48-0262	歯	
関歯科医院	卯坂字小谷103	48-6060	歯・小歯・矯歯	
若子歯科	卯坂字古見堂66-1	48-7234	歯・小歯・矯歯・口腔	
中村歯科医院	福住字高根台11-7	48-4139	歯	
やなぎその歯科	阿久比字宮後32	48-3565	歯	
竹内歯科医院	草木字花吹21	48-3939	歯・小歯	
石橋歯科医院	宮津3-75	48-8008	歯・小歯	
クローバーこども歯科	棕岡字唐松3-3	48-9608	小歯・矯歯	
ひがし台歯科医院	板山字東台21-2	48-4601	歯・口腔	
おおぐち歯科	棕岡字角前田53-1	49-4618	歯・小歯・矯歯・口腔	

○防疫用資機材の保有状況

1 防疫用資機材

(令和6年3月31日現在)

種 別	数 量	保 管 場 所
動 力 噴 霧 器	1	保 健 こ ど も 課
肩 掛 式 噴 霧 器	2	保 健 こ ど も 課

2 防疫用薬品

(令和6年3月31日現在)

種 別	数 量	保 管 場 所
塩 化 ベ ン ザ ル コ ニ ウ ム 液	20	保健こども課（災害時追加購入）
ク レ ゾ ー ル	600	〃
次 亜 塩 素 酸 ナ ト リ ウ ム 液	10	〃
消 石 灰	—	災害時購入

○ごみ処理施設（東部知多クリーンセンター）

所在地	東浦町大字森岡字葭野41番地
焼却施設	型式 シャフト炉式ガス化融解炉
	処理能力 200t／24時間
粗大ごみ処理施設	型式 衝撃剪断併用横型回転式
	処理能力 30t／5時間
年間可燃・不燃物 処分量	55,505 t（令和元年度実績）

○ごみ運搬車

（令和6年3月31日現在）

車両区分	車両台数	作業人員
パッカー車	7 台	20 人
計	7	20

○東海・東南海・南海地震連動想定災害廃棄物等（愛知県算定）

災害廃棄物等（t）
約70,000

○し尿処理施設（東部知多浄化センター）

所 在 地	東浦町大字森岡字三洲道41番地
処 理 方 式	
一次・二次処理	生物処理・凝集分離処理→下水道放流
汚泥処理	脱水→焼却
臭気処理	高濃度臭気 酸＋アルカリ・次亜塩洗淨＋活性炭吸着処理
	中濃度臭気 酸＋アルカリ・次亜塩洗淨＋活性炭吸着処理
	低濃度臭気 活性炭吸着処理
処 理 能 力	
し尿	45kℓ／日
浄化槽汚泥	155kℓ／日

○し尿運搬車

（令和6年3月31日現在）

車 両 区 分	最 大 積 載 量	車 両 台 数	作 業 員
バキューム車	3.0kℓ	2台	各車両に 運転手 1人 作業員 1人
〃	4.0kℓ	1台	
〃	10.0 kℓ	2台	
計		5台	

○火葬場の概況

名 称	半田斎場
所 在 地	半田市鵜ノ池町19
設 置 団 体	知多中部広域事務組合
人 体 火 葬 炉 数	8基

○給水用資機材保有状況

積 載 用 給 水 タ ン ク		ポリエチレン容器 (20 ℓ)	ろ 水 機 (1.3m ³ /h)
1.5 t	1.0 t		
2	2	55	5
非常用給水袋 リュック型 (6 ℓ)			
防災交通課	上下水道課		
2,000	1,000		

○防災関係機関及び窓口

1 県庁

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5314~5316 (総括部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同上		
	無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					
防災 web メール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

2 県（知多管内）

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
知 多 県 民 事 務 所	21-8111 夜間 21-8111	半田市出口町1-36	475-8501
知 多 建 設 事 務 所	21-3231	半田市瑞穂町2-2-1	475-0828
半 田 保 健 所	21-3341	半田市出口町1-45-4	475-0903
知 多 農 林 水 産 事 務 所	21-8111	半田市出口町1-36	475-0903

3 警察署

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
愛知県警察本部 (警備部災害対策課)	(052) 951-1611 内線 5922	名古屋市中区三の丸2-1-1	460-8502
半 田 警 察 署	21-0110	半田市出口町1-31	475-0903
半 田 警 察 署 阿 久 比 交 番	21-0110 (呼出し)	阿久比町大字阿久比字駅前1丁目12	470-2213

4 消防庁

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:00～17:00）（消防庁防災課応急対策室）

(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	9#-92-xxx (無線専用電話のみ)	9-048-500-90-43xx
		(43xxx の下 3 桁は衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537 (FAX)	9#-92-9049033 (無線専用 FAX のみ)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	#-92-90-102 (無線専用電話のみ)	9-048-500-90-49102
03-5253-7553 (FAX)	9#-92-90-49036 (無線専用 FAX のみ)	9-048-500-90-49036 (FAX)

5 指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
内閣府	総括担当	(03)3501-5408	東京都千代田区永田町 1-6-1	100-8914
"	防災計画担当	(03)3501-6996	"	"
"	被災者行政担当	(03)3501-5191	"	"
"	調査・企画担当	(03)3501-5693	"	"
"	災害緊急事態対処担当	(03)3501-5695	"	"
国家公安委員会		(03)3581-0141	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	100-8974
警察庁	警備局警備課	(03)3581-0141	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	100-8974
金融庁	総務企画局政策課	(03)3506-6000	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1	100-8967
消費者庁	総務課	(03)3507-8800	東京都千代田区永田町 2-11-1	100-6178
総務省	官房総務課	(03)5253-5111	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	100-8926
消防庁	防災課	(03)5253-7525	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	100-8927
"	応急対策室	(03)5253-7527	"	"
"	防災情報室	(03)5253-7526	"	"
法務省	官房秘書課広報室	(03)3580-4111	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	100-8977
外務省	官房総務課 危機管理調整室	(03)3580-3311	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	100-8919
財務省	官房総合政策課	(03)3581-4111	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	100-8940
文部科学省	官房文教施設企画部	(03)5253-4111	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	100-8959
"	施設企画課		"	"
文化庁	官房政策課	"	"	"
厚生労働省	官房総務課	(03)5253-1111	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	100-8916
農林水産省	大臣官房文書課 災害総合対策室	(03)3502-8111	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	100-8950
経済産業省	官房総務課	(03)3501-1327	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	100-8901
資源エネルギー庁	総合政策課	(03)3501-2669	"	100-8901
中小企業庁	事業環境部企画課	(03)3501-0459	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	100-8912
国土交通省	河川局防災課	(03)5253-8111	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	100-8918
国土地理院	企画部企画調整課	(029)864-1111	茨城県つくば市北郷 1	305-0811
気象庁	総務部企画課	(03)3212-8341	東京都千代田区大手町 1-3-4	100-8122
海上保安庁	警備救難部環境防災課	(03)3591-6361	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	100-8918
環境省	官房総務課	(03)3581-3351	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	100-8975
原子力規制委員会	原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課	(03)3581-3252	東京都港区六本木 1-9-9	106-8450
防衛省	運用企画局事態対処課	(03)5366-3111	東京都新宿区市谷本村町 5-1	162-8801

6 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
中部管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	052-951-6000	名古屋市中区三の丸 2-1-1	460-0001
東海総合通信局	総務部総務課 文書係	052-971-9210	名古屋市東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎第3号館)	461-8795
東海財務局	総務部総務課	052-951-1772	名古屋市中区三の丸 3-3-1	460-8521
東海北陸厚生局	総務課	052-971-8831	名古屋市東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎第3号館)	461-0011
愛知労働局	総務部総務課	052-972-0251	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎第2号館)	460-8507
東海農政局	企画調整室	052-201-7271	名古屋市中区三の丸 1-2-2	460-8516
中部森林管理局	名古屋事務所 連絡調整官	052-683-9206	名古屋市熱田区熱田西町 1-20	456-8620
中部経済産業局	総務企画部総務課企画 調整係	052-951-2683	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510
中部近畿 産業保安監督部	管理課	052-951-0558	名古屋市中区三の丸 2-5-2 (中部経済産業局内)	460-8510
中部地方整備局	防災室 運用企画係	052-953-8357	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎第2号館)	460-8514
中部運輸局	総務部 安全防災・危機管理課	052-952-8002	名古屋市中区三の丸 2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館)	460-8528
大阪航空局	中部空港事務所 総務課	0569-38-2156	常滑市セントレア 1-1	479-8788
中部地方測量部	防災情報管理官	052-961-5644	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎第2号館)	460-0001
名古屋地方気象台	防災グループ	052-751-5124	名古屋市千種区日和町 2-18	464-0039
第四管区 海上保安本部	警備救難部環境防災課	052-661-1611	名古屋市港区入船 2-3-12	455-8528
名古屋海上保安部	警備救難課海上防災係	052-661-1615	名古屋市港区入船 2-3-12	455-0032
中部地方環境事務所	総務課	052-955-2130	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-0001
近畿中部防衛局	東海防衛支局 施設企画課企画係	052-952-8223	名古屋市中区三の丸 2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館)	460-0001

7 自衛隊

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
陸上自衛隊 第10師団	司令部第3部防衛班	052-791-2191	名古屋市守山区守山 3-12-1	463-0067
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第3科	052-791-2191	名古屋市守山区守山 3-12-1	463-0067
陸上自衛隊 第10特科連隊 (豊川駐屯地)	第3科	0533-86-3151	豊川市穂ノ原 1-1	442-0061
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部第3幕僚室	046-822-3500	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	238-0046
航空自衛隊 小牧基地	第1輸送航空隊 防衛部運用班	0568-76-2192	小牧市春日寺 1-1	485-0025

8 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
独立行政法人 国立病院機構	東海北陸グループ 人事担当(総務係)	052-968-5171	名古屋市中区三の丸 4-1-1 (名古屋医療センター内)	460-0001
独立行政法人地域医療 機能推進機構	東海北陸地区事務所 総務経理課総務係	052-698-2283	名古屋市南区三條 1-1-10 (中京病院健康管理センター内)	457-0866
独立行政法人 水資源機構	中部支社 事業部水管理・防災課	052-231-7541	名古屋市中区三の丸 1-2-1	460-0001
独立行政法人 都市再生機構	本社 災害対応支援室	045-650-0424	神奈川県横浜市中区本町 6-50-1	231-8315
日本銀行	名古屋支店 文書課	052-222-2000	名古屋市中区錦 2-1-1	460-8708
日本赤十字社	愛知県支部事業部 救護・事業推進課	052-971-1591	名古屋市東区白壁 1-50	461-8561
日本放送協会	名古屋拠点放送局 企画総務部(計画・管理)	052-952-7000	名古屋市東区東桜 1-13-3	461-8725
中日本高速道路 株式会社	名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括課	052-222-1620	名古屋市中区錦 2-18-19 (三井住友銀行名古屋ビル 13F)	460-0003
中部国際空港 株式会社	空港運用本部空港 運用部保安・防災 G	0569-38-7777	常滑市セントレア 1-1 (第1 セントレアビル内)	479-8701
東海旅客鉄道 株式会社	東海鉄道事業本部 管理部総務課	052-564-2396	名古屋市中村区名駅 1-3-4	453-8520
日本貨物鉄道 株式会社	東海支社総務部	050-2017-4022	名古屋市中区錦三丁目 1-1 十六銀行名古屋ビル 10 階	460-0003
西日本電信電話 株式会社	名古屋支店 設備部災害対策室	052-291-3226	名古屋市中区大須 4-9-60 (NTT上前津ビル内)	460-8319
日本郵便株式会社	東海支社経営管理本部 総務・人事部危機管理室 危機管理担当	052-446-8229	名古屋市中村区名駅 1-1-1	469-8797
東邦瓦斯株式会社	総務部 防災統括グループ	052-872-9681	名古屋市熱田区桜田町 19-18	456-8511
日本通運株式会社	名古屋支店 総務健康担当	052-551-9851	名古屋市中村区名駅南 4-12-17	450-0003
福山通運株式会社	総務部総務課	084-924-2007	広島県福山市東深津町 4-20-1	721-8555
ヤマト運輸株式会社	中部支社 CSR担当	0565-77-1010	豊田市生駒町切戸 21-1	473-0928
佐川急便株式会社	東京本社CSR推進部 リスクマネジメント課	03-3699-3340	東京都江東区新砂 2-2-8	136-0075
西濃運輸株式会社	総務部	0584-81-1111	岐阜県大垣市田口町 1	503-8501
中部電力株式会社	総務・広報・地域共生本 部防災グループ	052-951-8211	名古屋市東区東新町 1	461-8680
関西電力株式会社	東海支社 コミュニケーション統括グ ループ	052-931-1521	名古屋市東区泉 2-27-14	461-8540
株式会社JERA	西日本支社 西日本総務部総務ユニット	052-740-6842	愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 1 号 JPタワー名古屋 18 階	450-6318
電源開発株式会社	中部支店・中地域流通 システムセンター業務G	0568-81-2300	春日井市十三塚町 1-43	486-0815
KDDI株式会社	中部総支社 管理部	052-747-8071	名古屋市中区錦 2-27-8 (名古屋プライムセントラルタワー 20 階)	451-8610
株式会社 NTTドコモ	東海支社 ネットワーク部災害対策室	052-968-7938	名古屋市東区東桜 1-1-10 (アーバンネット名古屋ビル 7F)	461-8565
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	カスタマサービス部 危機管理室	0570-03-9909	東京都千代田区大手町 2-3-5 (NTTコミュニケーションズ大手ビル本館 6 階)	100-0004
ソフトバンク 株式会社	関西・東海総務課	052-566-3231	名古屋市中村区名駅 1-1-3	450-6104
イオン株式会社	イオン小牧 危機管理センター	0568-74-2010	小牧市東 1-126	485-0826

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
ユニー株式会社	業務本部総務部 危機管理	0587-24-8030	稲沢市天池五反田町 1	492-8680
株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	総務部渉外	03-6238-3000	東京都千代田区二番町 8-8	102-8452
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社セブン&アイ・ ホールディングス総務部	03-6238-3000	東京都千代田区二番町 8-8	102-8450
株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン	リスクマネジメント室危機 管理部	03-6238-3711	東京都千代田区二番町 8-8	102-8455
株式会社ローソン	リスク統括部	03-5435-1594	東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	141-8643
株式会社ファミリーマート	総合企画本部経営企画 部経営企画グループ	03-6436-7565	東京都港区芝浦 3-1-2 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 9F	108-0023
一般社団法人 日本建設業連合会	中部支部	052-261-3808	名古屋市中区栄 3-28-21 愛知建設業会館 5 階	460-0008

9 指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
愛知県土地改良 事業団体連合会	総務部総務課	052-551-3611	名古屋市西区栄生 1-18-25	451-0052
愛知県尾張水害 予防組合	事務局	0586-72-8555	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 (愛知県一宮建設事務所内)	491-0053
名古屋港管理組合	総務部危機管理室	052-654-7818	名古屋市港区港町 1-11	455-0033
サーラエナジー 株式会社	サーラE&L東三河株式 会社管理グループ管理 チーム	0532-32-5511	豊橋市神野新田町字テノ割一番地	441-8511
大山瓦斯株式会社	供給部供給2課	0568-61-0002	犬山市大字犬山字中野 2	484-0081
津島瓦斯株式会社	供給課	0567-28-1331	津島市錦町 2	496-0802
一般社団法人 愛知県トラック協会	総務部総務課	052-871-1921	名古屋市瑞穂区新開町 12-6 (愛知県トラック会館内)	467-8555
名古屋鉄道株式会社	鉄道事業本部 計画部管理課	052-825-3102	名古屋市熱田区三本松町 18-1	456-0032
近畿日本鉄道 株式会社	鉄道本部名古屋統括部 運輸部運行課	059-354-7021	三重県四日市市鶴の森 1-16-11	510-0074
豊橋鉄道株式会社	内部統制室	0532-53-2131	豊橋市駅前大通 1-46-1	440-0888
名古屋臨海鉄道 株式会社	総務部	052-613-5001	名古屋市南区滝春町 12-3	457-0819
衣浦臨海鉄道 株式会社	総務部総務課	0569-22-9681	半田市 11 号地 19-2	475-0831
愛知環状鉄道 株式会社	総務部総務人事課	0565-33-2931	岡崎市北野町字二番沢 68	444-0951
株式会社 東海交通事業	鉄道部輸送課	052-504-3002	名古屋市西区八筋町 8-1	452-0815
名古屋臨海高速鉄道 株式会社	総務部総務課	052-383-0954	名古屋市港区十一屋 1-46	455-0831
愛知高速交通 株式会社	総務部総務課	0561-61-4781	長久手市茨ヶ畑間 1533-736	480-1342
株式会社中日新聞社	編集局	052-201-8811	名古屋市中区三の丸 1-6-1	460-8511
株式会社朝日新聞社	名古屋本社 統括センター(管理)	052-231-8131	名古屋市中区栄 1-3-3	460-8488
株式会社毎日新聞社	中部本社 代表室総務グループ	052-564-1400	名古屋市中村区平池町 4-60-12	453-6109
株式会社読売新聞社	中部支社 編集センター	052-211-1151	名古屋市中区栄 1-2-1	460-8470
株式会社 中部経済新聞社	編集局	052-561-5212	名古屋市中村区名駅 4-4-10 (名古屋クロスコートタワー17 階)	450-8561
株式会社 日本経済新聞社	名古屋支社 総務グループ	052-243-3311	名古屋市中区栄 4-16-33	460-8366
株式会社 産業経済新聞社	地方部	06-6633-1221	大阪府大阪市浪速区湊町 2-1-57	556-8661
株式会社時事通信社	名古屋支社 編集部	052-231-4583	名古屋市中区錦 2-2-13 (名古屋センタービル内)	460-0003

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	所 在 地	郵便番号
一般社団法人 共同通信社	名古屋支社 編集部	052-211-2821	名古屋市中区三の丸 1-6-1	460-0001
株式会社 CBC テレビ	報道情報制作局報道部	052-241-8111	名古屋市中区新栄 1-2-8	460-8405
株式会社 CBC ラジオ	編成制作局編成部	052-241-8111	名古屋市中区新栄 1-2-8	460-8405
東海ラジオ放送 株式会社	報道制作局第二制作部	052-951-2525	名古屋市中区東桜 1-14-27	461-8503
東海テレビ放送 株式会社	報道部	052-951-2511	名古屋市中区東桜 1-14-27	461-8501
名古屋テレビ放送 株式会社	ニュース情報センター	052-331-8111	名古屋市中区橘 2-10-1	460-8311
中京テレビ放送 株式会社	報道局	052-588-4571	名古屋市中村区平池町 4-60-11	453-8704
株式会社エフエム愛知	編成制作部	052-263-5141	名古屋市中区千代田 2-15-18 (名古屋通信ビル内)	460-8388
テレビ愛知株式会社	報道制作局 報道情報グループ	052-203-0250	名古屋市中区大須 2-4-8	460-8325
株式会社ZIP-FM	編成局編成制作部	052-972-0778	名古屋市中区丸の内 3-20-17	452-0807
愛知県道路公社	事業部事業課	052-961-1621	名古屋市中区丸の内 3-19-30 (愛知県住宅供給公社ビル 2 階)	460-0002
名古屋高速道路公社	総務部総務課(防災)	052-919-5621	名古屋市中区清水 4-17-30 (名古屋高速道路公社黒川ビル内)	462-0844
公益社団法人 愛知県医師会	医療業務部第1課	052-241-4136	名古屋市中区栄 4-14-28	460-0008
一般社団法人 愛知県歯科医師会	調査・広報課	052-962-8020	名古屋市中区丸の内 3-5-18	460-0002
一般社団法人 愛知県薬剤師会	総務部業務課	052-953-4555	名古屋市中区丸の内 3-4-2	460-0002
公益社団法人 愛知県看護協会		052-871-0711	名古屋市中区昭和区円上町 26-18	466-0054
一般社団法人 愛知県病院協会	事務局	052-263-0800	名古屋市中区栄 4-14-28 (愛知県医師会館内)	460-0008
一般社団法人 愛知県 LP ガス協会	業務課	052-261-2896	名古屋市中区大須 4-1-70 (TANAKA 名古屋ビル内)	460-0011
一般社団法人 愛知県建設業協会		052-242-4191	名古屋市中区栄 3-28-21	460-0008
一般社団法人 土木研究会		052-931-6911	名古屋市中区泉 2-11-22	461-0001

10 公共的団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
知 多 郡 医 師 会	27-6348	半田市神田町1-1
知 多 中 部 広 域 事 務 組 合	21-0119	半田市東洋町1-6
半 田 消 防 署 阿 久 比 支 署	47-0119	阿久比町大字卯坂字古見堂48
東 部 知 多 衛 生 組 合	(0562) 46-8855	東浦町大字森岡字葭野41
あいち知多農業協同組合 阿久比生活文化センター	48-1122	阿久比町大字阿久比字駅前一丁目1
阿 久 比 町 商 工 会	48-7085	阿久比町大字卯坂字古見堂48
阿久比町社会福祉協議会	48-1111	阿久比町大字卯坂字丸の内85

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
救 急 医 療 情 報 セ ン タ ー	28-1133	名古屋市中区栄4-14-28
阿 久 比 郵 便 局	48-3000	阿久比町大字棕岡字中長19-7
阿 久 比 坂 部 郵 便 局	48-3500	阿久比町大字卯坂字老丁田90-4
阿 久 比 宮 津 郵 便 局	48-3400	阿久比町大字宮津字新海山1-3
愛知用水水道南部事務所	(0562) 33-2281	東海市大田町下浜田164-5
愛知県農業共済事務組合 半 田 支 部	20-7811	半田市横山町200
半 田 斎 場	27-8700	半田市鵜ノ池町19
㈱ C A C	21-0070	半田市有楽町8-26-2

愛知県災害対策本部知多方面本部 連絡先

区分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備・準備強化)		第 2 非常配備 (警戒体制)		第 3 非常配備	
勤務時間内	配備場所	知多県民事務所 県民安全防災課(知多総合庁舎 2 階)				災害対策センター (知多総合庁舎 3 階大会議室)			
	NTT	庁舎代表		0569-21-8111		庁舎代表	0569-21-8111		
		防災	内線	377、201		内線	460、461		
		消防	内線	379		直通	0569-25-0510 (FAX 兼用)		
		保安	内線	378					
	NTTFAX	0569-23-2354				直通	0569-25-0510 (電話兼用)		
	防災行政無線	防災	無線発信番号 -604-377、201		総括班	無線発信番号 -604-460			
		消防	無線発信番号 -604-379		総務班	無線発信番号 -604-461			
		保安	無線発信番号 -604-378		情報班	無線発信番号 -604-453、454、 462、463			
					緊急物資班	無線発信番号 -604-452			
					支援班	無線発信番号 -604-450、451			
					県民相談	無線発信番号 -604-455～458			
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-604-1151				無線発信番号-604-1150				
勤務時間外	配備場所	知多県民事務所 県民安全防災課 (知多総合庁舎 2 階)				上記勤務時間内の欄に同じ			
	NTT	庁舎代表	0569-21-8111						
	NTTFAX	0569-23-2354							
	防災行政無線	無線発信番号-604-377、201							
	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-604-1151							

○自主防災会一覧

(令和7年3月1日現在)

防 災 会 名	会 長	世 帯 数
横 松 自 主 防 災 会	横 松 区 長	104
萩 自 主 防 災 会	萩 区 長	118
宮 津 自 主 防 災 会	宮 津 区 長	693
宮 津 山 田 自 主 防 災 会	宮 津 山 田 自 治 会 長	370
宮 津 団 地 自 主 防 災 会	宮 津 団 地 自 治 会 長	811
板 山 自 主 防 災 会	板 山 区 長	323
福 住 自 主 防 災 会	福 住 区 長	299
福 住 園 高 台 自 主 防 災 会	福 住 園 高 台 自 治 会 長	260
白 沢 自 主 防 災 会	白 沢 区 長	926
白 沢 台 自 主 防 災 会	白 沢 台 自 治 会 長	251
高 根 台 自 主 防 災 会	高 根 台 自 治 会 長	577
草 木 自 主 防 災 会	草 木 区 長	1,491
坂 部 自 主 防 災 会	坂 部 区 長	596
卯 之 山 自 主 防 災 会	卯 之 山 区 長	472
阿 久 比 団 地 自 主 防 災 会	阿 久 比 団 地 自 治 会 長	166
阿 久 比 自 主 防 災 会	阿 久 比 区 長	413
棕 岡 自 主 防 災 会	棕 岡 区 長	240
矢 口 自 主 防 災 会	矢 口 区 長	253
高 岡 自 主 防 災 会	高 岡 区 長	143
植 自 主 防 災 会	植 区 長	1,108
大 古 根 自 主 防 災 会	大 古 根 区 長	519
メ イ ツ 巽 ケ 丘 自 主 防 災 会	メ イ ツ 巽 ケ 丘 自 治 会 長	106
陽 な た の 丘 自 主 防 災 会	陽 な た の 丘 自 治 会 長	879
計	23地区	11,118

○著名大地震一覧

年 月 日	地 震 名	規模 (M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
明治				
5. 3. 14	浜田地震	7. 1	島根西部 (石見、浜田)	死者552 家屋全壊4,762 山くずれ6,567
24. 10. 28	濃尾地震	8. 0	岐阜、愛知	死者7,885 家屋全壊164,611 半壊123,158 山くずれ1万余、大断層(根尾谷)
27. 10. 22	庄内地震	7. 0	秋田、山形	死者726 家屋全壊3,858 半壊2,397 焼失2,148
29. 6. 15	三陸地震津波	8 $\frac{1}{2}$	三陸沖	死者27,122 家屋流失全半壊8,891 船7,032 (津波被害)
大正				
12. 9. 1	関東大地震	7. 9	関東南部	死者99,331 行方不明43,476 家屋全壊128,266 半壊126,233 焼失447,128 津波
14. 5. 23	北但馬地震	6. 8	兵庫北部 (日本海側)	死者428 家屋全壊1,295 焼失2,180
昭和				
2. 3. 7	北丹後地震	7. 3	京都、兵庫	死者2,925 家屋全壊12,584 焼失3,711 断層(郷村)
5. 11. 26	北伊豆地震	7. 3	静岡東部 (伊豆北部)	死者272 家屋全壊2,165 断層(加殿、原保)
8. 3. 3	三陸地震津波	8. 1	三陸沖	死者3,008 家屋流失4,917 倒壊2,346 浸水4,329 船舶流失7,303 (津波被害)
18. 9. 10	鳥取地震	7. 2	鳥取	死者1,083 家屋全壊7,485 半壊6,158 断層(鹿野、吉岡)
19. 12. 7	東南海地震	7. 9	静岡、愛知 三重、岐阜 奈良、滋賀	死者1,223 住家全壊17,599 同半壊36,520 非住家全壊17,347 同半壊24,473 流失3,129 津波
20. 1. 13	三河地震	6. 8	愛知南部	死者2,306 住家全壊7,221 同半壊16,555 非住家全壊9,187 同半壊15,124 断層(深溝)
21. 12. 21	南海地震	8. 0	中部日本以西	死者1,330 行方不明102 家屋全壊11,591 半壊23,487 流失1,451 浸水33,093 焼失2,598 船舶破損流失2,991 津波
23. 6. 28	福井地震	7. 1	福井、石川 富山	死者3,895 家屋倒壊35,420 半壊11,449 焼失3,691 断層
24. 12. 26	今市地震	6. 4	栃木西北	死者8 住家全壊290 半壊2,994 非住家全壊583
27. 3. 4	十勝沖地震	8. 2	北海道南部 東北地方北部	死者28 行方不明5 家屋全壊815 半壊1,324 流失91
35. 5. 23	(チリ地震)	8. 5	東北、北海道	死者119 行方不明20 家屋全壊1,571 半壊2,183 流失1,259 (津波被害)

年 月 日	地 震 名	規模 (M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
39. 6. 16	新潟地震	7. 5	新潟、秋田 山形	死者26 家屋全壊1,960 半壊6,640 浸水15,297 津波
40. 8. 3	松代群発地震	—	長野県長野市 松代周辺	1965. 8. 3～1969. 12末までに有感地震62,621回 負傷15 家屋全壊10 半壊4 地すべり64件
43. 2. 21	えびの地震	6. 1	宮崎、鹿児島	死者3 負傷者42 家屋全壊368 半壊636
43. 5. 16	1968年 十勝沖地震	7. 9	北海道南部、 東北地方	死者49 行方不明3 負傷者330 家屋全壊673 半壊3,004 津波
48. 6. 17	1973年 6月17 日根室半島沖 地震	7. 4	根室半島南東 沖	負傷者26 家屋全壊2 小津波あり、波高は根室で約1.5m 浸水275 船舶流失沈没10
49. 5. 9	1974年伊豆半 島沖地震	6. 9	伊豆半島沖	行方不明29 負傷者78 家屋全壊46 半壊125 御前崎に最大波高22cmの津波
50. 1. 23		6. 1	阿蘇山の北	外輪山内にある一の宮町手野地区に被害が集中した。負傷10 家屋全壊16 半壊7 道路損壊11 山くずれ14
50. 4. 21		6. 4	大分県西部 九重山付近	負傷19 家屋全壊31 半壊90 道路損壊47 山くずれ141 などの被害、レークサイドホテルの一部崩壊
53. 1. 14	1978年伊豆大 島近海地震	7. 0	伊豆半島	伊豆半島の河津町、東伊豆町、天城湯ケ島町に被害は集中、死者25 負傷者205 全壊96 半壊616
53. 6. 12	宮城県沖地震	7. 4	福島県・宮城 県・宮城県沖	死者27 負傷者1,105 家屋全壊581 半壊5,180 道路損壊813
57. 3. 21	1982年浦河沖 地震	7. 1	北海道浦河町 西方沖	負傷者167 家屋全壊13 半壊28 一部負傷675 小津波あり
58. 5. 26	1983年日本海 中部地震	7. 7	青森、秋田県 西方沖	死者104 負傷者324 家屋全壊1,584 半壊3,515 津波被害大
59. 9. 14	1984年長野県 西部地震	6. 8	長野県西部	死者14 行方不明15 負傷者10 建物全壊14 半壊73 道路損壊258 大規模な土砂崩壊流出
62. 12. 17	千葉県東方沖 地震	6. 7	千葉県	死者2 負傷者138 建物全壊10 一部破損6万余 道路等
平成 5. 1. 15	平成5年 釧路沖地震	7. 8	釧路沖	死者1 負傷者928 建物や道路の被害あり
5. 7. 12	平成5年 北海道南西沖 地震	7. 8	北海道南西沖 奥尻島	死者202 不明29 負傷者305 地震に加え津波による被害大 奥尻島南端の青苗地区は火災もあり壊滅状態 津波は青苗の市街地で10mを越えた所あり。
6. 10. 4	平成6年北海 道東方沖地震	8. 1	北海道東部	負傷者437 全半壊409
6. 12. 28	平成6年三陸 はるか沖地震	7. 5	青森県	死者3 負傷者788 全半壊501

年 月 日	地 震 名	規模 (M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
7. 1. 17	平成 7 年兵庫 県南部地震	7. 3	阪神・淡路島	死 者6,434 行方不明 3 負傷者43,792 建物全壊 104,906 半壊144,274
12. 10. 6	平成12年鳥取 県西部地震	7. 3	鳥取県西部	負傷者182 住家全壊435 半壊3,101 一部破損 16,966 道路損壊670 崖崩れ367
13. 3. 24	平成13年芸予 地震	6. 7	安芸灘	死者2 負傷者288 住家全壊70 半壊774 一部破損 32,530
15. 5. 26	宮城県沖地震	7. 1	宮城県沖	負傷者174 住宅全壊 2 半壊21
15. 7. 26	宮城県北部地 震	6. 4	宮城県北部	負傷者677 住宅全壊1,276 半壊3,809
15. 9. 26	平成15年 十勝沖地震	8. 0	釧路沖	行方不明 2 負傷者849 全壊116 半壊368
16. 10. 23	新潟県中越地 震	6. 8	新潟県中越	死者68 負傷者4,805 全壊3,175 半壊13,810
17. 3. 20	福岡県西方沖 地震	7. 0	福岡県西方沖	死者1 負傷者1,204 全壊144 半壊353
15. 5. 26	宮城県沖地震	7. 1	宮城県沖	負傷者174 住宅全壊 2 半壊21
15. 7. 26	宮城県北部地 震	6. 4	宮城県北部	負傷者677 住宅全壊1,276 半壊3,809
15. 9. 26	平成15年 十勝沖地震	8. 0	釧路沖	行方不明 2 負傷者849 全壊116 半壊368
16. 10. 23	新潟県中越地 震	6. 8	新潟県中越	死者68 負傷者4,805 全壊3,175 半壊13,810
17. 3. 20	福岡県西方沖 地震	7. 0	福岡県西方沖	死者1 負傷者1,204 全壊144 半壊353
17. 8. 16	宮城県沖地震	7. 2	宮城県沖	負傷者100 全壊1 半壊0
19. 3. 25	平成19年能登 半島地震	6. 9	能登半島沖	死者1 負傷者356 全壊686 半壊1,740
19. 7. 16	平成19年新潟 県中越沖地震	6. 8	新潟県上中越 沖	死者15 負傷者2,346 全壊1,331 半壊5,708
20. 6. 14	平成 20 年岩 手・宮城内陸地 震	7. 2	岩手県内陸南 部	死者17 不明6 負傷者426 全壊30 半壊146
20. 7. 24	岩手県沿岸北 部地震	6. 8	岩手県沿岸北 部	死者1 負傷者211 全壊1 半壊0
21. 8. 11	駿河湾地震	6. 5	駿河湾	死者1 負傷者319 全壊0 半壊5
23. 3. 11	東北地方太平 洋沖地震	9. 0	東北地方太平 洋沖	死者16,278 不明2,994 負傷者6,179 全壊129,198 半壊254,238
25. 4. 13	淡路島地震	6. 3	淡路島	負傷者35 全壊8 半壊101

年 月 日	地 震 名	規模 (M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
26. 11. 22	長野県北部地震	6. 7	長野県北部	負傷者46 全壊77 半壊137
28. 4. 14	熊本地震	6. 5	熊本県熊本	
28. 4. 16	熊本地震	7. 3	熊本県熊本	死者50 負傷者2,783 全壊8,672 半壊34,514
28. 10. 21	鳥取県中部地震	6. 6	鳥取県中部	負傷者32 全壊18 半壊312
30. 6. 18		6. 1	大阪府北部	死者6 負傷者462 全壊21 半壊483
30. 9. 6	北海道胆振東部地震	6. 7	胆振地方中東部	死者43 負傷者782 全壊469 半壊1,660
R3. 2. 13	福島県沖地震	7. 3	福島県沖	死者3人 負傷者186人 全壊69 半壊729
3. 3. 20	宮城県沖地震	6. 9	宮城県沖	負傷者11人 一部破損2
4. 3. 16	福島県沖地震	7. 4	福島県沖	死者4人 負傷者247人 全壊217 半壊4556
5. 5. 5	能登地方沖地震	6. 5	能登地方沖	全壊30棟 半壊169棟
6. 1. 1	能登半島地震	7. 6	能登半島	死者241人 負傷者1,297人 全壊9,050棟 半壊12,820棟
6. 8. 8	日向灘地震	7. 1	日向灘	全壊1棟 半壊1棟 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表
7. 1. 13	日向灘地震	6. 6	日向灘	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表 →（調査終了）

○災害協定の要請先一覧

No.	名称	内容	相手方	所在地	要請番号等 F=FAX、M=MAIL
1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	物資の供給	(株)丸い商店 米伊商店 (株)櫻屋 (株)ヤマモトヤ本店 (株)エネチタ 名城食品(株) アピタ阿久比店 ピアゴ阿久比北店	宮津字山田1-90 宮津字堂道72 卯坂字坂部21 板山字本郷19 草木字上外六3-1 卯坂字梅ヶ丘148 棕岡字徳吉1-12 卯坂字惣山65	48-2621 48-0214 48-0114 48-5545 48-5588 49-3180 48-7911 48-5611
2	避難生活に必要な資材の借用に関する協定	簡易水洗式仮設トイレの借用	(株)アグメント トーエイ(株)	草木字末広22 東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1	48-3594 0562-83-3880
3	災害時の相互応援に関する基本協定書	資機材や物資の提供、職員等の派遣	和歌山県 紀の川市長 岡山県 真庭市長 滋賀県 米原市長 山口県 下関市長	紀の川市西大井338 真庭市久世2927-2 米原市下多良3-3 下関市南部町1-1 ※紀の川市から各市へ伝達してくれる。(紀の川が被災の場合は、真庭市が代行)	紀の川市危機管理課 0736-77-2511 F 0736-77-2514 M shibamoto-001@city.kinokawa.lg.jp 真庭市危機管理課 0867-42-1126 F 0867-42-1119 M kikikanri@city.maniwa.lg.jp 米原市防災危機管理課 0749-53-5161 F 0749-53-5161 M bosai@city.maibara.lg.jp 下関市防災危機管理課 083-231-9333 F 083-231-9966 M skbousai@city.shimonoseki.lg.jp
4	災害時の放送に関する協定	CACでの放送	シーエーティーブイ愛知(株)	半田市有楽町8-26-2	21-0070 F 23-3226 M housou@cac12.jp
5	愛知県内広域消防相互応援協定	他市町の消防の派遣	名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長、瀬戸市長、知多中部広域事務組合管理者半田市長、春日井市長、豊川市長、津島市長、豊田市長、西尾市長、蒲郡市長、犬山市長、常滑市長、江南市長、尾西市（現 一宮市）長、小牧市長、稲沢中島広域事務組合管理者、新城市長、東海市長、大府市長、知多市長、尾張旭市長、岩倉市長、豊明市長、長久手町（現 長久手市）長、木曽川町（現 一宮市）長、蟹江町長、幸田町長、田原町（現 田原市）長、渥美町（現 田原市）長、衣浦東部広域連合長、西春日井広域事務組合管理者、海部東部消防組合管理者、尾三消防組合管理者、海部南部消防組合管理者、海部西部広域事務組合管理者、丹羽広域事務組合管理者、幡豆郡消防組合管理者、知多南部消防組合管理者、あすけ地域消防組合管理者	阿久比支署長から要請	

No.	名称	内容	相手方	所在地	要請番号等 F=FAX、M=MAIL
6	愛知県防災ヘリコプター支援協定	防災航空隊の派遣	愛知県知事	愛知県防災航空隊（西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2）	0568-29-3121 F 0568-29-3123 M aichi-bosai@pref.aichi.lg.jp
7	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	一般廃棄物処理及び下水処理の応援	愛知県知事、名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長、瀬戸市長、半田市長、春日井市長、豊川市長、津島市長、碧南市長、刈谷市長、豊田市長、安城市長、西尾市長、蒲郡市長、犬山市長、常滑市長、江南市長、小牧市長、稲沢市長、新城市長、東海市長、大府市長、知多市長、知立市長、尾張旭市長、高浜市長、岩倉市長、豊明市長、日進市長、田原市長、愛西市長、清須市長、北名古屋市長、弥富市長、みよし市長、あま市長、長久手市長、東郷町長、豊山町長、大口町長、扶桑町長、大治町長、蟹江町長、飛島村長、東浦町長、南知多町長、美浜町長、武豊町長、幸田町長、設楽町長、東栄町長、豊根村長、愛知県流域下水道管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者、岡崎市公共下水道管理者、一宮市水道事業等管理者、瀬戸市公共下水道管理者、半田市公共下水道管理者、春日井市公共下水道管理者、豊川市公共下水道管理者、津島市下水道事業、碧南市公共下水道管理者、刈谷市公共下水道管理者、豊田市事業管理者、安城市公共下水道管理者、西尾市公共下水道管理者、蒲郡市公共下水道管理者、犬山市公共下水道管理者、常滑市公共下水道管理者、江南市公共下水道管理者、小牧市公共下水道管理者、稲沢市公共下水道管理者、新城市公共下水道管理者、東海市公共下水道管理者、大府市公共下水道管理者、知多市公共下水道管理者、知立市公共下水道管理者、尾張旭市公共下水道管理者、高浜市公共下水道管理者、岩倉市公共下水道管理者、豊明市公共下水道管理者、日進市公共下水道管理者、田原市公共下水道管理者、愛西市公共下水道管理者、清須市公共下水道管理者、北名古屋市公共下水道管理者、弥富市公共下水道管理者、みよし市公共下水道管理者、あま市公共下水道管理者、長久手市公共下水道管理者、東郷町公共下水道管理者、豊山町公共下水道管理者、大口町公共下水道管理者、扶桑町公共下水道管理者、大治町公共下水道管理者、蟹江町公共下水道管理者、東浦町公共下水道管理者、武豊町公共下水道管理者、幸田町公共下水道管理者、東栄町公共下水道管理者、愛北広域事務組合管理者、中部知多衛生組合管理者、東部知多衛生組合管理者、衣浦衛生組合管理者、常滑武豊衛生組合管理者、蒲郡市幸田町衛生組合管理者、逢妻衛生処理組合管理者、西知多医療厚生組合管理者、尾張東部衛生組合管理者、海部地区環境事務組合管理者、小牧岩倉衛生組合管理者、知多南部衛生組合管理者、尾張旭市長久手市衛生組合管理者、刈谷知立環境組合管理者、江南丹羽環境管理組合管理者、北設広域事務組合管理者、北名古屋衛生組合管理者、尾三衛生組合管理者、日東衛生組合管理者、五条広域事務組合管理者、知多南部広域環境組合管理者		
8	災害時における応援出動に関する協定書	災害予防、人命救助、復旧活動の応援	(株)岡戸組 (有)山本水道設備 (有)宮津電機 榊原建築(有) 沢田設備 瑛特土木(株) (R1.10廃業) (株)アグメント カツヤマ建設(株) 日道工業(株) (有)浪岡設備 早川水道(株) (株)マルヤマ (株)倉建 (株)加藤連合建設 (株)キクテック	白沢字二反ノ田39-1 板山字比沙田57 宮津字森下10-1 宮津字二子東21 板山字平成59 卯坂字小谷130 草木字末広22 宮津字堂道12 矢高字五反田16-1 横松字前田15-1 半田市瑞穂町10-15-6 (植大字大野崎31-1) 草木字伯父ケ脇5 草木字中郷82 卯坂字栗之木谷20-8 卯坂字梅ヶ丘150	48-1981 48-0797 48-0633 48-0423 48-2407 48-3401 48-3594 48-0815 48-1456 48-1625 48-0201 48-0927 48-0500 48-2330 48-1145

No.	名称	内容	相手方	所在地	要請番号等 F=FAX、M=MAIL
9	災害時の医療救護に関する協定書	医療救護班の派遣	知多郡医師会 同阿久比支部	半田市神田町1-1（半田市医師会健康管理センター内）	27-6348 F 27-6340
10	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	東邦瓦斯㈱が行う復旧活動、資機材置場の用地の提供	東邦瓦斯㈱からの要請を受け用地を提供 用地の候補は、No. 36の協定 デンソーの敷地内を想定		
11	消防相互応援協定に関する覚書	経費負担に関する取り決め	知多中部広域事務組合管理者及び同組合構成市町長		取り決めのため、要請は不要
12	水道災害相互応援に関する覚書	応急給水、応急復旧、資器材の供出、工事業者の斡旋	愛知県水道南部ブロック協議会長	常滑市新開町4-1	47-6125
13	知多地域消防相互応援協定書	消防、救急、救助業務の応援	知多半島5市4町長		
14	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	公共施設等の被災状況の調査、筆界点情報の収集・復元、登記・境界関係相談所の開設	社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 同知多統括支所長	名古屋市中区葵1-27-32	052-212-7536
15	災害時の情報交換に関する協定	現地情報連絡員（リエゾン）の派遣	国土交通省中部地方整備局名四国道事務所 ※整備局の中でも、名四国道事務所が本町を担当	名古屋市瑞穂区神穂町5-3	052-823-7915 F 052-823-7901
16	災害時等緊急連絡管に関する協定書	応急給水	東浦町長	東浦町大字緒川字政所20	0562-83-3111 F 0562-83-9756
17	災害時等緊急連絡管に関する協定書	応急給水	半田市長	半田市東洋町2-1	21-3111 F 23-6061
18	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	要介護認定者等の受入（福祉避難所）	社会福祉法人一期一会福祉会 阿久比一期一会荘	卯坂字桜ヶ丘195	47-0205 F 47-0208
20	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	歯科医療救護班の派遣	半田歯科医師会	半田市港町1-62	町内指定歯科医院に連絡
21	災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定書	薬剤師班の派遣、医薬品等の提供	知多薬剤師会 同阿久比支部長	武豊町字向陽4-39-1 福住六反田1 - 68（ねむのき薬局内）	77-2852 F 77-2715
22	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	災害廃棄物処理の応援	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5F	052-332-0346
23	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	物資の避難所等への配送	ヤマト運輸㈱名古屋主管支店長	名古屋市港区藤前5-401-1	052-303-6620
24	災害支援協力に関する協定書	生活用品の供給	生活協同組合コープあいち	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25-1	052-703-1501 F 052-703-3387
25	地震災害時の応急	応急危険度判	（公社）愛知建築士会	名古屋市中区栄2-10-19	052-201-2201

No.	名称	内容	相手方	所在地	要請番号等 F=FAX、M=MAIL
	対策活動の支援協力に関する協定書	定士の派遣			
26	地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書	応急危険度判定士の派遣	(公社)愛知県建築士事務所協会	名古屋市中区錦1-18-24	052-201-0500
27	アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定書	アマ無線通信による情報の収集・伝達	阿久比アマチュア無線非常通信連絡会	会長宅	会長に連絡
28	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活用品の供給	町から愛知県、愛知県からコープあいちへ要請	愛知県災害対策本部緊急物資チーム調達班	F 052-973-4107 県防災情報システムの「要請事項」or「応援要請」でも可
29	災害時におけるアクアマジックミネラルウォーター等の調達に関する協定書	飲料水の供給	(株)中京医薬品	半田市亀崎北浦町2-15-1	29-0202 F 29-0206
30	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書	避難所、公用車等への燃料の供給	(株)J A あいちエネルギー あいち知多 阿久比SS	阿久比字真向塚25-1	48-2085
31	災害時における被災者に対する物資の調達等に関する協定書	農作物等の供給	あいち知多農協農作業受託部会 阿久比支部 (阿久比営農センター内)	板山字川向109	48-1601
32	知多地域災害時相互応援協定書	物資、資機材の供給、職員の派遣、被災者受入	知多半島5市4町の防災部局		
33	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	行政書士の派遣	愛知県行政書士会知多支部	武豊町山起79-2	73-8271
34	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	地図製品等の供給	(株)ゼンリン 中部エリア統括部	名古屋市熱田区沢上2-1-32	052-684-2801 F 052-684-2808
35	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書	液化石油ガス及び燃焼器具の供給	愛知県LPガス協会 中央支部知多東分会	半田市宮路町53 (住吉福祉文化会館内)	22-3535 F 22-3536
36	大規模地震等災害時における地域防災活動に関する協定書	一時避難場所、資機材置場の提供	(株)デンソー阿久比製作所	草木字芳池 1	49-1000 F 49-1290
37	大規模地震等災害時における地域防災活動に関する覚書	上記一時避難場所に関する取り決め	(株)デンソー阿久比製作所		取り決めのため、要請は不要
38	災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設	障害者等の受入 (福祉避難所)	社会福祉法人相和福祉会 パスピ・98、ひらめき2%	卯坂字秋葉山37-5	48-9088 F 48-9198

No.	名称	内容	相手方	所在地	要請番号等 F=FAX、M=MAIL
	設を使用することに関する協定書				
39	災害発生時における協力に関する協定	車両、避難所・道路情報の提供、広報、避難所での郵便物の収集	日本郵便株式会社 阿久比郵便局 阿久比坂部郵便局 阿久比宮津郵便局 半田郵便局	棕岡字中長19-7 卯坂字壺丁田90-4 宮津字新海山1-3 半田市東洋町1-5-2	48-3000 F 48-9666 (町内局は、阿久比郵便局が連絡責任者) 21-0300 F 23-8439
40	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	ドローンによる映像等の収集、災害地図作成支援、町職員等への技術指導、連携	㈱DSA	春日井市味美西本町2263-5	0568-34-0106 M info@drone.aichi.jp
41	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	物資の避難所への配送、物資拠点の運営	東海西濃運輸㈱知多支店	板山字東菱池131	47-1860 F 47-1861
42	災害に係る情報発信等に関する協定書	町HPのアクセス負荷軽減、町防災情報をヤフー上に公開	ヤフー㈱	東京都千代田区紀尾井町1-3	03-6898-5312 M bousai-peacetime-desk@mail.yahoo.co.jp
43	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	被害認定業務への協力	(公社)愛知県建築士事務所協会 (公社)愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 (公社)愛知県不動産鑑定士協会	名古屋市中区錦1-18-24 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋市西区新道1-2-25 名古屋市中区栄4-3-26	052-201-0500 052-201-2201 052-586-1200 052-241-6680 (県へ要請も可)
44	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	段ボール製品の供給	東明工業㈱	知多市新刀池2-11	0562-54-1881 F 0562-56-5873
45	コロナ禍における災害発生時の施設の利用に関する協定書 災害発生時における施設の利用に関する協定	コロナ禍における避難所等としての体育館の利用 指定避難所指定及び利用	県立阿久比高等学校	阿久比字尾社2-1	0569-48-7111 F 0569-48-7645
46	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	避難所における特設公衆電話の設置	西日本電信電話㈱名古屋支店 東海支店 (組織名変更のため)	名古屋市中区大須4-9-60	052-291-2225
47	災害時等における救援作業に関する協定	調理や配送業務の救援	㈱東洋食品	本社：東京都台東区東上野1-14-4 東海事業部：名古屋市中区丸の内1-16-8 C-8ビル6階	町給食センター責任者 48-1801 F 48-1802 東海事業部 052-265-9973 F 052-684-9332
48	災害発生時における段ボール製品等の調達に関する協定	段ボール製品の供給	神原段ボール㈱	常滑市久米字池田201	0569-44-0782

No.	名称	内容	相手方	所在地	要請番号等 F=FAX、M=MAIL
	定書				
49	災害時における停電の早期復旧に向けた相互連携に関する協定	電力設備等の除去・復旧のための道路啓開等の連携	中部電力パワーグリッド(株) 半田営業所	愛知県半田市東洋町一丁目3-3	0569-21-5110 F 0569-23-7125 M Handaei.Bousai@huden.co.jp
50	災害時における物資供給に関する協定	物資の供給、運搬	NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1	025-371-4185 F 025-371-4151 M npo@komeri.bit.or.jp
52	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	物資の輸送・管理	佐川急便(株) 中京支店	愛知県小牧市大字三ツ渕惣作1350	080-1607-7506 F 03-3646-3977 M sgw08016077506@docomo.ne.jp
53	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	葬祭用品の供給、遺体管理用務支援	株式会社家族葬のファミリー	東京都港区芝4-5-10 EDGE 芝四丁目ビル7階	0566-25-6565 F 0566-25-6567 M hitomi.okazaki@kazuna-hd.co.jp
54	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	葬祭用品の供給、遺体管理用務支援	(有)大阪屋葬祭	常滑市白山町1丁目161番地	0569-35-4949 F 056-35-4911 M d.takeuchi@osakaya-sousai.jp
55	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	葬祭用品の供給、遺体管理用務支援	(株)JAやすらぎセンター	大府市吉田町六枚畑15番地	0562-45-1300 F 0562-45-1373 M info@ja-yasuragi.co.jp
56	災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定	通信設備の早期復旧に係る道路啓開等の連携	西日本電信電話株式会社	愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号	052-291-3226 F 052-262-9057 M Nagoya_saitai@west.ntt.co.jp
57	官民連携による災害時備蓄のローリングストック運用規定に関する覚書	備蓄品ローリングストックの実施	株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江62番地の1	0562-45-2701 F 0562-45-2717 M n-mochizuki@sugi-pharmacy.co.jp
58	災害時におけるテント及びシート類等の調達に関する協定	物資の供給、運搬	株式会社丸八テント商会	愛知県名古屋市中区栄5丁目7番10号	052-251-6731 F 052-251-6558 M info@08tent.co.jp

No.	名称	内容	相手方	所在地	要請番号等 F=FAX、M=MAIL
59	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	柔道整復師の救護活動について	愛知県柔道整復師会	名古屋市中区金山5丁目13番22号	052-871-2211 M info@shadan-aisei.jp
60	災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定	災害時における福祉避難所利用	医療法人並木会 (メディコ阿久比)	名古屋市天白区荒地二丁目1101番地 (草木字盗人ヶ脇1-14)	0569-48-1156 F 0569-48-1055
61	災害時における応急復旧対策活動に関する協定	物品の貸与等	阿久比町商工会	卯坂字古見堂48	0569-48-7085 F 0569-48-6067 Magui-sc@kne.biglobe.ne.jp
62	災害時における緊急指定避難場所の提供に関する協定	緊急指定避難避難場所の指定及び利用	宮津団地組合法人	宮津字小廻間26-4	0569-48-1520

○災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、阿久比町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達することが可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達することが可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、調達する物資、数量その他必要な事項を記載した物資供給要請書（様式第1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請物資の供給を実施するための措置を講ずるものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で甲、乙の立ち会いのうえ引渡すものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の完了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

（費用）

第7条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用の額は、災害発生前の供給について要請時の、災害発生後の供給については災害発生前のそれぞれ適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成16年6月1日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹 内 啓 二

乙

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」締結者一覧表

契約年月日	協定締結者名	住 所・電話番号	業 種
平成16年6月1日	株式会社 丸い商店	阿久比町大字宮津字山田1-90 48-2621	小売業
平成16年6月1日	米伊商店	阿久比町大字宮津字堂道72 48-0214	小売業 (酒販)
平成16年6月1日	あさひだるま知多阿久比店 → 廃業	阿久比町大字卯坂字富士塚55 48-5861	飲食業 (弁当)
平成16年6月1日	株式会社 櫻屋	阿久比町大字卯坂字坂部21 48-0114	小売業 (総合スーパー)
平成16年6月1日	株式会社 ヤマモトヤ本店	阿久比町大字板山字本郷19 48-5545	小売業 (衣料品)
平成16年6月1日	株式会社 大和 (阿久比町大字草木字上外63-1)	常滑市市場町1-43 (事務所 48-5588)	卸売業 (石油類販売)
平成16年6月1日	名城食品 株式会社	阿久比町大字卯坂字梅ヶ丘148 49-3180	製造業 (製麺製造)
平成16年7月1日	アピタ阿久比店	阿久比町大字椋岡字徳吉1-12 48-7911	小売業 (総合スーパー)
平成16年7月1日	ユーストア阿久比店 (「ピアコ阿久比北店」に名称変更)	阿久比町大字卯坂字惣山65 48-5611	小売業 (総合スーパー)

様式第 1 （第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

阿久比町長

物 資 供 給 要 請 書

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第 4 条の規定により、下記のとおり物資の供給を要請します。

なお、当該物資の供給の完了後においては、協定書第 6 条の規定による実施の状況について、物資供給実施状況報告書（様式第 2）により報告をお願いします。

記

1．供給を要請する物資

物 資 名	要請数量	引き渡し場所	備 考

2．その他必要な事項

様式第2（第6条関係）

年 月 日

阿 久 比 町 長 様

(報 告 書)
所 在 地
氏名又は名称
電 話 番 号

物 資 供 給 実 施 状 況 報 告 書

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり
物資供給の実施状況について報告します。

記

1. 供給を実施した物資

物 資 名	要 請 数 量	供 給 数 量	引き渡し場所	備 考

2. その他必要な事項

別表（第3条関係）

物資の範囲

期 間	発災直前・直後		発災後3～4日まで	発災後3～4日以降
想 定	ライフライン停止		電気・水道復旧	
食 料	（調理不要の食品） おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲物 牛乳 粉ミルク		（主食、副食） おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップ麺 カップ味噌汁 レトルト食品 果物 飲物 牛乳 粉ミルク	（自炊のための食材） 米穀 野菜 果物 食肉 魚類 漬物 つくだ煮 味噌・しょうゆ 塩 飲物 牛乳 粉ミルク
物品等	衣料品等	普通着、婦人服、子供服、作業着、下着類、軍手、靴下、さらし、毛布、布団、テント		
	日用品等	雨具、タオル、おむつ(紙)、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、バケツ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ローソク		
	食器類	なべ、釜、やかん、ハンゴウ、包丁、まな板、杓子、皿、茶碗、汁碗、はし、スプーン、ほ乳ビン		
	救急用品	包帯、ガーゼ、救急用ばん創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角巾		
	燃料等	ガソリン、軽油、灯油、木炭、LPガス、LPガス器具等		

○避難生活に必要な資材の借用に関する協定

阿久比町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、避難生活に必要な資材（以下「資材」という。）の借用及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、資材の借用を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、阿久比町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資材を借用することが可能な資材の借用を要請することができる。

（借用）

第3条 甲が乙に借用を要請する資材は、簡易水洗式仮設トイレとし、要請時点で乙は、基貸与するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、借用する資材、数量その他必要な事項を記載した資材借用要請書（様式第1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請資材の貸与を実施するための措置を講ずるものとする。

（引渡し）

第6条 資材の引渡しは、甲が指定する場所で甲、乙の立ち会いのうえ引渡すものとする。
2 乙は、資材の貸与を実施したときは、当該貸与の完了後、速やかにその実施状況を資材貸与実施状況報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

（費用）

第7条 乙が資材の貸与に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用の額は、別途締結する賃貸借契約書によるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成１７年１月５日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹 内 啓 二

乙

避難生活に必要な資材の借用に関する協定締結先

契約年月日	協定の相手方の住所、名称	貸与数
平成 17 年 1 月 5 日	知多郡阿久比町大字草木字末広 2 2 番地 株式会社アグメント 代表取締役 今 津 哲 次	1 0 基
平成 17 年 1 月 26 日	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ 2 8 番地の 1 トーエイ株式会社 代表取締役 今 津 昭	5 基

様式第 1（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

阿久比町長

資 材 借 用 要 請 書

避難生活に必要な資材の借用に関する協定書第 4 条の規定により、下記のとおり
資材の借用を要請します。

なお、当該資材の借用の完了後においては、協定書第 6 条の規定による実施の状
況について、資材貸与実施状況報告書（様式第 2）により報告をお願いします。

記

1. 借用を要請する資材

資 材 名	要請数量	引き渡し場所	備 考

2. その他必要な事項

様式第2（第6条関係）

年 月 日

阿久比町長 様

（報告書）

所在地

氏名又は名称

電話番号

資材貸与実施状況報告書

避難生活に必要な資材の借用に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり
資材貸与の実施状況について報告します。

記

1. 貸与を実施した資材

資 材 名	要 請 数 量	貸 与 数 量	引き渡し場所	備 考
簡易水洗式仮設トイレ				

2. その他必要な事項

○災害時の相互応援に関する基本協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、ほたるサミット参加市町村（以下「会員」という。）との協議により、会員の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する災害が発生したとき、被災者の援護等の応急措置が被災地独自では十分に行えない場合に、法第67条第1項の規定に基づき、他の会員に応援を求める場合にその対応を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 会員は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は相互に連絡をするものとする。

(応援の具体的事項)

第3条 応援の具体的事項は、次に掲げる内容とする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧に必要な資材又は物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (3) 救護及び援助活動に必要な車両又は資機材の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) ボランティアの募集及び派遣
- (6) 被災地の行政機能継続場所の提供
- (7) 被災者に対する避難所の設置及び応急仮設住宅の提供
- (8) 児童及び生徒の受入れ並びに就学機会の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信その他の手段により要請し、その後速やかに文書による手続きをするものとする。

- (1) 被害の発生状況と今後予想される事態
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量、梱包の単位等
- (3) 前条第4号に掲げる者の職種、人員、及び現場での従事内容
- (4) 応援の場所、現場までの経路及び現場付近の状況
- (5) 応援を必要とする期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(大規模災害時の応援措置)

第5条 応援しようとする会員は、地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災会員から第4条の規程による要請が困難と認めるときは、速やかに被災状況について自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により被害が甚大であり、応援をすることが望ましいと認められるときは、応援要請の有無にかかわらず必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応急措置に従事する職員等は、被災地の市町村長の指揮により行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援措置に要する経費は、原則として応援を要請した会員の負担とする。ただし、経費の額が著しく大きい場合は、会員相互が協議して定めるものとする。

(資料等の交換)

第8条 会員は、この協定に基づく応援措置が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料又は情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めない事項については、必要に応じて会員相互が協議して、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年7月4日から施行する。

この協定は、平成18年6月11日から施行する。

この協定は、平成24年6月14日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、会員は署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月14日

愛知県 阿久比町長
滋賀県 米原市長
和歌山県 紀の川市長
岡山県 真庭市長
山口県 下関市長

※ 平成19年1月16日付け、み環発第20号で「群馬県 みなかみ町長」から、平成19年3月31日をもって退会する旨の届出。

※ 平成19年2月13日付け、18辰第5236号で「長野県 辰野町長」から、平成19年3月末日をもって休会する旨の届出。

※ 平成19年7月2日付け、登東地第59号で「宮城県 登米市長」から、平成19年7月末日をもって退会する旨の届出。

※ 平成20年12月3日付け、本商第347号で「岐阜県 本巣市長」から、平成20年12月31日をもって退会する旨の届出。

第 4 条第 1 号関連様式 災害発生状況と今後予想される事態

災害名

報 告 日 時	月 日 時 分
市 町 名	
報 告 者 名	
電 話 番 号	

災 害 の 状 況	発生場所				発 生 日 時		月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟
今 後 予 想 さ れ る 事 態								

第 4 条第 2 号関連様式

市 町
責 任 者 所 属
氏 名 印

No. (平成 年 月 日 時 分)
(担当者 氏 名 印)

提供希望 物資・資機材	
数 量 等	
受入先施設名 (所在地)	(施設までの経路及び施設付近の状況は、別紙のとおり
提供希望 物資・資機材	
数 量 等	
受入先施設名 (所在地)	(施設までの経路及び施設付近の状況は、別紙のとおり
提供希望 物資・資機材	
数 量 等	
受入先施設名 (所在地)	(施設までの経路及び施設付近の状況は、別紙のとおり

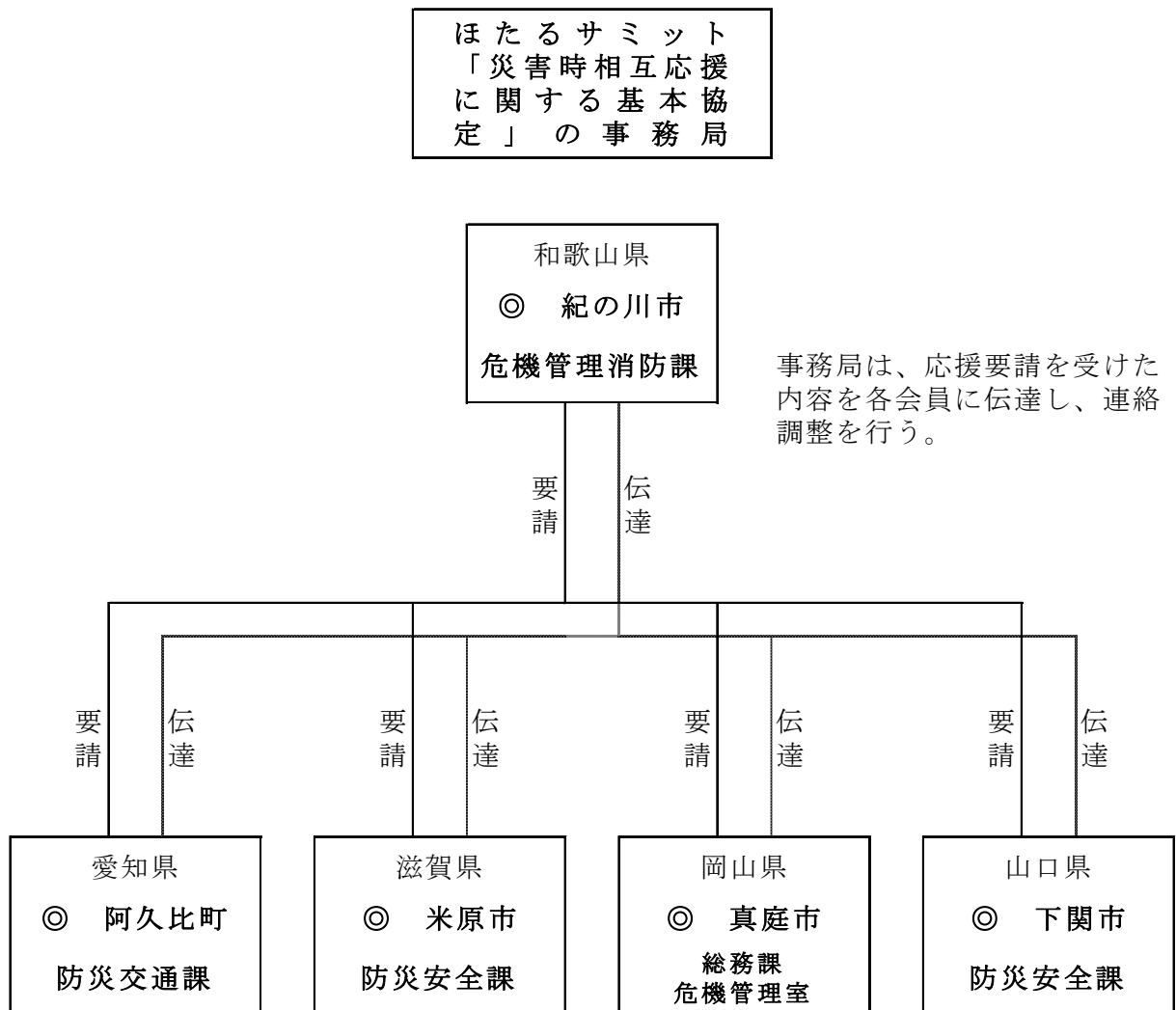
第 4 条第 3 号・第 4 号・第 5 号関連様式

市 町
責 任 者 所 属
氏 名 印

No. (平成 年 月 日 時 分)
(担当者 氏 名 印)

応援希望職種	
人数等	
現場での従事 内容	
応援時の装備 品	
集合先施設名 (所在地)	(施設までの経路及び施設付近の状況は、別紙のとおり
応援期間	

ほたるサミット「災害時相互応援に関する基本協定」の 相互応援連絡系統図



事務局は、応援要請を受けた内容を各会員に伝達し、連絡調整を行う。

紀の川市が被災したときは、真庭市が事務局を代行する。
(事務局：真庭市北房支局総務振興課)

○災害時の放送に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大雨、震災等の災害に関し、阿久比町（以下「甲」という。）が災害対策本部を設置し、防災対策又は応急対策に必要な場合に、甲がシーエーティーブイ愛知株式会社（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼)

第2条 甲は、災害発生の防止または応急対策を実施するうえで、乙の放送が有効な通信・伝達手段と判断する場合に、乙に対し放送を依頼するものとする。

2 乙は、甲に対し前項の放送に必要な資料の提供を求めることができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、第2条の依頼に基づき可能な限り、形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に定める放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

(雑則)

第6条 この協定の実施にあたり必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年 5月12日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
愛知県知多郡阿久比町
代表者 阿久比町長 竹内 啓二

乙 半田市有楽町八丁目26番地の2

シーエーテイブイ愛知株式会社

代表取締役

金 澤 憲 二

○愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義が生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長

豊橋市長

岡崎市長

一宮市長

瀬戸市長

知多中部広域事務組合管理者半田市長

春日井市長

松原武久

早川勝

柴田紘一

谷一夫

増岡錦也

榊原伊三

鵜飼一郎

豊川市長	中野勝之
津島市長	水谷尚
豊田市長	鈴木公平
西尾市長	本田忠彦
蒲郡市長	金原久雄
犬山市長	石田芳弘
常滑市長	石橋誠晃
江南市長	大池良平
尾西市長	大島晋作
小牧市長	中野直輝
稲沢中島広域事務組合管理者	服部幸道
新城市長	山本芳央
東海市長	鈴木淳雄
大府市長	福島努
知多市長	加藤功
尾張旭市長	谷口幸治
岩倉市長	石黒靖明
豊明市長	都築龍治
長久手町長	加藤梅雄
木曽川町長	山口昭雄
蟹江町長	佐藤篤松
幸田町長	近藤徳光
田原町長	白井孝市
渥美町長	山本道雄
衣浦東部広域連合長	永田太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬保
海部東部消防組合管理者	条野章
尾三消防組合管理者	久野知英
海部南部消防組合管理者	佐野峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷺野聡明
丹羽広域事務組合管理者	河田幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内光行
知多南部消防組合管理者	斎藤宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田雅清

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要請者
市町等名
職・氏名
印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防応援協定第4条の規定により次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 類	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 事 項	

○愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防

機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定書は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛知県知事 神 田 真 秋

阿久比町長 竹 内 啓 二

○災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事	名古屋市長	豊橋市長	岡崎市長	一宮市長
瀬戸市長	半田市長	春日井市長	豊川市長	津島市長
碧南市長	刈谷市長	豊田市長	安城市長	西尾市長
蒲郡市長	犬山市長	常滑市長	江南市長	小牧市長
稲沢市長	新城市長	東海市長	大府市長	知多市長
知立市長	尾張旭市長	高浜市長	岩倉市長	豊明市長
日進市長	田原市長	愛西市長	清須市長	北名古屋市長
弥富市長	みよし市長	あま市長	長久手市長	東郷町長
豊山町長	大口町長	扶桑町長	大治町長	蟹江町長
飛島村長	阿久比町長	東浦町長	南知多町長	美浜町長
武豊町長	幸田町長	設楽町長	東栄町長	豊根村長
愛知県流域下水道管理者	名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者			
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者	岡崎市公共下水道管理者		一宮市水道事業等管理者	
瀬戸市公共下水道管理者	半田市公共下水道管理者		春日井市公共下水道管理者	
豊川市公共下水道管理者	津島市下水道事業		碧南市公共下水道管理者	
刈谷市公共下水道管理者	豊田市事業管理者		安城市公共下水道管理者	
西尾市公共下水道管理者	蒲郡市公共下水道管理者		犬山市公共下水道管理者	
常滑市公共下水道管理者	江南市公共下水道管理者		小牧市公共下水道管理者	
稲沢市公共下水道管理者	新城市公共下水道管理者		東海市公共下水道管理者	
大府市公共下水道管理者	知多市公共下水道管理者		知立市公共下水道管理者	
尾張旭市公共下水道管理者	高浜市公共下水道管理者		岩倉市公共下水道管理者	
豊明市公共下水道管理者	日進市公共下水道管理者		田原市公共下水道管理者	
愛西市公共下水道管理者	清須市公共下水道管理者		北名古屋市公共下水道管理者	
弥富市公共下水道管理者	みよし市公共下水道管理者		あま市公共下水道管理者	
長久手市公共下水道管理者	東郷町公共下水道管理者		豊山町公共下水道管理者	
大口町公共下水道管理者	扶桑町公共下水道管理者		大治町公共下水道管理者	
蟹江町公共下水道管理者	阿久比町公共下水道管理者		東浦町公共下水道管理者	
武豊町公共下水道管理者	幸田町公共下水道管理者		東栄町公共下水道管理者	

愛北広域事務組合管理者
衣 浦 衛 生 組 合 管 理 者
逢妻衛生処理組合管理者
海部地区環境事務組合管理者
尾張旭市長久手市衛生組合管理者
北設広域事務組合管理者
日 東 衛 生 組 合 管 理 者

中部知多衛生組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者
西知多医療厚生組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者
刈谷知立環境組合管理者
北名古屋衛生組合管理者
五条広域事務組合管理者

東部知多衛生組合管理者
蒲郡市幸田町衛生組合管理者
尾張東部衛生組合管理者
知多南部衛生組合管理者
江南丹羽環境管理組合管理者
尾 三 衛 生 組 合 管 理 者
知多南部広域環境組合管理者

○災害時における応援出動に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲の地域内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急活動に関する応援出動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が応急活動を必要と判断した場合、乙に対する応援出動の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請及び要請方法）

第2条 甲は、災害時において、応援出動を必要と認めた場合は、次の各号に掲げるものについて、乙に対して応援を要請することができる。

- （1）災害予防活動
- （2）人命救助活動
- （3）緊急災害復旧活動
- （4）その他必要な活動

2 前項の要請にあたっては、甲は、場所、状況、作業内容、その他必要と認める事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によることができる。

（要請に基づく措置）

第3条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、協力が実施できるよう必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（応急活動）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに作業員、建設機械、資機材等を活用し、応援活動をするものとする。

2 乙は、活動現場では、他の防災関係機関と綿密な連絡をとり、協力連携し活動するものとする。

（経費の負担及び請求）

第5条 乙が実施した応援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから書面をもって申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ

定めるものとする。

この協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町

代表者 阿久比町長 竹内啓二

乙

災害時における応援出動に関する協定締結業者一覧

番号	契約年月日	協定締結者名	住所
1	平成18年12月12日	(株)岡戸組	阿久比町大字白沢字二反ノ田39-1
2	平成18年12月13日	(有)山本水道設備	阿久比町大字板山字比沙田57
3	平成18年12月13日	菊水建設(株) →廃業	阿久比町大字卯坂字梅ヶ丘150
4	平成18年12月18日	(有)宮津電機	阿久比町大字宮津字森下10-1
5	平成18年12月18日	榊原建築(有)	阿久比町大字宮津字二子東21
6	平成18年12月18日	沢田設備	阿久比町大字板山字平成59
7	平成18年12月19日	瑛特土木(株)	阿久比町大字卯坂字小谷130
8	平成18年12月19日	(株)アグメント	阿久比町大字草木字末広22
9	平成18年12月20日	カツヤマ建設(株)	阿久比町大字宮津字堂道12
10	平成18年12月20日	日道工業(株)	阿久比町大字矢高字五反田16-1
11	平成18年12月21日	(有)丸正不動産建設 →廃業	阿久比町大字矢高字仲組50
12	平成18年12月22日	(有)浪岡設備	阿久比町大字横松字前田15-1
13	平成18年12月26日	早川水道(株)	半田市瑞穂町10-15-6
14	平成18年12月27日	(株)マルヤマ	阿久比町大字草木字伯父ヶ脇5
15	平成18年12月27日	(株)倉建	阿久比町大字草木字中郷82
16	平成19年1月26日	(株)加藤連合建設	阿久比町大字卯坂字栗ノ木谷20-8
17	平成19年2月5日	(株)キクテック	阿久比町大字卯坂字梅ヶ丘150

○災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び阿久比町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき阿久比町が医療救護の万全を期するため阿久比町長（以下「甲」という。）と知多郡医師会長及び阿久比支部長（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関して協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定される災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、派遣する。

2 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、乙は救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の他の自治体からの受入及び他の自治体への派遣）

第3条 甲は、災害により、町内の医療救護班のみでの救護活動が困難と認めた時は、愛知県に医療救護班の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図るものとする。

2 甲は、他の自治体からの支援要請により、乙に対して医療救護班の派遣を要請することができる。

3 乙は、他の自治体の災害に際し、出勤が必要と認められるときは、甲の承認を得て出勤ができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、出勤後、速やかに甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療救護）

第5条 医療救護は、医療救護班によることを原則とする。

2 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (4) 死体の処理（死体検案を含む。）
- (5) その他医療救護班として必要な事項

（医療品等の供給）

第7条 乙の医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医療品等の補給、また医療救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療）

第8条 救護所及び収容医療施設における医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に次の範囲内において行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤及び治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

（助産）

第9条 救護所及び収容医療施設における助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産のみちを失った者に対して次の範囲内において行うものとする。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（報告）

第10条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙または医療救護班の班長は、医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用）

第11条 甲の要請に基づき、乙により派遣された医療救護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医療品等（医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

- 2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 3 甲は、第3条第2項において他の自治体からの要請を受けて派遣した医療救護班に係る費用支弁は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払いを行うものとする。
- 4 甲は、第3条第3項において出動した乙の医療救護班に係る費用支弁については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に支払いを行うものとする。
- 5 前2項の場合において医療救護班に係る費用を派遣先又は出動先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

- 第12条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、救助法に基づき補償する。
- 2 甲は、第3条第2項において他の自治体からの要請を受けて派遣した医療救護班に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に損害を補償するものとする。
 - 3 甲は、第3条第3項において出動した乙の医療救護班に係る損害補償については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に損害を補償するものとする。
 - 4 前2項の場合において医療救護班に係る損害補償を派遣先又は出動先の自治体が損害を補償しない場合は、第1項の規定を適用する。

(疑義の解決)

- 第13条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(実施細目)

- 第14条 医療救助の実施に関し必要な細目は、別添の「災害医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑則)

- 第15条 この協定は、平成17年10月 1日から適用する。
- 2 本協定発行と同時に、平成11年8月19日付けで締結した災害救助に関する協定は破棄する。
 - 3 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成18年3月31日までとする。
 - 4 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年10月 1日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 5 0
阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 知多郡医師会
会 長 山 本 楯

阿久比支部
支部長 浅 井 俊 人

○災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が愛知県内で発生した場合、甲の指示する用地を、乙の復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、甲の指示する用地とする。

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第2条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の規定による使用要請があったときは、特別の理由がない限り、これに協力する。

（要請等の手続）

第3条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話又はファックス等をもって要請するものとし、甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の指示する用地の使用を開始する。

2 乙は、使用に当たって、甲の指示に基づき占用許可の手続を行う。

（原状復旧等）

第4条 乙は、甲の指示する施設に損傷等を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、原則として甲の指示する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙及び甲の指示する関係者と協議して使用内容を定める。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は甲の指示に基づき行う。

4 施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

5 乙は、使用方法について甲の指示する関係者と協議を行う。

6 乙は、使用するにあたり、安全・環境美化・近隣への迷惑防止となるようその実現に向かって最大限の取り組みを行うものとする。

（使用料）

第6条 乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合、乙の使用料は無料とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議するものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年 5月20日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町

代表者 阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦瓦斯株式会社

代表者 取締役社長 水 野 耕 太 郎

○消防相互応援協定に関する覚書

知多中部広域事務組合管理者及び同組合構成市町長は、知多地域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に定める関係事項について協議し、次のとおり覚書を定める。

- 1 組合消防本部（消防署）が、協定第2条に基づき応援出動をした場合、同第7条第1号の経費（以下「通常経費」という。）及び同条第2号の経費（以下「特別経費」という。）は、組合の経常経費として負担する。
- 2 組合管理者又は同組合構成市町長が、協定第2条に定める応援を受けた場合の特別経費は、当該災害等の発生市町が負担する。
ただし、組合管理者が応援を要請した場合の特別経費は組合が支払い、当該災害等の発生市町が負担する。
- 3 この覚書は、組合管理者又は組合消防長が他の機関と締結した相互応援協定による経費負担についても準用する。
- 4 この覚書は、昭和51年4月1日から実施する。
- 5 この覚書は、5部作成し、記名押印のうえ組合及び組合構成市町各1部を保管する。

昭和51年3月22日

半 田 市 長	竹 内 弘
阿 久 比 町 長	榊 原 好 三
武 豊 町 長	山 本 孝 夫
東 浦 町 長	長 坂 悦 次

知多中部広域事務組合管理者

半田市長	竹 内 弘
------	-------

○水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。又、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者斡旋

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）への応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合、愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、法の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又はファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がそれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長に提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書各1通を作成し、会員及び立会人に置いてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷憲彦

名古屋市水道事業・工業用水事業及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町

南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋誠晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市

岩倉市 清洲町 木曽川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町

春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企

業団 海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鵜飼一郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市 西

尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町 下

山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴田紘一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町 小
坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津
具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早川 勝

立 会 人 愛知県健康副支部長 新家正義

別表第1

救 援 体 制 表

水道事業者名				所在地		電話		(昼間)		(夜間)		業 者	
〔 1 〕 応 急 給 水 用 具				〔 2 〕 緊 急 連 絡 先				〔 4 〕 緊 急 工 事 指 定		業 者			
品 名	車種 容量	数 量	摘 要	職 名	氏 名	電 話		業 者 名	所 在 地	専門とす る業種	電 話		
						昼間	夜間						
給水タンク車		台		(水道事業管理者)									
撤 水 車		台											
消防タンク車		台		(緊急連絡担当者)									
給 水 タ ン ク		基	車つき										
〃		基	車なし										
ポ リ 容 器	200	個											
水 袋	20	個											
(摘 要)				〔 3 〕 備 蓄 資 材				〔その他〕					
				管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとりまとめた一覧表を別表で提出する。									

○知多地域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合（以下「協定市町等」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

（1） 普通応援

（2） 特別応援

2 普通応援とは、協定市町等の区域内において当該市町等の近隣地域に災害等が発生したと認めた場合に、自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、災害等発生地の市町等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

（応援の要請）

第3条 協定市町等の長は、災害等が発生し応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして協定市町等の長に要請するものとする。

なお、応援の要請をした場合には、後日速やかに要請に係る事項を記載した文書を、応援した市町等の長に提出するものとする。

（1） 災害発生場所及び応援場所

（2） 災害等の状況

（3） 応援要請人員、機械器具、資材等の数量

（4） その他必要事項

（応援消防力の範囲）

第4条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町等において支障の生じない範囲内で行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときはその旨を、現場を引き揚げるときはその行った応援活動の状況を、現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

（1） 応援出動に要する経費は、応援を受けた市町等の負担とする。

ただし、消防機械器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、

燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は応援隊の所属する市町等の負担とする。

- (2) 応援出動に伴う消防機械器具の重大な破損による修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費又は賠償費、消防職団員の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、そのつど関係市町等の長が協議して定める。

(雑則)

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等の長が協議して定める。

附 則

この協定は、昭和51年1月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和54年4月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し記名押印のうえ、協定市町等各1通保管する。

昭和54年3月20日

半 田 市 長	竹 内 弘
常 滑 市 長	久 田 慶 三
東 海 市 長	岡 島 錦 也
大 府 市 長	大 島 武 雄
知 多 市 長	近 藤 昇 吉
阿 久 比 町 長	山 内 和 夫
東 浦 町 長	長 坂 悦 次
南 知 多 町 長	山 岡 藤 市
美 浜 町 長	橋 本 喜 久 雄
武 豊 町 長	山 本 孝 夫

知多中部広域事務組合管理者

半田市長 竹 内 弘

知多南部消防組合管理者

南知多町長 山 岡 藤 市

○災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、阿久比町地域防災計画に基づき、阿久比町の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前項と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協議要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(1) 甲の連絡担当者 阿久比町建設部建設課長

(2) 乙の連絡担当者 知多統轄支所長

（応急対策の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

(1) 阿久比町管理公共施設等の被災状況の調査

(2) 阿久比町管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のため筆界点情報の収集若しくは復元

(3) 登記・境界関係相談所の開設

(4) 平常時における阿久比町管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等

(5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（第1号様式.）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に応急対策要請書を提出するものとする。

2 乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに応急対策報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙と協定している中部ブッ

ロク各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。ただし、愛知県用地調査及び物件調査委託業務積算基準に定めのある場合は、これを参考にするものとする。

(名簿等の提出)

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成22年 4月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 4月23日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字殿越50番地
阿久比町
阿久比町長 竹内啓二

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号
社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理 事 長 高 木 秀 夫

知多統轄支所長

理 事 堀 寄 祐 史

第1号様式（第5条関係）

応 急 対 策 要 請 書

平成 年 月 日

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会

理事長

様

知多郡阿久比町長

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第5条の規定により、下記のとおり
要請します。

記

1 依頼番号

2 名 称

3 要請場所

4 活動時間

5 要請内容

6 町担当者及び連絡先

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場 建設部建設課

0569-48-1111

第2号様式（第5条関係）

応 急 対 策 報 告 書

平成 年 月 日

知多郡阿久比町長

様

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会
理事長

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第5条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名 称
- 3 活動場所
- 4 活動時間
- 5 活動内容（写真添付）
- 6 活動に要した人員・資機材等の内訳
- 7 実施した社員名、担当者名及び連絡先

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、阿久比町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 阿久比町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 阿久比町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成 23年 9月 7日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長 足立 敏之

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50

阿久比町長 竹内 啓二

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県 防災局長

中野 秀秋

○災害時等緊急連絡管に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、東浦町水道事業を甲とし、阿久比町水道事業を乙として災害、その他非常時における緊急連絡管の使用について必要な事項を定め、甲及び乙相互の区域給水の円滑な運営を行うことを目的とする。

(財産区分及び管理区分)

第2条 財産区分及び管理区分は、甲及び乙で協議された接続地点とし、別紙「財産区分図」に示す位置とする。

(施設の管理)

第3条 水道施設の維持管理はそれぞれの接続バルブまでとし、接続バルブ間は共同で管理するものとする。水質管理も同様とする。

(費用の負担)

第4条 前条の修理に要する費用は、甲及び乙の管理部分は各々負担するものとし、共同管理部分は、甲乙協議し費用負担をする。

(応援給水の実施)

第5条 甲及び乙は、災害その他非常の場合において、互いに相手方に対して水道水の補給（以下「応援給水」という。）を要請することができる。

(量水器の設置)

第6条 甲及び乙が、応援給水を行うときは、受給側が量水器を設置するものとする。ただし、使用期間等を勘案し、甲及び乙の協議により量水器を設置しないことができる。

(応援給水の手続き)

第7条 応援給水を受けようとする者は、あらかじめ供給側となる相手方に対し応援給水を要する理由、予定期間及び水量その他必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭によることができるものとする。

2 前項の要請を受けた者は、書面又は口頭により速やかに回答するものとする。

3 応援給水に際し、甲又は乙はそれぞれの給水区域に支障のない範囲内で相手方に給水するものとする。

(応援給水の開始及び終了)

第8条 応援給水は、甲及び乙の立会いのうえ、制水弁を操作することにより開始するものとし、応援給水の中止又は終了の場合も同様とする。

(応援水量)

第9条 応援給水に要した水量（以下「応援水量」という。）は、甲及び乙が協議して決定するものとする。この場合において量水器を設置したときは、当該量水器により計量した水量を基礎として決定するものとする。

(料金)

第10条 応援給水の対価（以下「料金」という。）は、県営水道の使用料金1立方メートル当たりの単価の倍額に応援水量を乗じた合計額に消費税相当額を加算した額とする。

2 甲及び乙は、指定する期限までに料金を納入するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成23年 7月 1日から1年間とする。ただし、期間満了の日前30日までに双方別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（雑則）

第12条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各々1通を保有する。

平成23年 7月 1日

甲 東浦町水道事業
東浦町長 井 村 徳 光

乙 阿久比町水道事業
阿久比町長 竹 内 啓 二

○災害時等緊急連絡管に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、半田市水道事業を甲とし、阿久比町水道事業を乙として災害、その他非常時における緊急連絡管の使用について必要な事項を定め、甲及び乙相互の区域給水の円滑な運営を行うことを目的とする。

(財産区分及び管理区分)

第2条 財産区分及び管理区分は、甲及び乙で協議された接続地点とし、別紙「財産区分図」に示す位置とする。

(施設の管理)

第3条 水道施設の維持管理は別紙「財産区分図」に示す位置にて甲及び乙の財産をそれぞれが管理するものとし、水質管理も同様とする。

(費用の負担)

第4条 前条の修理に要する費用は、甲及び乙が各々負担するものとする。

(応援給水の実施)

第5条 甲及び乙は、災害その他非常の場合において、互いに相手方に対して水道水の補給（以下「応援給水」という。）を要請することができる。

(量水器の設置)

第6条 甲及び乙が、応援給水を行うときは、受給側が量水器を設置するものとする。ただし、甲及び乙の協議により量水器を設置しないことができるものとする。

(応援給水の手続き)

第7条 応援給水を受けようとする者は、あらかじめ供給側となる相手方に対し応援給水を要する理由、予定期間及び水量その他必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭によることができるものとする。

2 前項の要請を受けた者は、書面又は口頭により速やかに回答するものとする。

3 応援給水に際し、甲又は乙はそれぞれの給水区域に支障のない範囲内で相手方に給水するものとする。

(応援給水の開始及び終了)

第8条 応援給水は、甲及び乙の立会いのうえ、制水弁を操作することにより開始するものとし、応援給水の中止又は終了の場合も同様とする。

(応援水量)

第9条 応援給水に要した水量（以下「応援水量」という。）は、甲及び乙が協議して決定するものとする。この場合において量水器を設置したときは、当該量水器により計量した水量を基礎として決定するものとする。

(料金)

第10条 応援給水の対価（以下「料金」という。）は、県営水道の使用料金1立方メートル当たりの単価の倍額に応援水量を乗じた合計額に消費税相当額を加算した額とす

る。

2 甲及び乙は、指定する期限までに料金を納入するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年11月15日から1年とする。ただし、期間満了の日前30日までに双方別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各々1通を保有する。

平成24年11月15日

甲 半田市水道事業
半田市長 榊 原 純 夫

乙 阿久比町水道事業
阿久比町長 竹 内 啓 二

○災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、阿久比町（以下「甲」という。）が社会福祉法人一期一会福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において要援護者とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(1) 介護保険の要介護認定者

(2) 上記に準ずる者

(施設使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及び阿久比町地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの依頼をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム

(2) ケアハウス

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、連絡先及び心身の状況等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(4) その他、甲乙双方が必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うように努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。ただし、当該要援護者の家族又は支援者が乙への移送を行うことができる場合は、この限りではない。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、当該要援護者に係る日常生活用品、食料及び医療材料等の必要物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した必要物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保管する。

平成24年9月25日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹内 啓二

乙 岩倉市北島町二本木7番地
社会福祉法人一期一会福祉会
理事長 臼井 和香奈

○災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と半田歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に
対

して歯科医師、口腔外科医、歯科衛生士及び歯科技工士（以下「歯科医師等」という。）の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

2 本協定に規定する災害は、自然災害だけでなく、集団的に傷病者が発生する重大な事故（航空機事故、テロ事件、大規模な車両事故等）を含むものとする。

（歯科医師等の派遣）

第2条 乙は、甲から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師等で構成する班（以下「歯科医療救護班」という。）を編成し、甲が設置する救護所、避難所、その他甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

2 緊急等やむを得ない事情により甲の要請を受ける時間的余裕がない場合、乙は、自ら医療活動を開始することができる。この場合において、乙はその状況を速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第3条 甲は、乙が歯科医療救護活動を円滑に行えるよう歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、指定場所において歯科医療救護活動を行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 甲が設置する指定場所における歯科診療を必要とする被災者に対する応急処置
- （2） 甲が設置する指定場所における口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
- （3） 歯科診療記録等による死体の確認及び検案等に対する協力
- （4） その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（指揮命令及び連絡事項）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、歯科医師会長が行うものとする。ただし、事故等により、歯科医師会長が指揮命令を行えない場合は、これを代理する者が指揮命令を行うものとする。

（医薬品、歯科用器材等）

第7条 乙が使用する医薬品、歯科用器材等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するものとする。

(活動記録及び報告)

第8条 乙は、歯科医療救護活動に係わる記録を行うとともに、歯科医療救護活動報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）及び歯科用器材等使用簿（様式第2号。以下「使用簿」という。）により、甲に報告する。

(医療費等)

第9条 災害時、救護所での歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

2 救護所閉鎖後、避難所等や歯科医療施設での医療費の負担は、原則として患者負担とし、乙が患者に請求する。

(扶助費)

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班の班員が、医療活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）に定めるところとし、扶助金支給請求書（様式第4号）により請求するものとする。

(費用)

第11条 甲の要請により乙が派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動で要した次の

費用は、甲が負担する。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(費用の支払)

第12条 甲は、乙からの請求があったときは、報告書及び使用簿に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(医事紛争の措置)

第13条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月10日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 5 0 番地
阿久比町

阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 半田市港町一丁目 6 2 番地

半田歯科医師会

会 長 平 林 直 樹

(様式第 1 号)

年 月 日

阿久比町長 様

半田歯科医師会
会 長

印

歯科医療救護活動報告書

従 事 者 名	職 種	従 事 月 日	従 事 時 間	救護活動場所
		月 日	時 分から	
		曜日	時 分まで	
		月 日	時 分から	
		曜日	時 分まで	
		月 日	時 分から	
		曜日	時 分まで	
		月 日	時 分から	
		曜日	時 分まで	
		月 日	時 分から	
		曜日	時 分まで	
		月 日	時 分から	
		曜日	時 分まで	

(様式第2号)

歯科用器材等使用簿

使用日	歯科用器材等名	使用量	購入単価	金 額
合 計 (小数点以下切り捨て)				

上記のとおり使用しました。

阿久比町長 様

年 月 日

半田歯科医師会

歯科医療救護班医師

印

(様式第 3 号)

災害救助に係る費用弁償及び実費弁償請求書

年 月 日

阿久比町長 様

半田歯科医師会

会 長 印

災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、災害救助費用として下記の金額を、関係書類を添えて請求します。

金 円

添付書類

1. 歯科医療救護活動報告書（様式第 1 号）の写し
2. 歯科用器材等使用簿（様式第 2 号）の写し

(様式第4号)

療養
休業
障害 扶助金支給申請書
遺族
葬祭
打切

平成 年 月 日

阿久比町長 様

住 所
氏

名

印

災害時の医療活動に関する協定書に基づく扶助金として下記の金額を関係書類を添えて申請します。

金 円

従事者又は協力者	氏名			生年月日	
	住所			年 齢	
	連絡先			職 業	
従事者又は協力者の災害救助業務		扶助金支給基礎額			
原因発生の日時及び場所					
原因発生の理由及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体状況				既障害の有無	
療養開始年月日		年 月 日	治癒年月日	年 月 日	
休 業 期 間		(年 月 日から 年 月 日まで 日間)		休業期間中における業務上の収入額	

※扶助金（療養扶助金を除く）の申請には「扶助金支給額」算出の根拠として平均収入のわかる書類（事業主又は市町村長の証明）を添付すること。

注1．療養扶助金の申請には、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。

2．休業扶助金の申請には、休業期間が記載された診断書及び事業主の証明を添付すること。

3. 障害扶助金の申請には、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
4. 遺族扶助金の申請には、死亡診断書及び親族関係を明らかにした書類を提出すること。
5. 葬祭扶助金の申請には、死亡診断書を添付すること。
6. 打切扶助金の申請には、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

○災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と知多薬剤師会及び阿久比支部（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護に必要な医薬品等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第2条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して薬剤師の派遣及び要請する医療品等の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 本協定に規定する災害は、自然災害だけでなく、集団的に傷病者が発生する重大な事故（航空機事故、テロ事件、大規模な車両事故等）を含むものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が設置する救護所、避難所等、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第4条 薬剤師班は、指定場所において医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班は、次に掲げる業務を行う。

（5） 甲が設置する救護所における医療救護活動

（6） 甲が指定する医薬品の集積場所における医薬品の管理及び仕分け並びに救護所等への医薬品の供給

（7） 甲が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力

（8） 医薬品等の供給への協力

（指揮命令及び連絡事項）

第5条 乙が派遣する薬剤師の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の要請）

第6条 甲は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は供給を要請することができる。

（医薬品等の要請方法）

第7条 前条に規定する要請は、医薬品等調達要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間がないときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（医薬品等の要請に基づく措置）

第8条 乙は、第6条の要請に対し、医薬品等の供給に当たるものとする。

2 乙は、医薬品等の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を医薬品等調達報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。

（調達医薬品等の範囲）

第9条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、要請時点で乙が調達可能な医薬品等とする。

（扶助費）

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の班員が、救助に関する業務に従事し、又は協力したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することになった場合は、災害救助法の適用される場合にあっては災害救助法に基づき、それ以外の場合にあっては消防法に基づく損害補償の例により、これを補償する。

（費用）

第11条 医薬品等の供給した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の価格とし、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲、乙が協議して定める。

（引渡し）

第12条 医薬品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用の支払）

第13条 甲は、乙からの請求があったときは、報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

第15条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 2月20日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町
阿久比町長 竹内 啓 二

乙 愛知県知多郡武豊町字向陽四丁目 3 9 番地 1

知多薬剤師会

会 長 梶 原 彰 宏

知多薬剤師会 阿久比支部

支部長 山 本 知 恵 子

第 1 号様式（第 7 条関係）

医薬品等調達要請書

年 月 日

知多薬剤師会
阿久比支部長 様

阿久比町長

災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定書第 6 条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、医薬品等供給後、協定書第 8 条の規定による実施状況を、医薬品等調達報告書により報告してください。

記

1 医薬品等調達要請数量

調達医薬品等名称	調達要請数	搬送先	備考

2 その他必要な事項

第 2 号様式（第 8 条関係）

医薬品等調達報告書

年 月 日

阿 久 比 町 長

所 在 地
名称及び
代表者名

災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定書第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 医薬品等調達数量

調達医薬品等名称	調達数	搬送先	価格	備考

2 その他必要な事項

○災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿久比町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）並びに災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成25年10月4日

甲 阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町

代表者 阿久比町長 竹内 啓二

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永井 良一

様式第 1 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 様

阿久比町長 ⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当：阿久比町建設経済部建設環境課 電話 0 5 6 9 - 4 8 - 1 1 1 1)

様式第 2 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

(宛先) 阿久比町長 様

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 ⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物処 理に従事した 要員、車両及 び資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

(担当者 役職： 氏名： 電話)

○災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

- （1）甲が管理する備蓄品等の避難所への配送
- （2）甲が管理する物資集積所等から避難所への配送
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲乙がこの本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときには電話またはその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
 - （1）輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
 - （2）資機材の使用料については、時価相場相当
 - （3）荷役作業の人件費については、日当費相当

（費用の支払い）

第6条 前条に定める費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静

化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに文書により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年9月17日

(甲) 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹内 啓二

(乙) 名古屋市港区藤前5-401-1
ヤマト運輸株式会社
名古屋主管支店長 井黒 聖一

○災害支援協力に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、阿久比町民生活の早期安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合又は適用にならない場合にあっては特に必要と認められるときには、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

- (1) 食料及び飲料水その他乙が用意することができる応急生活物資の供給
- (2) 甲及び乙が用意した応急生活物資の運搬
- (3) 啓発活動等の実施
- (4) その他甲が必要と認める事項

（応急生活物資の運搬）

第3条 甲は、乙に対して、応急生活物資の運搬について、その供給者にかかわらず、乙の所有する車両にて行うよう協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定について、乙の連合組織である、生活協同組合連合会東海コープ事業連合、日本生活協同組合連合会と協力、提携し、要請のあった物品の運搬を実施することができるものとする。

（要請手続等）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬に係る車両の運行）

第5条 甲は乙が行う応急生活物資運搬および要員派遣のための車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（被災した他市町村への応援）

第6条 甲が、被災した他の市町村に対する応急生活物資の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合、乙は、この協定に準じて可能な限り甲に協力をするものとする。

（啓発活動等の実施）

第7条 乙は、災害時に備え、平素から地域住民に対して自らの人的資源や組織力を活用し、啓発活動や防災訓練等への参加協力を呼びかけるものとする。

2 乙は、甲と協議のうえ、甲において実施する啓発活動や防災訓練等に協力して取り組むことができるものとする。

(生活物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限活用し、事業の継続並びに事業再開による生活物資の供給をもって生活物資の高騰等の防止を図り、阿久比町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は乙の事業継続、早期再開に向け可能な協力をするものとする。

(費用負担)

第9条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した応急生活物資の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第10条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿 久 比 町
代表者 阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
生活協同組合コープあいち
理 事 長 夏 目 有 人

○地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が阿久比町内で発生した場合に、甲が乙の半田支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- （1）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- （2）震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- （3）建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

- 2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
 - （2）安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
 - （3）その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 阿久比町内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 2月21日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町長 竹内 啓二

乙 愛知県名古屋市中区四丁目3番26号 昭和ビル5階
公益社団法人 愛知建築士会
会 長 佐藤 東亜男

○地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第3条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が阿久比町内で発生した場合に、甲が乙の知多支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第4条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- （1）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- （2）震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- （3）建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

- 2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第5条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
 - （2）安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
 - （3）その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 阿久比町内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請のあったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26年 2月21日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町長 竹内 啓二

乙 愛知県名古屋市中区四丁目3番26号 昭和ビル2階
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会 長 朝岡 市郎

○アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と阿久比アマチュア無線非常通信連絡会（以下「乙」という。）は、災害時における情報収集・伝達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は阿久比町内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が甲に協力して、災害時の情報収集・伝達等を行うために必要な事項を定める。

（性格）

第2条 前条における乙が行う協力は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（災害）

第3条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達上必要と認めるときは、乙に対して、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（情報連絡系統）

第5条 この協定に基づく、甲と乙の情報連絡系統は別途定める。

（防災訓練への参加）

第6条 この協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（その他必要な支援）

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（疑義）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、甲は乙が文書をもつ

て協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 10月 21日

甲 阿久比町

阿久比町長

乙 阿久比アマチュア無線非常通信連絡会

会 長

○名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成２６年７月２２日から施行する。

この協定を証するため本書４０通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成２６年７月２２日

- 甲 愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛西市 愛西市長
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地
阿久比町 阿久比町長
愛知県あま市木田戊亥１８番地１
あま市 あま市長
愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市 一宮市長
愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市 稲沢市長
愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
犬山市 犬山市長
愛知県岩倉市栄町一丁目６６番地
岩倉市 岩倉市長
愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町 大口町長
愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
大治町 大治町長
愛知県大府市中央町五丁目７０番地
大府市 大府市長
愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市 尾張旭市長
愛知県春日井市鳥居松町５丁目４４番地
春日井市 春日井市長
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
蟹江町 蟹江町長
愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
刈谷市 刈谷市長
愛知県北名古屋市西之保清水田１５番地
北名古屋市 北名古屋市長
愛知県清須市須ヶ口１２３８番地
清須市 清須市長
愛知県江南市赤童子町大堀９０番地
江南市 江南市長

愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市 小牧市長
愛知県瀬戸市追分町 6 4 番地の 1
瀬戸市 瀬戸市長
愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町 武豊町長
愛知県知多市緑町 1 番地
知多市 知多市長
愛知県津島市立込町二丁目 2 1 番地
津島市 津島市長
愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市 東海市長
愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町 東郷町長
愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地
常滑市 常滑市長
愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地
飛島村 飛島村長
愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市 豊明市長
愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市 豊田市長
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地
豊山町 豊山町長
愛知県長久手市岩作城の内 6 0 番地 1
長久手市 長久手市長
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市 名古屋市長
愛知県日進市蟹甲町池下 2 6 8 番地
日進市 日進市長
愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地
半田市 半田市長
愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 2 0 番地
東浦町 東浦町長
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 3 3 0 番地
扶桑町 扶桑町長
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町 南知多町長
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 1 0 6 番地
美浜町 美浜町長
愛知県みよし市三好町小坂 5 0 番地

みよし市 みよし市長
愛知県弥富市前ケ須町南本田 3 3 5 番地
弥富市 弥富市長

乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 2 5 番地の 1
生協法人 生活協同組合コープあいち
理事長 夏目 有人

○災害時におけるアクアマジックミネラルウォーター等の調達に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と、株式会社中京医薬品（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、アクアマジックミネラルウォーター等（以下「飲料水」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して被災者支援を図るため、飲料水の調達に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が飲料水を必要とするときは、乙に対し飲料水の調達について協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 甲による要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、後日「物資発注書」を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、飲料水の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、第2条の要請により飲料水の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（飲料水の運搬）

第5条 飲料水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が提供した飲料水の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払い）

第7条 飲料水の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月8日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町

代表者 阿久比町長

乙 半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

株式会社 中京医薬品

代表取締役社長

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社 中京医薬品
代表取締役社長 山田 正行 様

阿久比町長

「災害時における飲料水の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先	
担当部署	課
担 当 者	担当
電 話	— —
F A X	— —
メ ー ル	

物資供給報告書

平成 年 月

日

(あて先)

阿久比町長 様

株式会社 中京医薬品

代表取締役社長 山田 正行

平成 年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

○災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と㈱ＪＡあいちエネルギーあいち知多阿久比ＳＳ（以下「乙」という。）は、町内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）におけるガソリン等燃料（以下「燃料」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時等において、甲が実施する災害応急及び避難者の生活支援を円滑に実施することを目的に、甲が必要とする燃料を乙が、優先かつ安定的に供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給への協力要請）

第２条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる重要な施設等のうち、甲が指定するものに対する燃料の供給について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 町内に設置された避難所
- (2) 公用車、緊急車両等
- (3) その他重要な施設

２ 前項の規定による要請は、別に定める「ガソリン等燃料発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の実施）

第３条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、燃料の供給に可能な限り協力するものとし、供給の方法は、甲が燃料の携行缶等を持参し、乙から供給を受けるものとする。

２ 乙は、前項に規定する燃料を供給したときは、速やかに別に定める「ガソリン等燃料供給報告書」により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第４条 本協定に基づき供給された燃料の代金は、甲が負担するものとする。

２ 前項の費用の算出方法については、原則として災害発生直前における適正な市場価格を基準として、甲乙が協議により定めるものとする。

（有効期間）

第５条 この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解消の申出がない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第６条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、

その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月20日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
知多郡阿久比町
代表者 阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 知多郡阿久比町大字阿久比字真向塚25-1
株式会社J Aあいちエネルギー
あいち知多 阿久比SS
マネージャー 寺 澤 充 生

ガソリン等燃料発注書

年 月 日

株式会社 J A あいちエネルギー

あいち知多 阿久比 S S

マネージャー

様

阿久比町長

「災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書」第 2 条に基づき、下記のとおり
要請します。

記

要請する燃料

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先	
担当部署	課
担当者	担当
電 話	— —
F A X	— —
メー ル	

ガ ソ リ ン 等 燃 料 供 給 報 告 書

年 月 日

(あて先)

阿久比町長 様

株式会社 J A あいちエネルギー

あいち知多 阿久比 S S

マネージャー

年 月 日付で要請のあった燃料については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した燃料

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			

○災害時における被災者に対する物資の調達等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）とあいち知多農協農作業受託部会阿久比支部（以下「乙」という。）は、地震等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に必要な物資の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が相互に協力して被災者支援を図るため、物資の調達及び運搬に関する事項について定めるものとする。

（物資）

第2条 甲が乙に対し、災害時に物資の調達について協力を要請することができる物資は、米穀（精米）とする。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とするときは、乙に対し物資の調達について協力を要請することができる。

（要請手続き）

第4条 前条の規定による甲の要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

2 乙は、前項に規定する物資の調達を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 前条に規定する物資の調達及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲及び乙のいずれかから文書を持って申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月10日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹内啓二

乙 知多郡阿久比町大字板山字川向109番地
あいち知多農協農作業受託部会 阿久比支部
支部長 澤田裕

物 資 発 注 書

年 月 日

あいち知多農協農作業受託部会

阿久比支部

支部長

様

阿久比町長

「災害時における被災者に対する物資の調達等に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先	
担当部署	課
担 当 者	担当
電 話	— —
F A X	— —
メ ー ル	

物資供給報告書

年 月 日

(あて先)
阿久比町長 様

あいち知多農協農作業受託部会
阿久比支部
支部長

年 月 日付で要請のあった物資について、下記のとおり供給したので報告
します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			

○知多地域災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「協定市町」という。）の区域において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な物資又は資機材の提供
- (4) 救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した協定市町から要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合は、当該被災市町以外の協定市町が連絡調整し、当該被災市町に対し応援を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援市町は、要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市町と応援市町との往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口（以下「連絡担当部局」という。）は、協定市町の防災担当主管課とする。

2 連絡担当部局は、大規模災害時に備えて連絡を円滑に行うため、常に担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

半田市

市長 榊原純夫

阿久比町

町長 竹内啓二

常滑市

市長 片岡憲彦

東浦町

町長 神谷明彦

東海市

市長 鈴木淳雄

南知多町

町長 石黒和彦

大府市

市長 久野孝保

美浜町

町長 山下治夫

知多市

市長 宮島壽男

武豊町

町長 粕山芳輝

○災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会 知多支部（以下「乙」という。）は、知多地域に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲のうち被災者支援を必要とする市町の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務（行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務）は、次に掲げる業務とする。

- （1） 甲が開設した被災者支援相談窓口での派遣相談業務
- （2） その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、行政書士業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となった費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書 11 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 10 日

甲

半田市
市長 榊 原 純 夫

阿久比町
町長 竹 内 啓 二

常滑市
市長 片 岡 憲 彦

東浦町
町長 神 谷 明 彦

東海市
市長 鈴 木 淳 雄

南知多町
町長 石 黒 和 彦

大府市
市長 久 野 孝 保

美浜町
町長 神 谷 信 行

知多市
市長 宮 島 壽 男

武豊町
町長 初 山 芳 輝

乙

愛知県行政書士会 知多支部
支部長 深 谷 義 彦

年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県行政書士会 知多支部 支部長 様

市町長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏 名 ・ 電 話 番 号	職 名 氏 名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日～ 年 月 日
備 考	

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）「住宅地図」とは、各市町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2）「広域図」とは、各市町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4）「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5）「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書 11 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 15 日

甲

半田市

市長 榊 原 純 夫

阿久比町

町長 竹 内 啓 二

常滑市

市長 片 岡 憲 彦

東浦町

町長 神 谷 明 彦

東海市

市長 鈴 木 淳 雄

南知多町

町長 石 黒 和 彦

大府市

市長 久 野 孝 保

美浜町

町長 神 谷 信 行

知多市

市長 宮 島 壽 男

武豊町

町長 粕 山 芳 輝

乙

株式会社ゼンリン

中部エリア統括部

部長 荒 木 康 博

○災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 阿久比町（以下「甲」という。）と愛知県LPGガス協会中央支部知多東分会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具（以下「液化石油ガス等」という。）の優先供給について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害救助法が甲に適用されない場合に、液化石油ガス等の供給について、甲が乙に対して要請を行ったときは、乙は液化石油ガス等を甲に供給するものとする。

(要請手続)

第3条 前条第1項の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(保安に関する業務)

第4条 液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第1項の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成29年3月1日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比長 竹内啓二

乙 半田市宮路町53番地
愛知県LPガス協会 中央支部知多東分会
分会長 川合成由

番 号
年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県 L P ガス協会中央支部知多東分会長 様

阿 久 比 町 長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

阿久比町要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分	
要請 内容	品 名 数 量		
	期 間		年 月 日～ 年 月 日
	対象 施設	名 称	
		所在地	
		担当者	所 属 職・氏名 電話番号
備 考			

番 号
年 月 日

災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

阿 久 比 町 長 殿

愛知県L P ガス協会中央支部知多東分会長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

阿久比町要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分	
供給 実績	品 名 数 量		
	期 間		年 月 日～ 年 月 日
	対象 施設	名 称	
		所在地	
		担当者	所 属 職・氏名 電話番号
供給実施者		会社名 所在地 担当者 電話番号	
備 考			

○大規模地震等災害時における地域防災活動に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と株式会社デンソー阿久比製作所（以下「乙」という。）は、大規模地震等災害時における地域防災活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿久比町域において大規模地震等に伴う災害が発生した場合における地域防災活動に関し、可能な範囲内で相互に協力するために、必要な事項を定めるものとする。

（情報の共有）

第2条 甲及び乙は、災害時にはあらゆる通信手段を使用し連絡を取り合い、互いに情報を共有するものとする。

2 甲及び乙は、地域防災活動に関して円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行うとともに、その他防災活動についての情報交換も行うものとする。

（地域防災活動）

第3条 甲は、地域防災活動として、乙の所有する施設の一部を、一時的な避難場所として使用できるものとする。

（帰宅対策）

第4条 乙は、災害時の従業員の帰宅計画を定め、乙の従業員に周知するものとする。

2 甲は、前項の帰宅計画を定めるにあたり、災害等情報を乙に対して提供するものとする。

（資機材置場の提供の要請及び手続）

第5条 甲は、災害の復旧に資機材置場が必要なときは、乙に対し期間、場所、内容等を明らかにして、資機材置場の提供について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に対して資機材置場の提供を要請する場合、要請の理由その他必要な事項を明らかにしなければならない。

この場合、甲は、事後速やかに、提供の要請に係る文書を乙に交付するものとする。

（資機材置場の提供）

第6条 乙は、前条の規定による要請が甲からあった場合、第7条に規定する敷地を提供するものとする。ただし、乙が直ちに提供できないやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 乙は、資機材置場を提供できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（提供する敷地）

第7条 乙が資機材置場として提供する敷地は、次のとおりとする。

(1) 株式会社デンソー阿久比製作所内のグラウンドの一部

(2) 想定利用可能面積 10,000㎡

(資機材置場の維持及び運営)

第8条 甲は、乙の提供する資機材置場の管理、運営の責任及び当該管理、運営により乙に生じた追加物資等の費用を負うものとする。

2 甲は、資機材置場として使用するにあたり、乙の敷地内の安全・環境美化、近隣への配慮を行うよう注意するものとする。

(使用期間)

第9条 第7条に規定する敷地を資機材置場として使用する期間は、原則として30日間以内とする。ただし、甲の災害復旧が長期にわたる場合は、期間延長に関して甲は、乙と協議し、最長60日間まで延長することができる。

2 甲は、期間終了後出来る限り速やかに、資機材を甲の指定する資機材置場等に移すように努める。

3 乙は、第1項のただし書の規定により期間延長した場合であっても使用期間満了前に敷地を使用する必要がある場合は、敷地の明け渡しを求めることができるものとする。その場合甲は、誠意を持って速やかに明け渡しに応じるものとする。

(施設の損傷等)

第10条 乙の提供する資機材置場の使用によって乙の施設が損傷等した場合、当該損傷等が乙の責めに帰すべき場合を除き、甲が自らの費用と責任で当該損傷等について対処するものとする。

(報告)

第11条 甲は、資機材置場の使用開始後、資機材の種類、数量等使用状況を文書により乙に報告するものとする。

(連絡責任者の選任)

第12条 乙は、あらかじめ本協定書に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、別に協議のうえ定める。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、本協定書の効果的な運用を図る為、相互に合同した訓練等の実施に努める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有

効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(契約の終了)

第16条 甲乙間で、平成17年4月1日付で締結した「災害発生時における資機材置場に関する協定書」は、この協定の締結をもってその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成29年3月27日

(甲) 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町
代表者 阿久比町長

(乙) 知多郡阿久比町大字草木字芳池1番地
株式会社デンソー阿久比製作所
代表者 製作所長

○大規模地震等災害時における地域防災活動に関する覚書

阿久比町（以下「甲」という。）と株式会社デンソー阿久比製作所（以下「乙」という。）は、平成２９年３月２７日付で締結した「大規模地震等災害時における地域防災活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第３条に規定する、乙が所有する施設の一時的な避難場所としての使用について、次のとおり覚書を締結する。

（一時避難場所の開設）

第１条 乙は、甲から一時避難場所として乙の所有する施設の利用の要請があった場合、別表１に記載の施設（以下、当該施設に付随する什器・備品も合わせ「本施設」という。）を一時避難場所として開設するものとする。ただし、乙が直ちに開設できない事由がある場合は、この限りではない。

２ 乙は、甲からの要請がない場合でも、乙の判断で一時避難場所を開設することができるものとする。ただし、乙は、開設に係る記録を残し、速やかに甲へ提出するものとする。

（一時避難場所の維持・運営）

第２条 甲は、乙が開設した一時避難場所の運営により生じた追加物資等の費用を負うものとする。また、乙と避難者もしくは避難者間の紛争が生じた場合、当該紛争が乙の責めに帰すべき場合を除き、甲が自らの費用と責任で当該紛争について対処するものとする。

２ 本施設の使用期間中は、本施設を甲と乙が共同して運営するように努めるものとする。

（本施設の使用期間）

第３条 本施設を一時避難場所として使用する期間は、原則として３日以内とする。ただし、甲の災害復旧が長期にわたる場合は、期間の延長に関して甲は乙と協議し、最長７日まで延長することができるものとする。

２ 甲は、できる限り速やかに、避難者を甲の指定する避難所等に移すように努めるものとする。

３ 乙は、第１項の規定により期間を延長した場合であっても、期間満了前に本施設を使用する必要がある場合は、本施設の明け渡しを求めることができるものとする。その場合、甲は、速やかに明け渡しに応じるものとする。

（本施設の損傷等）

第４条 一時避難場所としての使用により本施設が損傷等した場合、当該損傷等が乙の責めに帰すべき場合を除き、甲が自らの費用と責任で当該損傷等について対処するものとする。

（協議）

第５条 この覚書に関する疑義は、甲、乙協議のうえ、解決を図るものとする。

（有効期間）

第６条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、この協定

の有効期間満了の日の2ヵ月前までに、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成30年2月22日

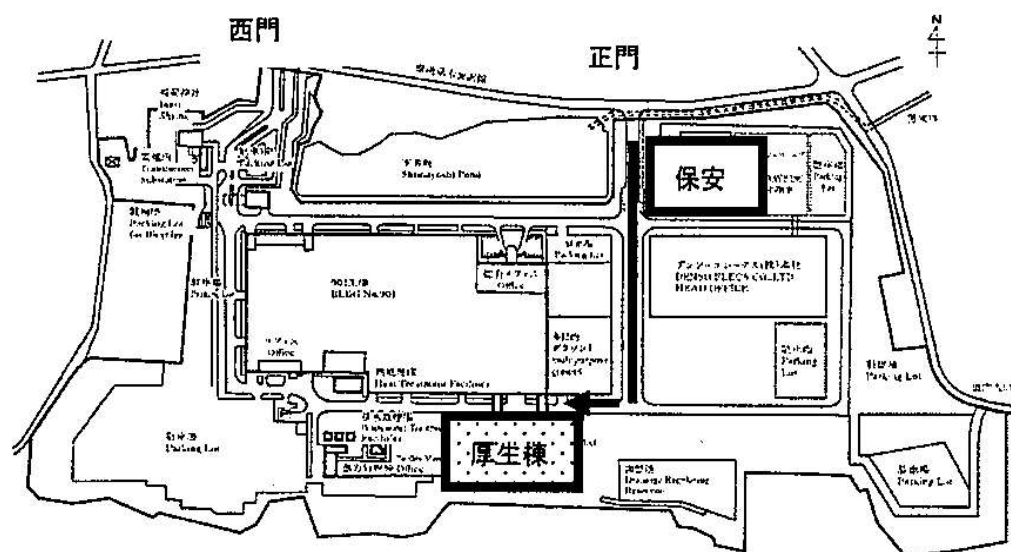
(甲) 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹内 啓二

(乙) 知多郡阿久比町大字草木字芳池1番地
株式会社デンソー阿久比製作所
代表者 製作所長 加藤 晶彦

【別表1】

一時避難場所

施設名	所在地	想定利用可能面積
厚生棟 保安で受付のうえ、避難者を厚生棟へ誘導する。	阿久比町大字草木字芳池1番地 ※下記参照	7 0 0 m ²



○災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と社会福祉法人相和福祉会（以下「乙」という。）は、身体、知的、精神等の状況が障がい者施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を災害時に受け入れるための避難施設（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（使用の要請）

第2条 甲は、福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（使用施設）

第3条 福祉避難所とする施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
パスピ・98	知多郡阿久比町大字卯坂字秋葉山37番地5
ひらめき2%	知多郡阿久比町大字卯坂字秋葉山37番地5

（要配慮者等の受入れ等）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、阿久比町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の福祉避難所の開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに受入体制を整え、準備が完了した時点で災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡するものとする。

3 乙は、第1項の要請により要配慮者等を受け入れる場合において、可能な範囲で要配慮者等の移送についても協力するよう努めるものとする。

4 福祉避難所に避難する要配慮者等は、甲が判断し、乙はこれを受け入れるものとする。

5 甲及び乙は、連絡体制について、災害時に支障をきたさないよう常に確認、改善に努めるものとする。

（管理運営）

第5条 甲及び乙は、福祉避難所に避難した要配慮者等（以下「要配慮避難者」という。）に対して次のことに努めるものとする。

- (1) 要配慮避難者からの相談等に応じる介助員等の配置
- (2) 要配慮避難者の日常生活上の支援
- (3) 要配慮避難者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 必要な当直者の配置

（開設期間）

第6条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とす

る。ただし、延長が必要な場合は甲乙協議のうえ、7日以内に延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

(費用等)

第7条 甲の要請により乙が提供したものに関する費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所に要する費用に関する届出書(様式第1号)を甲に提出し、その内容について甲の了承を得るものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、第6条の開設期間が終了した後、実績報告書(様式第2号)を速やかに甲へ提出するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、業務上で知り得た情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承、若しくはその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に常備するほか、業務完了後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力が生じるものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了について通知しない限り、その効力は継続する。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月1日

(甲) 所在地 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
名 称 阿久比町
代表者 阿久比町長 竹内啓二

(乙) 所在地 名古屋市緑区桶狭間西501
名 称 社会福祉法人相和福祉会
代表者 理事長 都築重喜

様式第 1 号（第 7 条関係）

福祉避難所に要する費用に関する届出書

（１）施設の名称
（２）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・宿直 _____ 円 / 回
（３）要配慮者等に要する食費 ・朝食 _____ 円 / 食 ・昼食 _____ 円 / 食 ・夕食 _____ 円 / 食 （計） _____ 円 / 食
（４）その他、乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額 _____ 円

阿久比町長 殿

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 所在地 名古屋市緑区桶狭間西 5 0 1
名 称 社会福祉法人相和福祉会
代表者 理事長 都築重喜
連絡先

様式第2号（第8条関係）

実績報告書

年 月 日

阿久比町長 殿

所在地 名古屋市緑区桶狭間西501

名 称 社会福祉法人相和福社会

代表者 理事長 都築重喜

災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 開設期間

年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで

3 避難者数等

月 日	避難者数（世帯数）	備考
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	

※ 必要に応じて行を追加すること。

4 その他必要な事項

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第5 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(提供資料の返還義務)

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第7 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第8 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

○災害発生時における協力に関する協定

愛知県知多郡阿久比町（以下「甲」という。）と阿久比町に所在する郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）並びに半田郵便局（以下「丙」という。）は、阿久比町内に発生した地震その他による災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、阿久比町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、甲が所有する車両及び郵便配達用車両は除く。）

（2）甲、乙及び丙が収集した避難所等の開設状況の提供

（3）乙及び丙が被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報提供

（4）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（5）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

（6）乙及び丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（7）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等

（8）株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（9）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担について、疑義が生じた時は、甲、乙及び丙が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 阿久比町 総務部防災交通課長

乙 日本郵便株式会社 阿久比郵便局長

丙 日本郵便株式会社 半田郵便局総務部長

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申出がない場合は、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

なお、本協定の締結に伴い、平成10年11月11日付で締結した災害支援協力に関する覚書は、廃止する。

平成29年12月6日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
愛知県知多郡阿久比町
阿久比町長 竹内 啓二 印

乙 愛知県知多郡阿久比町大字棕岡字中長19番地7
日本郵便株式会社 阿久比郵便局
局長 溝本 恒一 印

丙 愛知県半田市東洋町一丁目5番地2
日本郵便株式会社 半田郵便局
局長 南川 明 印

(別 表)

郵便局名	所在地
阿久比郵便局	知多郡阿久比町大字棕岡字中長 1 9 番地 7
阿久比坂部郵便局	知多郡阿久比町大字卯坂字壺丁田 9 0 番地 4
阿久比宮津郵便局	知多郡阿久比町大字宮津字新海山 1 番地 3

○災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と株式会社D S A（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下、「災害時」という。）において、無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下、併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

第2条 甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（業務の実施範囲）

第3条 業務の実施範囲は、阿久比町内及び阿久比町長が緊急的な調査を必要とする周辺地域とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) 災害時情報収集のための町職員等への技術指導、連携に関すること
- (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2）により甲の定める期限までに報告を行う。

（映像等の所有権等）

第6条 本協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定に基づき要した経費は、甲と乙で協議し定めるほか、交通費及び消

耗品費については、最低限保証するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 乙はこの協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、支援上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らさないようにしなくてはならない。支援終了後もまた同様とする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づき実施した協力に伴って、第三者に損害を及ぼしたとき、又は業務に必要な資機材に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、有効期間満了の1月前までにいずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年9月21日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹内 啓二

乙 愛知県春日井市味美西本町2263-5
株式会社DSA
代表取締役社長 梅原 丈嗣

様式第 1

年 月 日

株式会社D S A

代表取締役社長

様

阿久比町長

要 請 書

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の種類	
要請の内容	
協力を要請する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場責任者	(部署) (氏名) (電話番号・F A X 番号) (メールアドレス)
その他	

様式第 2

年 月 日

阿久比町長 様

株式会社D S A
代表取締役社長

報 告 書

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書に基づき、 年
月 日に要請のありました災害支援につきましては、下記のとおり行いました
ので報告します。

記

協力の内容		
協力期間	年 月 日～ 年 月 日	
協力人数等	協力延べ日数	協力延べ人数
その他		

○災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と東海西濃運輸株式会社知多支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分け、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）甲が管理する防災用備蓄品等の避難所への配送
- （2）甲が指定する支援物資拠点等から避難所への配送
- （3）甲が指定する支援物資拠点の運営等
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの。

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、別に定める「要請書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに「要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、対応するように努めるものとする。

- 2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに別に定める「実績報告書」により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
 - （1）輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
 - （2）資機材の使用料については、時価相場相当
 - （3）物資拠点の運営等の人件費については、日当費相当

(費用の支払い)

第6条 この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月28日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50
阿久比町
代表者 阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 愛知県知多郡阿久比町大字板山字東菱池 131
東海西濃運輸株式会社 知多支店
代表者 支店長 土 屋 敏 昭

緊急物資輸送等に関する実績報告書

阿久比町長 様

東海西濃運輸株式会社知多支店長

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 支援内容

- ☐町が管理する備蓄品等の避難所への配送
☐町が指定する支援物資拠点等から避難所への配送
☐町が指定する支援物資拠点の運営等
☐その他（ ）

2 要請内容

活動内容	積算根拠	金額

(第7条関係)

連絡責任者届

【阿久比町】

連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

【東海西濃運輸株式会社知多支店】

連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

○災害に係る情報発信等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、阿久比町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、次の中から甲と乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について、合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するwebページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するwebページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）甲が、阿久比町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）甲が、阿久比町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）甲は、災害発生時の甲内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）甲が、阿久比町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）甲は、阿久比町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲と乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先とその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲と乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲と乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲と乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年12月9日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町

代表者 阿久比町長 竹内 啓二

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊 健太郎

○災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町長 竹内 啓二

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会

会 長 柳 澤 講 次

名古屋市西区新道一丁目 2 番 2 5 号

愛知県土地家屋調査士会

会 長 伊 藤 直 樹

名古屋市中区栄四丁目 3 番 2 6 号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会 長 安 田 商 基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

○災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と東明工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等に
必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿久比町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 阿久比町内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 阿久比町以外の地域の災害の救助のため、愛知県又は関係市町村等から物資の供給を要請された場合

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達又は製造が可能な物資とする。

- (1) 段ボール製間仕切り
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製簡易ベッド
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

（要請方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資、調達する数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 第2条の要請に対し、乙は物資の供給に当るものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書（以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡しの場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(回収)

第7条 乙は、引渡した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(費用負担の区分)

第8条 第2条第1号の場合における費用は、甲が負担するものとする。

2 第2条第2号の場合における費用は、要請した自治体等が負担するものとする。

(費用)

第9条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲乙協議して定める。

(費用の支払)

第10条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名捺印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年8月17日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町 町長 竹内 啓二

乙 愛知県知多市新刀池2丁目11番地
東明工業株式会社 代表取締役 二ノ宮 啓

第 号
年 月 日

東明工業株式会社 様

阿久比町長

物資調達要請書

このことについて、災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、物資供給後、協定書第5条の規定による実施状況を、物資供給実施状況報告書により報告してください。

記

1 物資調達要請数量

物資名	要請数	搬送先	備考

2 その他必要な事項

年 月 日

阿久比町長 様

住所
報告者
氏名

物資供給実施状況報告書

このことについて、災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 物資供給数量

供給物資名	要請数	供給数	搬送先	価 格	備 考

2 その他必要な事項

災害発生時の施設の利用に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と愛知県立阿久比高等学校（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、阿久比町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の施設を指定避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。
なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設は、体育館及び武道場とする。

（利用の協力要請）

第3条 甲は、阿久比町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記様式第1号の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの協力要請に基づき、施設の受け入れ体制が整った段階で、別記様式第2号を甲に交付し、甲は、当該様式記載の利用条件に基づき利用するものとする。なお、甲は、協力要請に先立ち、乙までの避難経路の安全性を確保する。

2 乙は、甲からの協力要請が行われた場合は、学校運営に支障のない範囲で甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設の利用期間は、原則として7日間とする。

2 災害の規模等を勘案し、利用期間を延長する場合は、甲乙双方で協議を行い、利用の許可申請・承認を再度行う。この場合においても、甲は、乙が実施する通常業務を早期に再開できるよう配慮する。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知する。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡す。

3 前項に規定する原状回復に要した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第7条 避難所等の運営費用は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。その金額及び支払方法等は、甲乙協議の上決定する。

2 前項に規定する物資調達の迅速かつ的確な実施に資するため、乙の管理する学校敷地内の一部において、備蓄品等の物資の保管を行うものとする。ただし、保管物資の管理に関しては、甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所等の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和6年12月6日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町

代表者 阿久比町長 田 中 清 高 

乙 愛知県知多郡阿久比町大字阿久比字尾社2番地1
愛知県立阿久比高等学校

代表者 校 長 橋 元 直 子 

年 月 日

愛知県立阿久比高等学校
校 長 様

阿久比町長

災害発生時の施設利用許可申請書

下記のとおり、施設の利用をたく、申請します。

記

1. 利用しようとする施設

2. 利用の用途

3. 利用人数（最大） 人

4. 利用期間

年 月 日（ ） から
年 月 日（ ） まで

5. その他参考となるべき事項

- （1）避難所等の開設後は、町災害対策本部との連絡調整業務を担う町職員を配置します。
- （2）「利用人数（最大）」は、災害発生時の避難者数等を勘案して決定します。
- （3）看護や介護の経験者を派遣し、町保健師による巡回なども行います。
- （4）感染症等にかかる自宅療養者・濃厚接触者等については、確認できた時点で他の施設にて対応します。

年 月 日

阿久比町長 様

愛知県立阿久比高等学校
校 長

災害発生時の施設利用許可書

年 月 日付で申請のありましたことについて、下記のとおり許可します。

記

1. 利用施設

2. 利用の用途

3. 利用人数（最大） 人

4. 利用期間

年 月 日（ ） から
年 月 日（ ） まで

5. その他（利用条件等）

- （1）施設の利用については、既設物等を毀損させないように注意して利用すること。
- （2）利用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

○特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

阿久比町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者若しくは帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害発生時」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（阿久比町）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。情報管理責任者に変更があった場合も同様とする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、

速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話定期試験仕様書」（別紙3）に定める接続試験を実施することとする。

2 定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

3 定期試験の確認方法としては、阿久比町内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用開始案内）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよ

う措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

- (1) 前項に違反したとき。
- (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ア 相手方に対する暴力的な要求行為
 - イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して書面による本覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
愛知県知多郡阿久比町
阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長 安 部 真 弘

○災害時等における救援作業に関する協定

阿久比町（以下「甲」という。）と株式会社東洋食品（以下「乙」という。）は、地震、台風、その他の災害（以下「災害」という。）時における救援作業に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に災害が発生した場合、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における生活の安定を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生に際し、乙の救援作業が必要であると認めたときは、乙に対し救援作業を要請し、乙は甲の要請した救援作業に積極的に協力するものとする。

（救援作業の内容）

第3条 前条の救援作業は、調理及び配送業務とする。

（要請方法）

第4条 甲は、災害が発生し、救援作業の必要があると認めたときは、要請の理由、業務内容、日時及び場所を明らかにし、文書により乙に対し要請するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話又は口頭により協力要請できるものとする。この場合は、甲は乙に対し事後に文書を提出するものとする。

3 災害発生状況から見て、その被害が甚大と判断される場合は、乙は甲との連絡が取れない時でも、甲の要請があったものとみなし、自らの判断において救援作業を行うことができる。

（救援作業の実施）

第5条 乙は、前条の規定に基づき救援作業の要請を受けたときは、速やかに人員を確保し、救援作業を積極的に実施するものとする。

（配送）

第6条 乙は、救援作業において配送が必要になったときは、甲が所有している給食配送車を使用するものとする。

（完了報告）

第7条 乙は、救援作業を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。た

だし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に文書を提出するものとする。

(費用負担等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った救援作業を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項における経費の負担額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、救援作業に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の加入する労働災害保険を適用し、乙が災害補償を行うものとする。

(連絡責任者等)

第10条 救援作業に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者及び担当者を定めるものとする。

2 協定の有効期限の途中において前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の協力)

第11条 乙は平常時における防災啓発（訓練を含む。）に協力するものとする。

2 甲が前項の協力依頼を行う場合は、文書により行うものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和5年7月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲と乙との調理業務等委託契約の契約期間が終了後、あらためて甲が乙と調理業務等委託契約を締結した場合で、協定解除の申し出がないときは、この協定を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、
甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月31日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
愛知県知多郡阿久比町
阿久比町長 竹内啓二 印

乙 東京都台東区東上野一丁目14番4号
株式会社東洋食品
代表取締役 荻久保英男 印

○災害発生時における段ボール製品等の調達に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と神原段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等に必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿久比町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時において物資を必要とする時は、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に記載するもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定するもので乙が供給可能な物資

（要請手続）

第4条 甲は、供給要請書（様式第1号）により、乙に対して、物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第2条の規定により、甲の要請を受けた時は可能な限りこれに協力すると共に、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- （1）災害により供給能力が著しく低減した場合
- （2）災害により他の優先義務が発生した場合
- （3）乙が被災した場合

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて乙は甲に対して運搬の

協力を求めることができる。

（支払）

第7条 第2条の規定に基づく要請に関し、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書（様式第2号）に基づき、甲乙協議の上、災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を協定締結後に速やかに選定し、連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告する。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

2 甲及び乙は、毎年4月に連絡責任者の変更の有無について確認をするものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結日より3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までの間に、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、それ以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 竹内 啓二

乙 愛知県常滑市久米字池田201
神原段ボール株式会社
代表取締役社長 井沢 宏道

災害時における停電の早期復旧に向けた相互連携に関する協定

阿久比町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、阿久比町内で地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、町民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、阿久比町内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、災害発生時に、乙の電力設備等が甲の管理する道路の通行に支障をきたした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （4） 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、町民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平常時から確認・調整等の情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- （7） 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- （8） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法及び役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途「確認書」等で定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途「確認書」等で定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和5年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月25日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 竹内啓二 印

乙 愛知県半田市東洋町一丁目3-3
中部電力パワーグリッド株式会社
半田営業所長 木村浩二 印

災害時における物資供給に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月17日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、阿久比町域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号を掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる阿久比町内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、阿久比町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後、速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請するこ

とができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による申請により物資の受入及び配送業務を行った場合又は第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後、速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、第4条及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 第5条の規定により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生時直前における価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後、速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月8日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 愛知県小牧市大字三ツ渕惣作1350
佐川急便株式会社
執行役員兼中京支店長 森 裕 一 郎

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と株式会社家族葬のファミリーユ（以下「乙」という。）とは、阿久比町内において災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿久比町内において、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の業務について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体搬送等の役務の提供
- (4) 火葬に至るまでの業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 棺及び葬祭用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) 遺体収納袋
- (3) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (4) 骨壺その他の必要な用品

（要請手続き）

第3条 前条に規定する甲の要請は、「協力要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、可能な限り優先して協力し、要請を受けた業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けた業務を実施したときは、速やかに「業務実績報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない状況により速やかに報告することができないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、当該状況の解消後、速やかに「業務実績報告書」を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条第1項の規定により実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、この協定に基づく業務において、甲より知り得た個人情報を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから、書面をもって協定の解除又は変更について申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月26日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町長 田 中 清 高

乙 東京都港区芝4-5-10
EDGE芝四丁目ビル7階
株式会社家族葬のファミリーユ
代表取締役 中 道 康 彰

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と有限会社大阪屋葬祭（以下「乙」という。）とは、阿久比町内において災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿久比町内において、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の業務について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体搬送等の役務の提供
- (4) 火葬に至るまでの業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 棺及び葬祭用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) 遺体収納袋
- (3) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (4) 骨壺その他の必要な用品

（要請手続き）

第3条 前条に規定する甲の要請は、「協力要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、可能な限り優先して協力し、要請を受けた業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けた業務を実施したときは、速やかに「業務実績報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない状況により速やかに報告することができないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、当該状況の解消後、速やかに「業務実績報告書」を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条第1項の規定により実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、この協定に基づく業務において、甲より知り得た個人情報をも本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから、書面をもって協定の解除又は変更について申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月26日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町長 田 中 清 高

乙 常滑市白山町1丁目161番地
有限会社大阪屋葬祭
代表取締役 武 内 大 祐

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と株式会社ジェイエイやすらぎセンター（以下「乙」という。）とは、阿久比町内において災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿久比町内において、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の業務について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体搬送等の役務の提供
- (4) 火葬に至るまでの業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 棺及び葬祭用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) 遺体収納袋
- (3) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (4) 骨壺その他の必要な用品

（要請手続き）

第3条 前条に規定する甲の要請は、「協力要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、可能な限り優先して協力し、要請を受けた業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けた業務を実施したときは、速やかに「業務実績報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない状況により速やかに報告することができないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、当該状況の解消後、速やかに「業務実績報告書」を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条第1項の規定により実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、この協定に基づく業務において、甲より知り得た個人情報を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから、書面をもって協定の解除又は変更について申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町長 竹 内 啓 二

乙 大府市吉田町六枚畑15番地
株式会社ジェイエイやすらぎセンター
代表取締役社長 伊 藤 晋 次

災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定

阿久比町（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による、大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、阿久比町内で災害による大規模な通信障害が発生した場合又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、阿久比町内とする。

（平時の連携）

第3条 甲及び乙は、平時及び災害時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に確認しておくものとする。

2 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき、災害応急対策のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、乙と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時共有するものとする。

3 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び通信障害を未然に防止するため被害軽減を図ることを目的とした対策に努めるものとする。

4 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（大規模な通信障害発生時の連携）

第4条 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害の復旧を進めるものとする。

2 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し行うものとする。

3 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを優先的に実施するものとする。

4 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

5 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。

6 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、町民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

(要請手続等)

第5条 前2条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第8条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年2月20日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 田 中 清 高 印

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
執行役員東海支店長 安 部 真 弘 印

災害時における相互連携に関する確認書

阿久比町（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和５年２月２０日付けをもって締結した「災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定」（以下「協定」という。）の第３条第１項並びに第４条第３項及び第４項に関して、次のとおり確認する。

（平時における情報共有（協定第３条第１項関係））

第１条 この確認書に基づく協力に係る各機関部署の窓口は別表のとおりとし、変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

２ 甲は、甲が管理する緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路等（以下「優先啓開道路」という。）についての情報を、乙と共有するものとする。

（通信設備等の除去を伴う道路啓開（協定第４条第３項関係））

第２条 乙は、通行に支障となる通信設備等の速やかな除去を自ら実施することが困難と判断した場合、優先啓開道路においては、甲に対して当該設備の除去を要請できるものとする。なお、当該要請は、次の各号に定める事項を記載した書面を、甲に提出するものとし、これに対し甲は書面により回答する。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請及び回答を行い、事後速やかに書面を提出する。

- (1) 作業内容
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 写真又は被災状況等が分かる図面等
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

２ 乙は、前項の要請に基づき甲が通信設備等の除去を行う場合、除去現場の安全確認ができる技術員を直ちに派遣し、安全措置等を実施するとともに、甲が行う通信設備等の除去に技術者を立ち合わせるものとする。

３ 第１項の要請に基づき発生した費用については、本来甲又は乙がそれぞれの責において行うべき作業の割合に応じて負担することを原則として、甲乙協議の上、都度定めるものとする。

（通信設備等の除去を伴わない道路啓開（協定第４条第４項関係））

第３条 乙は、甲に対して、通信障害復旧工事に向かうための道路啓開作業を要請する場合、前条第１項に定める事項を記載した書面を、甲に提出するものとし、これに対し甲は書面により回答する。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請及び回答を行い、事後速やかに書面を提出する。

２ 甲は、前項にて要請された道路が甲の管理する道路外であった場合、災害対策本部若しくは各方面本部を通じて関係機関へ協力を要請するものとする。

３ 乙は、通信障害復旧のために必要な道路啓開箇所のうち、自ら啓開作業を実施可

能と判断した箇所については、自己の責任において実施できるものとし、実施箇所について甲と情報共有するものとする。

- 4 前項の規定に基づき発生した費用については、本来甲又は乙がそれぞれの責において行うべき作業の割合に応じて負担することを原則として、甲乙協議の上、都度定めるものとする。

(協 議)

第4条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名または記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月20日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 田 中 清 高 印

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
設備部長 鈴 木 重 明 印

官民連携による災害時備蓄品のローリングストック運用規定 に関する覚書

(主旨)

第1条 阿久比町(以下「甲」という。)と株式会社スギ薬局(以下「乙」という。)は、本覚書に基づき、災害時に商品(生活関連物資)(以下「商品」という。)を円滑に避難所等へ届けるため、甲の管理する備蓄場所に、乙の商品を設置するものとする。

(商品の選定等)

第2条 商品の選定については、初回設置分については、概ね乙が指定する商品とし、以降、商品の増減や見直しなどは、必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする。

2 商品の設置については、原則3か月前より、甲乙協議の上決定するものとする。

3 商品を設置した際は、商品(生活関連物資)設置確認書(様式1号。以下「確認書」という。)を作成するものとする。

(商品の管理)

第3条 商品を甲の備蓄場所に設置した状態から、商品の管理は甲が行うものとし、破損や盗難などの欠損は甲の責任範囲とする。

2 災害が発生しなかった場合、乙は備蓄場所に設置してから原則1年で商品を入れ替えるローリングストックを実施する。

3 乙の商品棚卸を実施するのに合わせて、甲が管理する商品に関して、現地調査により棚卸を実施する。

4 備蓄場所の施錠及び鍵の管理は、甲が行うものとする。

(商品の運搬に関する費用負担)

第4条 乙が甲の備蓄場所へ商品を運搬する費用は、乙が負担するものとする。

2 備蓄場所から避難所等へ運搬する費用は、甲が負担するものとする。

3 備蓄場所への運搬協力について、乙は甲に協力を求めることができる。

(商品の使用に関する費用負担)

第5条 災害の際は、使用した分を甲が乙から適正価格で購入する。

2 災害時に使用した商品について、甲は乙へ商品(生活関連物資)使用報告書(様式第2号)を提出するものとし、災害発生後に数量を甲乙が現地調査し、確認書に記載のとおり設置した数量からの差分を甲が使用したものとみなし、乙は甲に費用を請求するものとする。

3 請求書は、甲が定めたものを使用する。

4 支払いについては、災害発生時から2か月以内を目安に行う。

(有効期間)

第6条 この覚書は、締結日から効力を発し、甲乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この規定の証として本書2通を作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和5年9月1日

(甲) 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町
阿久比町長 田 中 清 高

(乙) 愛知県大府市横根町新江62番地の1
株式会社スギ薬局
代表取締役社長 杉 浦 克 典

年 月 日

商品（生活関連物資）設置確認書

阿久比町

担当者 印

株式会社スギ薬局

担当者 印

災害時における商品（生活関連物資）を次のとおり設置（備蓄）します。

設置日： 年 月 日

設置場所：住所

()

※具体的な場所を明記（施設名、倉庫ナンバー、階数など）

商品明細

品 名	規 格	数 量	引渡場所	備考

設置金額合計 円（税抜き）

年 月 日

商品（生活関連物資）使用報告書

株式会社スギ薬局

殿

阿久比町

印

災害時において商品（生活関連物資）を次のとおり使用しました

年 月 日付

品 名	規 格	数 量	金 額

使用金額合計 円（税抜き）

使 用 者

所 在 地：愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 5 0 番地

名 称：阿久比町

代 表 者：阿久比町長

印

災害時におけるテント及びシート類等の調達に関する協定書

阿久比町(以下「甲」という。)と株式会社丸八テント商会(以下「乙」という。)とは、災害救助に必要なテント及びシート類等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、阿久比町地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り優先供給に努めるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書(様式第1)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、以下の緊急連絡先に口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

緊急連絡先

甲 電話：0569-48-1111 乙 電話：052-251-6731

FAX：0569-48-0229 FAX：052-251-6558

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)については、2か月以内に支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書(様式第2)等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月15日

(甲) 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50

阿久比町

阿久比町長 田 中 清 高

(乙) 愛知県名古屋市中区栄5丁目7番10号

株式会社 丸八テント商会

代表取締役社長 佐 藤 均

別表(第3条関係)

物資の種類	品名
テント類	防災用コンパートメント（隔離用）、ワンタッチテント、 ジャバラテント、エアーテント
シート類	ブルーシート、ビニールシート、遮熱シート
感染対策	感染対策グッズセット、ボディバッグ、ボディシールド（空気清浄機 付き）、間仕切りフェンス、抗菌シート
その他	土嚢、簡易水槽、簡易トイレ

年 月 日

出 荷 要 請 書

株式会社丸八テント商会 御中

〇〇

印

災害時における物資調達に関する協定書第 5 条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	引渡場所	引渡日時

年 月 日

出 荷 確 認 書

〇〇 様

印

年 月 日付けの出荷要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

品名	規格	数量	備考

供給者

所在地

名 称

代表者

印

受取確認者

印

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定

阿久比町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時における救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の要請に基づき乙が行う救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく救護活動（以下「救護活動」という。）を実施する必要があると認める場合には、乙に柔道整復救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに柔道整復救護班を編成し、乙の指定する災害現場に設置する救護所、避難所に派遣するものとする。

（救護活動）

第3条 柔道整復救護班は、原則として、甲が指定する救護所又は避難所等において、医療救護班の医師の監督の下、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務を行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用し、後日甲に対して、使用に要した費用を請求するものとする。

（施術費）

第5条 救護所等における救護活動は、原則として無償で行うものとする。

（報告）

第6条 柔道整復救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙又は柔道整復救護班の班長は、柔道整復救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の派遣した柔道整復救護班が救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する救護班の携行品を含む。）の使用に係る経費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

3 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助金）

第8条 甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶

助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、1年間有効期限を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年6月17日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂殿越50番地
阿久比町
阿久比町長 田 中 清 高

乙 名古屋市中区金山五丁目13番22号
公益社団法人 愛知県柔道整復師会
会長 森 川 伸 治

災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設を使用する
ことに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）が避難を余儀なくされた場合に、阿久比町（以下「甲」という。）が医療法人並木会（以下「乙」という。）に対し、要配慮者等を受け入れるための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の使用の協力を要請することについて、必要事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における要配慮者等は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族とする。

(使用の要請)

第3条 甲は、福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

(使用施設)

第4条 福祉避難所とする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	所在地
介護老人保健施設 メディコ阿久比	知多郡阿久比町大字草木字盗人ヶ脇15番地1

(要配慮者等の受入れ等)

第5条 第3条の規定による甲の要請は、阿久比町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の福祉避難所の開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに受入体制を整え、準備が完了した時点で災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡するものとする。

3 乙は、第1項の要請により要配慮者等を受け入れる場合において、可能な範囲で要配慮者等の移送についても協力するよう努めるものとする。

4 福祉避難所に避難する要配慮者等（以下「要配慮避難者等」という。）は、甲が判断し、乙はこれを受け入れるものとする。

5 甲及び乙は、連絡体制について、災害時に支障をきたさないよう常に確認、改善に

努めるものとする。

(管理運営)

第6条 甲及び乙は、要配慮避難者等に対して次のことに努めるものとする。

- (1) 要配慮避難者等からの相談等に応じる介助員等の配置
- (2) 要配慮避難者等の日常生活上の支援
- (3) 要配慮避難者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 必要な当直者の配置

(開設期間)

第7条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができる。

(費用等)

第8条 甲の要請により乙が提供したものに関する費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所に要する費用に関する届出書(様式第1号)その他必要な書類を甲に提出し、その内容について甲の了承を得るものとする。

(実績報告)

第9条 乙は、第7条の開設期間が終了した後、実績報告書(様式第2号)その他必要な書類を速やかに甲へ提出するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、業務上で知り得た情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に委託、譲渡又は継承、若しくはその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に常備するほか、業務完了後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定を締結した日から効力が生じるものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了について通知しない限り、その効力は継続する。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月1日

(甲) 所在地 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
名 称 阿久比町
阿久比町長 田 中 清 高

(乙) 所在地 名古屋市天白区荒池二丁目1101番地
名 称 医療法人並木会
代表者 理事長 並 木 一 代

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2条 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第5条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(提供資料の返還義務)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

様式第 1 号（第 8 条関係）

福祉避難所に要する費用に関する届出書

（１）施設の名称
（２）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・宿直 _____ 円 / 回
（３）要配慮者等に要する食費 ・朝食 _____ 円 / 食 ・昼食 _____ 円 / 食 ・夕食 _____ 円 / 食 （計） _____ 円 / 食
（４）その他、福祉避難所の開設に要した費用 実費相当額 _____ 円

阿久比町長 殿

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 所在地
 名 称
 代表者
 連絡先

様式第2号（第9条関係）

実績報告書

年 月 日

阿久比町長 殿

所在地
名 称
代表者

災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 開設期間

年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで

3 避難者数等

月 日	避難者数（世帯数）	備考
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	
	人（ 世帯）	

※ 必要に応じて行を追加すること。

4 その他必要な事項

災害時における応急復旧対策活動に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と阿久比町商工会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は阿久比町の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲が実施する応急復旧対策活動に対する乙の協力に関し、必要事項を定めるものとする。
（協力の要請）

第2条 甲は、災害時、応急復旧対策活動の実施のため、乙の応援を求める必要があると認めた場合、応急復旧対策活動要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項について協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 乙が所有する物品の貸与
- (2) 災害対策本部機能の補完としての会議室等の施設利用
- (3) 商工会会員の被災状況調査及び情報提供
- (4) 生活必需品等の貸与、調達及び供給
- (5) 上記に掲げるもののほか、甲乙が協議して定めた事項

2 乙は、前項の規定による協力要請を受けた場合には、乙の事業に支障のない範囲で協力するものとし、前項の第4号及び第5号については、乙が会員事業所と調整の上、業務を依頼するものとする。

（経費の負担）

第3条 会議室利用等に関する実費弁償と物資の調達及び供給、資機材の提供等において乙が要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 災害時等の状況により、本協定の実施に必要となるやむを得ない費用が発生した場合の費用負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害応急業務復旧活動の結果報告）

第4条 第2条の規定により、応急復旧対策活動を実施した場合は、その活動内容について、随時、甲に対する状況報告に協力するとともに、その業務を終了した後に、応急復旧対策活動報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請の伝達を迅速かつ的確に行うため、甲の連絡責任者は防災交通課長とし、乙の連絡責任者は事務局長とする。

（情報の共有）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、必要な情報を相互に提供し、共有するよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又は協定内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の

上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙いずれかの申し出がない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月30日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 田中 清高

乙 知多郡阿久比町大字卯坂字古見堂48
阿久比町商工会
会 長 今津 哲次

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

阿久比町商工会 御中

阿久比町長

災 害 復 旧 対 策 活 動 要 請 書

このことについて、災害時における応急復旧対策活動に関する協定書第 2 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

① 物資調達・供給・貸与要請

物 資 名	要 請 数	提 供 元	搬 送 先

② 阿久比町商工会施設の利用

使用期間 年 月 日～ 年 月 日

使用目的

③ その他要請事項

2 その他連絡事項

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所
氏 名

災 害 復 旧 対 策 活 動 報 告 書

このことについて、災害時における応急復旧対策活動に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 活動内容

① 物資調達・供給・貸与要請

物 資 名	供給数	提 供 元	搬 送 先	価 格
				円
				円
				円

② 阿久比町商工会施設の利用

使用期間 年 月 日～ 年 月 日

使用目的

③ その他要請事項

2 その他連絡事項

災害時における緊急指定避難場所の提供に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と宮津団地管理組合法人（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、阿久比町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）の提供について必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲は、前条に規定する災害時、又は災害が発生するおそれがある場合において、乙が有する次に掲げる施設を避難場所として使用することができる。

施 設 名	所 在 地
宮津団地中央公園	知多郡阿久比町宮津新海山1-14

（協力要請）

第3条 前条の要請は、甲が乙に対して口頭（電話連絡を含む。）で行うものとする。

ただし、施設を使用する前に要請するいとまがないときは、後日速やかに口頭で要請するものとする。

2 本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲 総務部防災交通課長（電話：0569-48-1111）

乙 宮津団地管理組合法人理事長（電話：0569-48-1520）

（開設期間）

第4条 避難場所の開設期間は、災害が発生した日から3日間とする。ただし、災害の規模を勘案し、期間を延長する場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状回復）

第5条 甲は、避難場所として第2条に規定する施設の利用を終了するときは、乙にその旨を伝えとともに、その敷地を原状に復し、乙に引き渡す。

（費用負担）

第6条 施設を避難場所として使用したことにより生じた損害及び前条に規定する原状回復に要した費用については、甲が負担する。

（協議）

第7条 本協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第8条 本協定書の有効期間は、締結日から効力を発揮し、甲乙いずれかから申し出がない限り継続する。

この協定書の効力を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通保有する。

令和6年11月1日

甲 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町
阿久比町長 田 中 清 高

乙 知多郡阿久比町大字宮津字小廻間26-4
宮津団地管理組合法人
理事長 吉 川 英 治

○阿久比町地震災害警戒本部条例

(平成14年7月1日)
(条 例 第 14 号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、阿久比町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）、その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 町の教育委員会の教育長

(3) 町の消防団長

(4) 町長が町の職員のうちから任命する者

(5) 知多中部広域事務組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が委嘱する者

(6) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者

(7) 町長が特に必要と認めた者

6 本部員は、本部長の命を受け警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○阿久比町地震災害警戒本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阿久比町地震災害警戒本部条例（平成14年阿久比町条例第14号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、阿久比町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(組織及び所掌事務)

第2条 警戒本部に部及び班を置く。

2 部に部長を、班に班長をおくものとする。また必要に応じ、副部長、副班長を置くものとする。

3 警戒本部の組織は、別表第1のとおりとし、所掌事務は、別に定める。

(本部長及び副本部長)

第3条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、町長がこれにあたる。

2 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

(本部員及び本部職員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者とする。

2 町職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部との統合調整に当たるものとする。この場合において、警戒本部に自ら出向できない場合は、代理者を派遣するものとする。

3 本部職員は、第2条第2項の班長及び副班長の職にある者をもって充て、警戒本部の事務に従事する本部員を補佐するものとする。

(本部室)

第5条 本部室は、原則として阿久比町役場内に設置する。

2 本部室は、本部長、副本部長、本部員、本部職員及び本部連絡員（以下これらの者を「本部室員」という。）をもって構成する。

3 前項の本部連絡員は、各部長が必要に応じ、所属部内の班員のうちから指名する。

(本部室員)

第6条 本部室員は、東海地震注意情報が発表されたときは、直ちに、警戒本部の設置準備を
するとともに、本部室において防災業務に従事するものとする。

2 町職員以外の本部員又はその代理人は、本部に出向したときは、本部室において防災業務
に従事するものとする。

(警戒本部の設置及び廃止)

第7条 本部長は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)

第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

2 本部室に、「阿久比町地震災害警戒本部」の表示をする。

3 本部長は、法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは警戒本部を廃止する。

4 本部長は、警戒本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

(災害対策本部への引継ぎ)

第8条 地震が発生し、阿久比町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置された
ときは、法第19条第1項の規定に基づき警戒本部を廃止する。

2 前項の場合においては、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対
策に係る必要な事項を災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 第1項の規定により警戒本部が廃止されたときは、前条第4項の規定にかかわらず、警戒
本部の廃止の通知は、行わないものとする。

(本部員会議等)

第9条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集
する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会
議に報告しなければならない。

4 本部長は、本部員会議のほか、必要に応じ、本部職員を招集して連絡会議を行うものとす
る。

(服務等)

第10条 本部員、本部職員及び本部連絡員(町職員に限る。以下これらの者を「本部所属員」
という。)は、勤務時間の内外を問わず、東海地震注意情報が発表されたときは、直ちに、
所定の場所において防災業務に従事するものとする。

2 本部所属員以外の職員は、所属長からの指示がなくても自主的に登庁し、所属部所におい

て防災業務に協力するものとする。

- 3 本部所属員は、地震防災応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
- 4 本部所属員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部若しくは避難場所での活動に支障を生じないように注意しなければならない。
- 5 本部所属員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部又は班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する

別表第 1（第 2 条関係）

組 織 表

部	部 長	班	班長及び副班長
総務部	総務部長	総 務 班	班 長 防 災 交 通 課 長
			副班長 総 務 課 長
		広 報 財 政 班	班 長 企 画 広 報 課 長
			副班長 検 査 財 政 課 長
		被 災 者 支 援 班	班 長 税 務 課 長
		協 力 班	班 長 会 計 管 理 者
			副班長 議 会 事 務 局 長
民生部	民生部長	住 民 ふ く し 班	班 長 ふ く し 課 長
			副班長 住 民 医 療 課 長
		保 健 こ ど も 班	班 長 保 健 こ ど も 課 長
			副班長 児 童 保 育 課 長
建設経済部	建設経済部長	産 業 班	班 長 産 業 観 光 課 長
		建 設 班	班 長 建 設 課 長
			副班長 まちづくり推進課長
		上 下 水 道 班	班 長 上 下 水 道 課 長
		環 境 班	班 長 環 境 課 長
教育部	教育部長	学 校 教 育 班	班 長 学 校 教 育 課 長
		社 会 教 育 班	班 長 社 会 教 育 課 長
消防部	消防団長	消 防 班	班 長 消 防 団 副 団 長

別表第2（第4条関係）

地震災害警戒本部員

区 分	職	根 拠 法 令	選出方法
本 部 長	町 長	条例第2条第1項	
副本部長	副 町 長	条例第2条第3項	任命
本 部 員	半 田 警 察 署 長	条例第2条第5項第1号	委嘱
本 部 員	教 育 長	条例第2条第5項第2号	任命
本 部 員	消 防 団 長	条例第2条第5項第3号	任命
本 部 員	総 務 部 長	条例第2条第5項第4号	任命
本 部 員	民 生 部 長	条例第2条第5項第4号	任命
本 部 員	建 設 経 済 部 長	条例第2条第5項第4号	任命
本 部 員	教 育 部 長	条例第2条第5項第4号	任命
本 部 員	知多中部広域事務組合消防長	条例第2条第5項第5号	委嘱
本 部 員	名古屋鉄道(株)太田川幹事駅長	条例第2条第5項第6号	委嘱
本 部 員	中部電力パワーグリッド(株)半田支社長	条例第2条第5項第6号	委嘱
本 部 員	東邦ガスネットワーク(株)名古屋計画センター 東海事業所長	条例第2条第5項第6号	委嘱
本 部 員	西日本電信電話(株)執行役員 東海支店長	条例第2条第5項第6号	委嘱
本 部 員	知 多 郡 医 師 会 長	条例第2条第5項第6号	委嘱
本 部 員	半 田 歯 科 医 師 会 長	条例第2条第5項第6号	委嘱
本 部 員	知 多 薬 剤 師 会 長	条例第2条第5項第6号	委嘱
本 部 員	愛知県道路公社知多有料道路事務所 長	条例第2条第5項第6号	委嘱

所掌事務（第2条関係）

部	部長	班	班長・副班長	所掌事務
総務部	総務部長	総務班	班 長 防災交通課長	1 警戒本部の組織運営に関すること。 2 職員等の非常招集、配備に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 自主防災会との連絡調整に関すること。 5 防災気象情報の収集、伝達に関すること。 6 県地震災害警戒本部、自衛隊との連絡調整に関すること。 7 他市町村等への応援派遣要請に関すること。 8 防災行政無線の運用に関すること。 9 避難情報等の発信に関すること。 10 物資等の緊急輸送計画に関すること。 11 被災者台帳、罹災証明の準備に関すること。 12 災害救助法の適用準備に関すること。 13 危険物保有施設、事業所等との連絡調整に関すること。 14 ガソリン、軽油等の燃料確保に関すること。 15 避難所の開設準備及び管理運営の協力に関すること。 16 庁舎電算室の地震防災応急対策の実施に関すること。 17 各部との連絡調整、他班の所掌に属さないこと。
		所管 防災交通課 総務課	副班長 総務課長	
		広報財政班	班 長 企画広報課長	1 住民に対する警戒宣言、地震予知情報等の伝達に関すること。 2 住民に対する避難情報等の伝達に関すること。 3 報道機関との対応に関すること。 4 災害警戒等の記録に関すること。 5 地震防災応急対策に係る予算措置に関すること。 6 町有財産の被害調査準備に関すること。 7 総務班の所掌事務への応援協力に関すること。 8 公用車の集中管理に関すること。
		所管 企画広報課 検査財政課	副班長 検査財政課長	
総務部		被災者支援班	班 長 税務課長	1 避難誘導等、避難に関すること。 2 避難者名簿作成準備への協力に関すること。 3 税の減免措置準備に関すること。 4 避難場所、避難所管理運営の協力に関すること。 5 被災者台帳、罹災証明の準備に関すること。
		所管 税務課		
総務部		協力班	班 長 会計管理者	1 議会との連絡調整に関すること。 2 他班への応援協力に関すること。
		所管 会計課 議会事務局	副班長 議会事務局長	

民 生 部	民生部長	住民ふくし班 所管 ふくし課 住民医療課	班 長 ふくし課長 副班長 住民医療課長	1 所管施設に対する地震防災応急計画の実施に関するこ と。 2 避難場所、避難所の開設及び管理運営に関するこ と。 3 避難者名簿作成準備に関するこ と。 4 税、料の減免措置準備に関するこ と。 5 避難行動要支援者に関するこ と。 6 災害救助法の事務準備に関するこ と。 7 被災者生活再建支援法の事務準備に関するこ と。 8 災害ボランティア支援本部に関するこ と。 9 ボランティアの受入準備に関するこ と。 10 住民基本台帳等の情報システム安全確保に関するこ と。 11 社会福祉協議会との連絡調整に関するこ と。 12 阿久比町赤十字奉仕団への協力要請に関するこ と。 13 義援金品、見舞金品の受け入れ準備に関するこ と。
		保健こども班 所管 保健こども課 児童保育課	班 長 保健こども課長 副班長 児童保育課長	1 所管施設に対する地震防災応急計画の実施に関するこ と。 2 避難所（保育園・幼稚園・児童館）の開設準備及び管 理運営の協力に関するこ と。 3 園児の避難及び保護者への引き渡しに関するこ と。 4 防疫、感染症予防及び衛生対策の準備に関するこ と。 5 医師会、医療機関との連絡調整に関するこ と。 6 医薬品、衛生資材の確保に関するこ と。 7 医療救護班の編成、派遣準備に関するこ と。 8 応急救護所の開設準備に関するこ と。 9 応急助産に関するこ と。 10 避難行動要支援者に関するこ と。 11 住民ふくし班の所掌事務への応援協力に関するこ と。

建 設 経 済 部	建設経済部 長	産業班 所管 産業観光課	班 長 産業観光課長	1 所管施設に対する地震防災応急計画の実施に関するこ と。 2 商工会、農業協同組合等関係団体との連絡調整に関 するこ と。 3 生活必需品等の調達、価格安定に関するこ と。 4 農林畜産物、関係施設等の応急対策に関するこ と。 5 山腹崩壊危険地区の応急対策に関するこ と。 6 溜池の応急対策に関するこ と。 7 避難所（勤労福祉センター）の開設準備及び管理運営 の協力に関するこ と。 8 建設班の所掌事務への応援協力に関するこ と。
-----------------------	------------	------------------------	---------------	---

		建設班 所管 建設課 まちづくり推進課	班 長 建設課長 副班長 まちづくり推進課 長	1 所管施設に対する地震防災応急対策に関すること。 2 道路、橋梁、河川の緊急点検、災害復旧準備に関すること。 3 町内業者との連絡調整に関すること。 4 土木資機材の調達、配備に関すること。 5 急傾斜地崩壊危険地区、砂防指定地の応急対策に関すること。 6 緊急輸送路の確保に関すること。 7 交通規制に関すること。 8 公園緑地の応急対策に関すること。 9 避難場所（公園）の開設準備及び管理運営の協力に関すること。 10 応急仮設住宅の建設準備に関すること。 11 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 12 応急危険度判定士の派遣に関すること。 13 被災建築物の緊急措置に関すること。
		上下水道班 所管 上下水道課	班 長 上下水道課長	1 阿久比町水道事業地震防災応急対策の実施に関すること。 2 飲料水確保、給水活動の準備に関すること。 3 水道工事業者との連絡調整に関すること。 4 復旧用資機材の確保、復旧作業の準備に関すること。 5 料金、使用料の減免措置準備に関すること。 6 所管施設に対する地震防災応急対策に関すること。 7 下水道工事業者との連絡調整に関すること。
		環境班 所管 環境課	班長 環境課長	1 遺体の収容、安置及び運搬の準備に関すること。 2 廃棄物の処理対策に関すること。 3 し尿及び汚物等の処理対策に関すること。 4 被災した住宅の解体撤去準備に関すること。

教 育 部	教育部長	学校教育班 所管 学校教育課	班 長 学校教育課長	1 所管施設に対する地震防災応急計画の実施に関すること。 2 児童生徒の避難に関すること。 3 避難場所、避難所（小中学校）開設の準備に関すること。 4 施設の被害調査、応急復旧の準備に関すること。 5 罹災児童生徒に対する学用品等の調達及び給与の準備に関すること。 6 学校相互間の連絡調整に関すること。 7 住民ふくし班の行う避難に関する所掌事務への応援協力に関すること。 8 教職員の応援協力体制の準備、調整に関すること。
-------------	------	--------------------------	---------------	---

				9 炊出し等による食料品の調達、供給準備に関すること。 10 給食センター施設の活用に関すること。 11 給食材料納入業者との連絡調整に関すること。 12 応急給食の実施準備に関すること。
		社会教育班 所管 社会教育課	班 長 社会教育課長	1 所管施設に対する地震防災応急計画の実施に関すること。 2 避難場所（グラウンド・阿久比スポーツ村）、避難所（ふれあいの森・公民館・図書館）の開設準備及び管理運営に関すること。 3 施設の被害調査、応急復旧の準備に関すること。 4 防災活動拠点（ふれあいの森・阿久比スポーツ村）の管理に関すること。 5 文化財保護の準備に関すること。 6 学校教育班の所掌事務への応援協力に関すること。
消 防 部	消防団長	消防班 所管 阿久比町消防団	班 長 消防団副団長	1 警戒宣言、予知・観測情報の住民への伝達に関すること。 2 住民の避難誘導に関すること。 3 地域の警戒に関すること。 4 出火予防措置に関すること。 5 救助活動の準備態勢に関すること。 6 交通規制の応援協力に関すること。 7 消防署との連携に関すること。

注：所掌事務については、状況に応じ他の部・班へ応援協力をするものとする。

様式第 1 号

地 震 災 害 警 戒 本 部 指 令 書			
指 令 番 号 第	号	指 令 日 時	月 日 時 分
指 令 者	阿 久 比 町 地 震 災 害 警 戒 本 部 長		
受 信 者	部長		防災関係機関
件 名			
指 令 事 項			
摘 要 (状況位置図等)			

本部長 → 本部員

様式第2号

指 示 書			
指 令 番 号 第	指 示 日 時	月 日 時 分	
指 示 者	阿久比町地震災害警戒本部員（職名）		
受 信 者	班 長 (副班長)	防災関係機関	
受 信 日 時	月 日 時 分		
件 名			
指 示 事 項			

本部員 → 本部職員・防災関係機関

様式第3号

状 況 報 告 書							
指 令 番 号 第	供 覧	本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	本 部 員		
発 信 日 時	月 日 時 分		受 信 日 時		月 日 時 分		
発 信 者			受 信 者				
発 信 施 設 (事 業 所) 名							
件 名							
日 時	月 日 時 分現在						
状 況							
執 っ て い る 措 置							
本 部 へ の 要 請 事 項							

本部職員・本部連絡員・防災関係機関 → 本部室員

様式第4号

応 急 対 策 実 施 状 況 報 告 書							
供 覧	本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	本 部 員			
発 信 施 設 (事 業 所) 名							
発 信 日 時	月	日	時	分	受 信 日 時	月	日 時 分
発 信 者					受 信 者		
状 況							
執 っ て い る 措 置							
本 部 へ の 要 請 事 項							

本部職員・本部連絡員・防災関係機関 → 本部室員

○阿久比町防災会議条例

昭和38年 7 月 5 日 条 例 第 11 号

改正 昭和55年 9 月30日条例第19号

平成12年 3 月30日条例第 7 号

平成24年 9 月26日条例第12号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 5 項の規定に基づき、阿久比町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阿久比町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて阿久比町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (2) 町の教育委員会の教育長
- (3) 町の消防機関の長
- (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (5) 町の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (6) 町長が特に必要と認めて任命する者

6 前項第 4 号及び第 5 号の委員は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議会)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例の定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年9月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員（第1条の規定による改正後の阿久比町防災会議条例（以下「新条例」という。）第3条第5項第4号及び第5号に規定する委員をいう。以下同じ。）である者及びこの条例の施行の日から平成25年3月31日までに委員となつた者の任期は、新条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

○阿久比町災害対策本部条例

平成8年3月25日条 例 第 2 号

改正 平成24年9月26日条例第12号

阿久比町災害対策本部条例（昭和38年条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、阿久比町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年９月２６日条例第１２号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○阿久比町地震対策推進本部会議設置要綱

（設置）

第1条 地震防災対策について、実践性及び実効性を総合的に検討し、地震による被害の軽減を図るための施策を推進するため、阿久比町地震対策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部会議は、設置の目的を達成するために次に掲げる事項を処理する。

- (1) 地震防災強化計画の策定に関すること
- (2) 地震防災緊急事業五箇年計画の策定に関すること
- (3) 地震対策緊急整備事業計画の策定に関すること
- (4) 予防対策に関すること
- (5) 応急対策に関すること
- (6) 活動計画の整備に関すること
- (7) その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、会務を総理する。
- 3 本部長は、推進本部会議を招集し、会議の議長となる。
- 4 本部長に事故あるときは、副本部長又は本部長が指定する者がその職務を代理する。

（幹事会）

第4条 推進本部会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会は、本部長の指示するところにより、第2条に掲げる事項について調査研究を行い、その成果を推進本部会議に報告する。
- 3 幹事会の調査研究を推進するため、幹事会に部会を置き、関係する課の職員をもって充てる。
- 4 幹事会の事務は、代表幹事が総括する。代表幹事に事故あるときは、副代表幹事がその職務を代理する。

（庶務）

第5条 推進本部会議の庶務は、総務部防災交通課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は 本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	役 職 名
本 部 長	町 長
副 本 部 長	副町長
副 本 部 長	教育長
本 部 員	総務部長
本 部 員	民生部長
本 部 員	建設経済部長
本 部 員	教育部長
本 部 員	半田消防署阿久比支署長

別表第2（第4条関係）

区 分	役 職 名
代 表 幹 事	総務部防災交通課長
副代表幹事	総務部総務課長
幹 事	各部担当課長、部会長となる課長及び知多中部広域事務組合の職員

○阿久比町自主防災組織設置推進要綱

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態における被害の防止又は軽減を図るためには地域住民の自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このため、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

2 設置推進機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、町が推進するものとする。

3 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織の結成単位は、次の事項の基本的な考え方に基づき、大字又は自治会単位に結成し推進するものとする。

- （１） 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- （２） 住民の基礎的な日常生活圏域として一体制をもっている地域であること。

4 自主防災組織の組織づくり

- （１） 住民自治組織である区長会組織及び自治会組織を基礎に、その町内活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- （２） 自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、活動班を編成するものとする。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次に掲げる活動を行うものとする。

- （１） 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及に関すること。
 - イ 防災訓練の実施に関すること。
 - ウ 防災に必要な物資及び資器材の備蓄に関すること。
- （２） 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達に関すること。

- イ 出火防止及び初期消火に関すること。
- ウ 避難誘導に関すること。
- エ 救出・救護に関すること。
- オ 給食及び給水に関すること。
- カ その他災害対策本部からの指示に関すること。

6 自主防災組織の設置推進活動

町は、自主防災組織の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

- (1) 広報活動
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導、自主防災計画の作成の助言及び災害・防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。
- (3) 自主防災組織の防災活動に必要な資器材等の供与、斡旋等を行うものとする。
- (4) 防災訓練の実施に対し、助言協力する。

7 実施日

この要綱は、昭和57年7月1日から実施する。

○阿久比町避難行動要支援者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(避難行動要支援者)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする次に掲げる者（施設等に入所している者を除く。）をいう。

- (1) 要介護3以上の者
- (2) 身体障害者手帳2級以上（肢体不自由の体幹にあつては3級を含む。内臓の機能障害にあつては呼吸器機能障害の1級のみとする。）の者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者のうち、ひとり暮らし世帯に属する者
- (4) 療育手帳A判定の者
- (5) 愛知県特定疾患医療給付を受給している者のうち、重症患者の認定を受けている者又は神経系難病患者
- (6) 満75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (7) 満75歳以上のひとり暮らし世帯に属する者
- (8) 母子健康手帳の交付を受けた者
- (9) その他名簿への登録を希望する者で町長が認める者

(個別避難計画)

第3条 この要綱において「個別避難計画」とは、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

(名簿の登録)

第4条 町長は、前条に規定する者の情報を保有している担当部局の台帳等を基に、自主防災会長、民生児童委員及び障害者相談員の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び名簿への登録のために必要な調査を行うものとする。

2 名簿に登録を希望する者は、避難行動要支援者登録申請書兼個別避難計画（登録台帳）（別記様式。以下「登録台帳」という。）を、町長に提出するものとする。

(名簿、登録台帳の保管等)

第5条 町長は、前条の規定により提出された登録台帳及び作成された名簿を保管し、その写しを当該避難行動要支援者の属する大字・自治会の自主防災会、民生児童委員及び地域支援者（以下「避難支援等関係者」という。）に渡すものとする。

(避難支援等関係者による支援)

第6条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、前条の規定による登録台帳及び名簿の写し（以下「名簿等」という。）を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における安否確認、避難誘導その他これらに準ずる行為
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談その他これらに準ずる行為

(避難支援等関係者の義務)

第7条 避難支援等関係者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で名簿等を活用してはならない。

2 避難支援等関係者は、名簿等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。なお、支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 避難支援等関係者は、名簿等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 避難支援等関係者は、名簿等を紛失したときは、速やかに、町長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 避難行動要支援者又は避難支援等関係者は、名簿及び登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、町長に報告するものとする。

2 町長は、名簿及び登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを知ったときは、名簿及び登録台帳にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に連絡するものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報その他これに類する媒体を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 避難支援等関係者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の阿久比町災害時要援護者登録制度実施要綱の規定によって既になされた手続又は提出された書類は、それぞれ改正後の阿久比町避難行動要支援者登録制度実施要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の阿久比町避難行動要支援者登録制度実施要綱に規定する避難行動要支援者名簿に登録された者は、改正後の規定によりなされたものとみなす。

○阿久比町家具転倒防止対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震災害時の備えとして、要配慮者の家具を固定する費用等を補助することにより、居室などの家具の転倒防止対策を図り、安心して生活ができる環境を整備するとともに、地震防災に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(対象世帯)

第2条 阿久比町家具転倒防止対策事業（以下「事業」という。）の対象となる世帯は、本町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）がいる世帯のうち、家具に転倒防止金具の取付けを希望する世帯とする。

- (1) 満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳3級以上の者が属する世帯
- (3) 精神障害者保健福祉手帳3級以上の者が属する世帯
- (4) 療育手帳B判定以上の者が属する世帯
- (5) 母子世帯で義務教育就学中又は就学以前の子供が属する世帯。ただし、義務教育終了後の子供がいる場合を除く。
- (6) 愛知県特定疾患医療給付を受給している者のうち、重症患者の認定を受けている者が属する世帯
- (7) 上記に準ずる世帯で、障害者手帳等の交付を受けていない世帯で、税法上の特別障害者控除に該当する者が属する世帯

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対 象 家 屋 対象者が居住する家屋
- (2) 取 付 け 部 屋 等 利用頻度の高い寝室、居間等
- (3) 取付け対象家具 洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス等（家電、仏壇を除く）
- (4) 取 付 け 家 具 数 1世帯4点までとする
- (5) 取 付 け 金 具 金具の種類は、町が指定するチェーン及び固定金具とし、家具及び壁等に固定できるものとする

(申請)

第4条 事業を受けようとする世帯主は、事前に次に掲げる条件を満たしたうえで、家具転倒防止金具取付け申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借家の場合は、所有者の承諾が得られること
- (2) 釘やネジの使用ができること
- (3) 町に対し、取付け作業後の移動及び取付け金具の取り外し等を依頼しないこと
- (4) 町に対し、取付け家具の損害賠償をしないこと

(決定通知等)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を家具転倒防止金具取付け決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(事業の委託)

第6条 町長は、前条に規定するこの事業を、阿久比町が契約した業者に委託して行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

家具転倒防止金具取付け申請書

年 月 日

阿久比町長 様

申請者(世帯主) 住所 _____

氏名 _____ ㊞

(対象者との続柄 _____)

電話番号 _____

下記のとおり、家具転倒防止金具の取付けを申請いたします。

記

対 象 者	住 所	阿久比町大字
	氏 名	
対 象 要 件		①65歳 ②身障 ③精障 ④療育 ⑤母子 ⑥特疾 ⑦特障
取付け希望部屋		寝室 居間 その他 ()
取付け希望家具の種類		洋服ダンス 和ダンス 整理ダンス その他 ()
家 具 の 数 量		点 (4点以内)
1. 家具転倒防止金具取付けにともない生じた損害について、阿久比町には一切の責任を問いません。 (世帯主) 氏 名 _____ ㊞ 2. 対象要件を確認するために税務情報等を閲覧することに同意します。 (対象者) 氏 名 _____ ㊞ 3. 私の所有する家屋に申請者が、家具転倒防止金具の取付けをすることに異議ありません。(※借家の場合で家屋所有者が記入してください。) 住所 _____ 氏 名 _____ ㊞		

阿 第 号
年 月 日

様

阿久比町長

家具転倒防止金具取付け 決定 ・ 却下 通知書

年 月 日付けで申請のありました家具転倒防止金具取付け申請について審査した結果、下記のとおり 決定 ・ 却下 します。

記

対 象 者		決定番号	
取付け所在地			
取付け部屋			
却 下 理 由 (却下の場合のみ)			

(お願い)

家具転倒防止金具取付けについて、後日、契約業者から、日程調整の連絡があります。

(注意)

- 1 取付け作業後の家具の移動や取付け金具の取り外し等は、本事業では対応いたしません。
- 2 今回の転倒防止金具の取付けによって、あなたの生活すべての安全を保障するものではありません。日頃から災害などによる居住環境の安全性には、十分配慮してください。
- 3 この決定に不服があれば、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対し審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表とする者は町長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

○阿久比町防災施設（溜池）管理要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、阿久比町地域防災計画の定めるところにより、溜池の果たしている防災的役割の重大性にかんがみ特に重要施設に指定し、町および施設の管理者が携えて維持管理に万全の措置を講じながら集中豪雨等に対し、水位調節を図り災害を未然防止し、もって町土の保全と住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において、重要施設とは集水面積5ha以上でかつ町内主要河川の上流部に位置する溜池をいう。

（指 定）

第3条 別表のとおりとする。

（施 設）

第4条 町長は水位調節不良の施設について管理者と協議し年次計画を樹立して改修につとめる。

（規 制）

第5条 溜池の他目的使用については、防災上特に配慮し、関係機関に協議し決定するものとする。

（管理責任者）

第6条 溜池の管理者は、その行政区域内にある防災溜池につき管理責任者を1溜池につき正副各1名を定め、毎年4月末日までに町長に報告しなければならない。

（管 理）

第7条 管理責任者は、常に善良なる注意をもって管理し、町長の指示する時期及び方法により管理及び水位調節に万全を期し、台風、集中豪雨、地震等の天災時に満水による堤防の決壊溢水河川の決壊等の災害を招くことのないように努めなければならない。

（費用負担又は助成）

第8条 町長は第4条に定める事業に要する費用は町費負担とし、管理者が行う施設の維持管理に必要な経費の一部については毎年度予算の範囲内で助成することができる。なお、他の事業により、補助を受ける場合はこの限りでない。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、そのつど町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和52年6月25日から施行する。

別表

防 災 溜 池 一 覧

番号	池 名	関係河川名	所在地
1	大 池 脇 池	蟹 田 川	大字宮津
2	屋 郷 池	〃	〃
3	山 田 池	〃	〃
4	上 長 根 池	福 山 川	大字板山
5	下 南 池	英 比 川	大字福住
6	白 沢 大 池	阿 久 比 川	大字白沢
7	草 木 池	草 木 川	大字草木
8	牛 作 池	〃	〃
9	下 芳 池	〃	〃
1 0	平 井 林 池	〃	〃
1 1	焼 山 池	砂 走 川	大字卯坂
1 2	下 ノ 池	西 谷 川	〃
1 3	熊 田 池	坂 田 川	〃
1 4	親 田 池	殿 越 川	大字阿久比
1 5	櫟 池	前 田 川	大字矢高
1 6	阿 屋 免 池	〃	〃
1 7	西 狐 谷 池	矢 勝 川	大字植大
1 8	鎗 場 池	〃	〃

○阿久比町災害時救命活動用スコップ有償配付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における救出及び救助活動や避難経路の確保等、町民の自発的な減災活動に役立てるため、スコップを一世帯に一本備えることを目的として、町が購入したスコップを有償配付（以下「配付」という。）する事業を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(配付総数)

第2条 町が購入し配付するスコップの総数は、予算の定める範囲内とする。

(対象者)

第3条 スコップの配付を受けることができる者は、町内に住所を有する世帯に属する者とする。

(配付数)

第4条 配付するスコップの本数は、一世帯につき一本とする。

(申請等)

第5条 スコップの配付を受けようとする者は、災害時救命活動用スコップ有償配付申込書（別記様式）を提出しなければならない。

2 スコップは、前項に規定する申込み順で配付するものとし、総数に達した時点で終了とする。

(費用)

第6条 スコップの配付を受けようとする者は、一本につき1,000円を町に納めるものとする。

(返品)

第7条 配付を受けたスコップは、原則として返品できないものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

(譲渡)

第8条 配付を受けたスコープは、第三者に譲渡してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

災害時救命活動用スコープ有償配付申込書

年 月 日

阿久比町長 様

以下のとおり災害時救命活動用スコープの有償配付を申し込みます。

なお、私（申請者）は、次のことについて同意します。

- （１）町内に住所を有することの確認のため、担当者が住民基本台帳を閲覧すること。
- （２）配付を受けたスコープを第三者に譲渡しないこと。

申請者 _____ 印

住 所	阿久比町
世 帯 主	
電話番号	
購入費用	1, 0 0 0 円

【備考】

- 1 申請者は、世帯主又は世帯主と同一の世帯員とします。
- 2 申請者の本人確認のため、身分証明書（運転免許証等）を提示していただきます。
- 3 配付数は、1世帯につき1本です。
- 4 上記の個人情報につきましては、この目的以外には使用しません。

○阿久比町被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において発生した自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対し、阿久比町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により町内において生じる被害をいう。

(2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）

第1条各号に該当しない自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

ア 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。以下同じ。）

イ 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。以下同じ。）

ウ 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）

エ 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。以下同じ。）

オ 中規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）

- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 町長は、被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表の基礎支援金及び加算支援金の合算額を支援金として支給するものとする。

- 2 加算支援金については、町内で住宅の再建を行う場合に限り支給するものとする。
- 3 支援金の支給は、口座振込による。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、阿久比町被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる町が発行する証明書
 - (2) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類
 - (3) 被災世帯の区分に応じ、次に掲げるもの
 - ア 全壊世帯 被害を受けたことが確認できる町が発行する罹災証明書
 - イ 半壊解体・敷地被害解体世帯 被害を受けたことが確認できる町が発行する罹災証明書及び当該住宅を解体したことが確認できる証明書（敷地被害解体世帯にあつては、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等の住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書）
 - ウ 長期避難世帯 当該世帯に該当する旨の町による証明書
 - エ 大規模半壊世帯 被害を受けたことが確認できる町が発行する罹災証明書
 - オ 中規模半壊世帯 被害を受けたことが確認できる町が発行する罹災証明書
 - (4) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
 - (5) その他、町長が必要と認める書類
- 2 住宅の再建方法が賃借によるもので加算支援金を受給した者が、その後、住宅を建設、購入又は補修した場合の当該建設、購入又は補修に係る加算支援金の額は、既に支給した賃借に係る加算支援金を差し引いた額とする。

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までを、加算支援金にあつては37月を経過する日までを期間として行うことができる。

ただし、町長が被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは阿久比町被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2)により、支給しないことを決定したときは阿久比町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3)により、支援金の支給を受けようとする者に速やかに通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 支援金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、阿久比町被災者生活再建支援金請求書(様式第4)により町長に支援金を請求するものとする。

(状況報告)

第8条 受給者のうち加算支援金の支給決定を受けた者は、第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、阿久比町被災者生活再建支援金再建状況報告書(様式第5)により再建後速やかに町長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、阿久比町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第6)により受給者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、阿久比町被災者生活再建支援金返還請求書(様式第7)により、受給者にその返還を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金を町に納付させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の第4条第3号オの規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対し、適用する。

別表（第3条関係）

1 基礎支援金

被災世帯の区分		金額
全壊世帯、半壊解体・敷地被害解体世帯及び長期避難世帯	複数世帯	100万円
	単数世帯	75万円
大規模半壊世帯	複数世帯	50万円
	単数世帯	37.5万円
中規模半壊世帯	複数世帯	二
	単数世帯	二

2 加算支援金

被災世帯の区分	住宅の再建方法		金額
全壊世帯、半壊解体・敷地被害解体世帯、 長期避難世帯及び大規模半壊世帯	建設・購入	複数世帯	200万円
		単数世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単数世帯	75万円
	賃借	複数世帯	50万円
		単数世帯	37.5万円
中規模半壊世帯	建設・購入	複数世帯	100万円
		単数世帯	75万円
	補修	複数世帯	50万円
		単数世帯	37.5万円
	賃借	複数世帯	25万円
		単数世帯	18.75万円

備考1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。

2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

3 住宅の再建方法が2以上に該当するときの加算支援金は、最も高い支給額のみ支給するものとする。

4 住宅の再建方法を賃借とする場合で公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2項に規定する公営住宅を賃借するときは、加算支援金の対象としない。

様式第 1 (第 4 条関係)

阿久比町被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

阿久比町被災者生活再建支援金支給要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

申請回数 [支 給 番 号]		申請者 世帯主以外の方が申請する場合はその理由
初回	2 回目以降 []	

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数 ・ 複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等		種別		口座番号	
				普通・当座			
ゆうちょ銀行	記号					番号	

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊世帯・半壊解体・敷地被害解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯・ <u>中規模半壊世帯</u>
半壊解体・敷地被害解体世帯の場合はその理由	

5 申請する支援金について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のまま
で結構です。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊世帯	100万円	75万円			住民票 罹災証明書 預金通帳の写し その他 ()
半壊解体・敷地被害解体世帯	100万円	75万円			
長期避難世帯	100万円	75万円			
大規模半壊世帯	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
				申請額 (A - B)	万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分		今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊世帯、半壊解体・敷地被害解体世帯、長期避難世帯及び大規模半壊世帯	建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()
	補 修	100万円	75万円			
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半壊世帯	建設・購入	100万円	75万円			住民票 罹災証明書 預金通帳の写し 契約書の写し その他 ()
	補 修	50万円	37.5万円			
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	
				申請額 (C - D)	万円	

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください(その他の場合は、() 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下町記入欄

災害名及び発災日	
世帯員数の確認	単数 複数
被害状況の認定	全壊世帯 半壊解体・敷地被害解体世帯 長期避難世帯 大規模半壊世帯 中規模半壊世帯
解体状況の確認	

申請受理印

様式第2（第6条関係）

阿久比町被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日

様

阿久比町長

印

年 月 日付けで申請のあった阿久比町被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給決定しましたのでお知らせします。

記

1 支給番号 第 号

2 支給額 円

3 支給方法 口座振込

様式第3（第6条関係）

阿久比町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

年 月 日

様

阿久比町長

印

年 月 日付けで申請のあった阿久比町被災者生活再建支援金について、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

様式第4（第7条関係）

阿久比町被災者生活再建支援金請求書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所
氏名
電話



年 月 日付け第 号で支給決定のあった阿久比町被災者生活再建支援金
について、下記のとおり請求します。

記

支援金請求額 金 円

様式第5（第8条関係）

阿久比町被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所
氏名
電話



年 月 日付け第 号で支給決定のあった阿久比町被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類
別添のとおり

様式第 6（第 9 条関係）

阿久比町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年 月 日

様

阿久比町長

印

年 月 日付け第 号で支給決定しました阿久比町被災者生活再建支援金
について、下記の理由によりその全部（一部）を取り消します。

記

（理由）

様式第7（第10条関係）

阿久比町被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日

様

阿久比町長

印

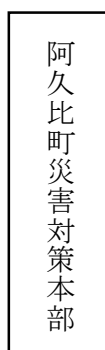
年 月 日付け第 号で支給決定しました阿久比町被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法

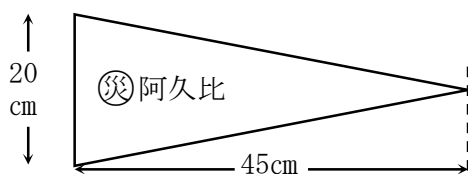
○災害対策本部の標識等

1 標識



2 標旗

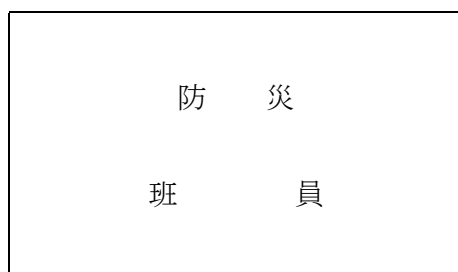
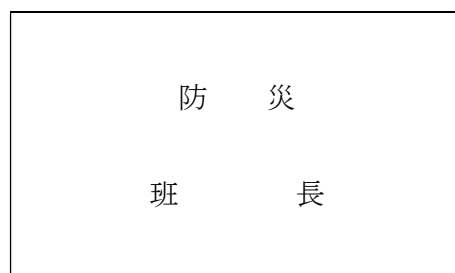
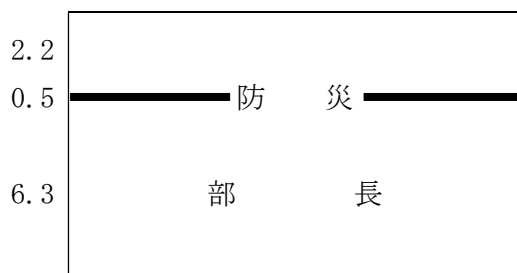
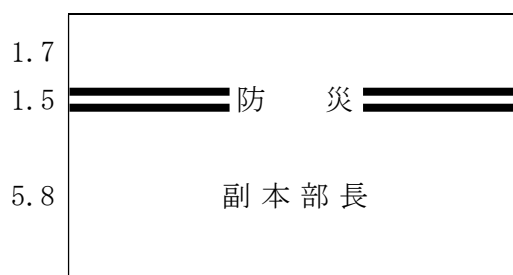
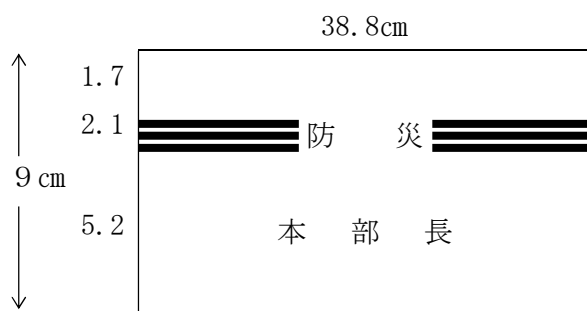
災害応急対策に使用する車両は、次の標旗をつけるものとする。



(注) 文字は、白地に黒字で楷書とし、
⊖は、赤色とする。

(注) 文字は、白地に黒字で楷書とする。

3 腕章



(注) 1 文字は、白地に黒字で楷書とする。
2 防災及び横帯の色彩は、赤色とする。

○文化財の現況

(1) 国指定登録有形文化財

物 件 名	員 数	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
蓮 慶 寺 本 堂	1棟	植大字石坂37-1	宗教法人蓮慶寺	平26. 6. 21
蓮 慶 寺 大 門	1棟	植大字石坂37-1他	〃	〃
蓮 慶 寺 土 堀	1棟	植大字石坂37-1他	〃	〃

(2) 愛知県指定文化財

物 件 名	員 数	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
不 動 明 王 立 像	1軀	棕岡字唐松29	宗教法人平泉寺	昭29. 2. 5
毘 沙 門 天 立 像	1軀	〃	〃	〃
阿 弥 陀 如 来 座 像	1軀	〃	〃	昭40. 5. 21
知多の虫供養行事		阿久比町内	阿久比谷虫供養保存会(13地区)	昭58. 9. 14
板 山 長 根 古 窯	3基 195.67㎡	板山字長根50—11	半田市	昭59. 3. 30
賦 山 何 連 歌 (社 若 連 歌)	1巻	卯坂字英比67	宗教法人洞雲院	平22. 8. 27

(3) 阿久比町指定文化財

物 件 名	員 数	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
正 盛 院 仁 王 門	1宇	草木字草出口7	宗教法人正盛院	昭55. 1. 1
二 子 塚 古 墳	1基	宮津字八反田5 〃 6 〃 7 〃 8	新美慶一 新美貫三 新美一郎 新美直松 管理者大字宮津	昭55. 7. 1
仁 王 像	1対	草木字草出口7	宗教法人正盛院	昭56. 7. 10
久松・松平家墓地	83.18㎡	卯坂字英比67	宗教法人洞雲院	昭57. 3. 1

阿久比谷虫供養 付 掛 軸	12幅	阿久比町内	阿久比谷虫供養保存会(13 地区)	昭58. 9. 14
坂 部 城 跡	3,077㎡	卯坂字栗之本谷32- 1	宗教法人洞雲院	昭63. 7. 1
鞍	1具	卯坂字英比67	宗教法人洞雲院	平元. 9. 1
十 六 羅 漢 図	3幅対	〃	〃	〃
血 書 阿 弥 陀 經	1卷	〃	〃	〃
如 意 輪 觀 音 像	1軀	〃	〃	〃
涅槃 図	1幅	〃	〃	〃
重 箱	3重1組	〃	〃	〃
蓮 水 鳥 図	双幅対	〃	〃	〃
於大の方位牌	1基	〃	〃	〃
香 合	1合	〃	〃	〃
宮津北組山車	1輛	宮津字堂道16	宮津北組山車保存会	平2. 10. 1
南 社 山 車	1輛	宮津字宮本30-3	宮津南社山車保存会	〃
八 幡 社 山 車	1輛	植大字柿崎11	大古根山車保存会	〃
萩 大 山 車	1輛	萩字曾根21- 1	萩大山車保存会	〃
横 社 山 車	1輛	横松字前田64	横社山車保存会	平4. 2. 17
北原天神法樂連歌	9卷	白沢字天神裏44	三浦正典	平6. 4. 1
高 岡 獅 子 館	1基	矢高字三ノ山高16	大字高岡区長	平7. 1. 4
円 空 仏	1軀	白沢字東中根23	宗教法人宝安寺 代表役員大塚洞林	平8. 4. 1
楠	2樹	宮津字宮本29	宮津熱田社	平11. 12. 1
金 唐 紙	8面	〃	〃	平12. 12. 28
長 頸 三 筋 壺	1個体	卯坂字殿越50	阿久比町	平21. 4. 23

○災害救助法施行細則

昭和40年10月29日規則第60号
最終改正 平成29年7月28日規則第33号

(趣旨)

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第二条 削除

削除〔平成一二年規則七七号〕

(救助実施区域の公告)

第三条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第四条 削除

削除〔平成一二年規則七七号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。
一部改正〔平成一二年規則七七号・一三年一号・二六年四号・二九年三三号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第六条 規則第一条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第八条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

一 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第一

二 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第二

三 公用変更令書 様式第三

四 公用取消令書 様式第四

(受領書)

第七条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第八条 第六条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第五）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第九条 規則第二条第三項の受領調書は、様式第六による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限

りでない。

一部改正〔平成一九年規則二九号〕

（損失補償請求書）

第十条 規則第三条第一項の損失補償請求書は、様式第七によらなければならない。

（従事命令に関する公用令書等）

第十一条 規則第四条第一項及び第三項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

一 公用令書 様式第八

二 公用取消令書 様式第九

（受領書に関する規定の準用）

第十二条 第七条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

（救助従事者台帳）

第十三条 第十一条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第十）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

（従事不能の場合の届出）

第十四条 規則第四条第二項の規定による届出は、従事不能届（様式第十一）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

二 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

（実費弁償の程度）

第十五条 法第七条第五項の規定による実費弁償の程度は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成二六年規則四号・二九年三三号〕

（実費弁償請求書）

第十六条 規則第五条の実費弁償請求書は、様式第十二によらなければならない。

（身分を示す証票）

第十七条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の身分を示す証票は、様式第十三による。

一部改正〔平成二六年規則四号〕

（扶助金支給申請書）

第十八条 則第六条第一項の扶助金支給申請書は、様式第十四によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第六条第二項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第八条第二項の支給基礎額の認定に必要な書類

二 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を

必要とする理由を詳細に記載した書類

三 打切扶助金支給申請書については、第一号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成二六年規則四号〕

（扶助金の支給基礎額）

第十九条 令第八条第二項第二号及び第三号の扶助金の支給基礎額は、別表第二のとおりとする。

一部改正〔平成二六年規則四号・二九年三三号〕

別表第一（第十五条関係）

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

（一） 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

（二） 時間外勤務手当

日当の額を八で除して得た額を勤務一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第十五条の規定の例により算定される額以内

（三） 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第一号）別表第一の一による一般職員相当額以内

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内

別表第二（第十九条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前一年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を三百六十五で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前一年間における所得の額の平均額を三百六十五で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第八条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例による額

様式第1（第6条関係）

物資保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命 じます。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">保 管 場 所</th> <th style="width: 20%;">保 管 期 間</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																物資保管第 号 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印 公用令書を受領しました。
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第 2 （第 6 条関係）

物資収用
施設管理
土地家屋
物資使用

第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり収用管理します。
使用

年 月 日

愛知県知事 氏 名 印

種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考
						・	・
						・	・
						・	・

注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

物資収用
施設管理
土地家屋
物資使用

第 号

受 領 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

印

公用令書を受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 3 （第 6 条関係）

第 号		<table border="1"><tr><td>公用変更令書</td><td>第 号</td></tr></table>		公用変更令書	第 号
公用変更令書	第 号				
公 用 変 更 令 書		受 領 書			
住 所		年 月 日			
氏 名		愛知県知事 殿			
(名称及び 代表者氏名)		住 所			
災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を、次のとおり変更しました。		氏 名 印			
年 月 日		(名称及び 代表者氏名)			
愛知県知事 氏 名 印		公用変更令書を受領しました。			
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容				
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 4（第 6 条関係）

第 号		公 用 第 号 取 消 令 書	
公 用 取 消 令 書		受 領 書	
住 所		年 月 日	
氏 名		愛知県知事 殿	
(名称及び 代表者氏名)		住 所	
災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。		氏 名 印	
年 月 日		(名称及び 代表者氏名)	
愛知県知事 氏 名 印			
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。		公用取消令書を受領しました。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第5（第8条関係）

強 制 物 件 台 帳										
公 用 令 書	物 資 保 管		第	号	年	月	日			
	物 資 収 用									
	施 設 管 理									
	土地 家屋 使用 物資									
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）										
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）										
公用令書の内容	種 名	類 称	数 量	保 管 場 所 又 場 所	範 囲	期 間	引 期	渡 日	引 渡 場 所	備 考
							⋮	⋮		
変更事項及びその理由							⋮	⋮		
取 消 理 由										
損 失 補 償	種 名	類 称	請 求 額	請 求 日 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 日 年 月 日		備 考	
				⋮ ⋮			⋮ ⋮			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 6 （第9 条関係）

受 領 調 書			
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により^{収用}_{使用}する物資を、次のとおり受領しました。 よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。 年 月 日 受領者 愛知県職員 氏 名 印 物資の所有者又は占有者 氏 名 印			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 7 （第10 条関係）

損 失 補 償 請 求 書							
愛知県知事 殿		年 月 日					
氏 名		住 所 印					
		（名 称 及 び 代表者氏名）					
災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条の 2 第 3 項の規定による 損失補償として、下記の金額を請求します。							
請求金額		円					
請求理由							
公 用 令 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">物 資 保 管</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">物 資 収 用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">施 設 管 理</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">家屋 土地 使用 物資</td> </tr> </table>	物 資 保 管	物 資 収 用	施 設 管 理	家屋 土地 使用 物資	第 号	年 月 日
物 資 保 管							
物 資 収 用							
施 設 管 理							
家屋 土地 使用 物資							
添付書類 1 算出明細書 2 受領調書（写し）							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 8（第11条関係）

公 用 令 書	受 領 書
従事命令第 号 住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (名 称 及 び) 代表者氏名	従事命令第 号 年 月 日 住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (名 称 及 び) 代表者氏名
愛知県知事 殿	
氏 名	
年 月 日	
(名 称 及 び) 代表者氏名	
愛知県知事 氏 名 印	
公用令書を午前 時 分受領しました。	
午後	
時 分	
受領しました。	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 5 の 2 枚接続とする。

(裏)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。
- 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。
 - 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

様式第 9（第11 条関係）

取消従事令第 号		取消従事令第 号	
公 用 取 消 令 書		受 領 書	
住 所	年 月 日	愛知県知事 殿	
職 業			住 所
氏 名			氏 名
(名 称 及 び 代表者氏名)			(名 称 及 び 代表者氏名)
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日第 号）を取り消しました。		公用取消令書を受領しました。	
年 月 日			
愛知県知事 氏 名 印			
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第10(13 条関係)

教 助 従 事 者 台 帳						
公 用 令 書		第	号	年 月 日		
従事者	住 所			職 業		
	氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)			生年月日		
従 事 す る 業 務						
従 事 す る 場 所						
従 事 す る 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間				
出頭する日時及び場所						
公用令書取消理由						
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所						
事故発生の原因及び状況						
傷病名、傷病の程度及び身体状況						
備 考						
事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況		氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職業	備 考
				・	・	
				・	・	
				・	・	
				・	・	
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳			支 年 月 給 日	備 考
		日 当	超過勤務手	旅 費		
		円	円	円	円	・
扶 助 金		扶 助 金 の 種 類		金 額	支給年月日	備 考
				円	・	・
					・	・
					・	・
					・	・

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11（第14 条関係）

従 事 不 能 届		年	月	日
愛知県知事 殿				
住 所				
職 業				
		氏 名	印	
		年	月	日生
(名 称 及 び)				
(代表者氏名)				
災害救助法第7条第1項の規定による公用令書（ 年 月 日従事命令第号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えてお届けします。				
記				
理由				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第12（第16条関係）

実 費 弁 償 請 求 書			
愛知県知事 殿			年 月 日
住 所 職 業 氏 名 (名 称 及 び) 代表者氏名			印
災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。			
請求金額 円			
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで		
添付書類 算出明細書			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第13（第17条関係）

（表）

第	号	証	票	所 属	職 名	氏 名
上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。						
なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。						
年 月 日交付						
愛知県知事 氏				名 印		

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

（裏）

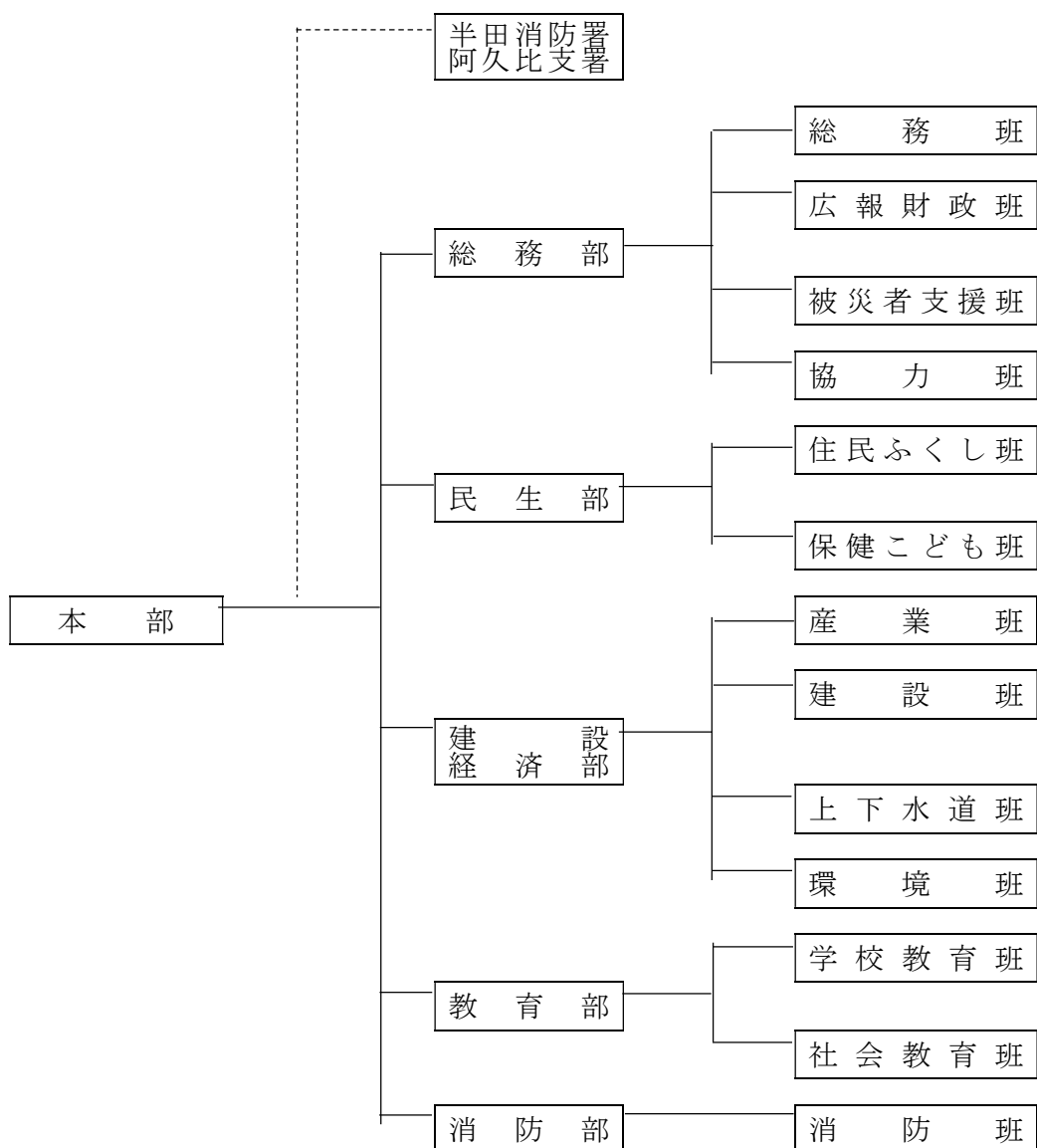
災害救助法抜粋 （都道府県知事の立入検査等） 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。 （指定行政機関の長等の立入検査等） 第6条 1及び2 略 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第14（第18条関係）

療養 休業 障害 遺族 葬祭 打切 扶 助 金 支 給 申 請 書						
年 月 日						
愛知県知事 殿						
住所 氏 名 印						
災害救助法第12条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さ るよう関係書類を添えて申請します。						
申請金額 円						
公 用 令 書	第	号	年	月	日	
従事者又 は協力者	住 所		職 業			
	氏 名		生年月日	・	・	
従事又は協力して いた救助業務						
事故発生の日時及 び場所						
事故発生の原因及 び状況						
傷病名、傷病の程度 及び身体の状況						
療養又は休業を要 する見込期間						
事故発生するとき、本 人と親族関係にあ った主な者の状況		氏 名	本人との 続 き 柄	生年月日	職 業	
				・ ・		備 考
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
添付書類 算出明細書						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○災害対策本部の各部及び各班の任務分担



部	部 長	班	班長・副班長	所 掌 事 務
本 部	本部長 町 長			1 災害対策全般に関すること。 2 配備体制の調整、切替え等に関すること。 3 災害情報、被害状況の分析と対策の基本方針に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 県、自衛隊、他市町村等に対する応援要請及び応援出動に関すること。 6 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 7 避難情報等に関すること。 8 町内の私有土地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項。
	副本部長 副町長 教育長			
総 務 部	本部員 各部長			
	総務部長	総務班 所管 防災交通課 総務課	班 長 防災交通課長 副班長 総務課長	1 防災会議、災害対策本部の組織運営に関すること。 2 職員等の非常招集、配備に関すること。 3 防災関係機関、自主防災会との連絡調整に関すること。 4 被害状況及び災害応急対策活動の収集、報告に関すること。 5 防災気象情報の収集、伝達に関すること。 6 県災害対策本部、自衛隊との連絡調整に関すること。 7 他市町村等への応援派遣要請に関すること。 8 防災行政無線の運用に関すること。 9 避難情報等の発信に関すること。 10 物資等の緊急輸送計画に関すること。 11 避難行動要支援者に関すること。 12 罹災台帳、罹災証明に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 危険物保有施設、事業所との連絡調整に関すること。 15 出動職員の事故及び公務災害給付に関すること。 16 応援、協力者の宿舎、給食等に関すること。 17 各部との連絡調整に関すること。 18 庁舎電算室等の情報関連設備の復旧、保守に関すること。 19 他班の所掌事務に属さないこと。

		広報財政班 所管 企画広報課 検査財政課	班 長 企画広報課長 副班長 検査財政課長	1 住民に対する防災気象情報の伝達に関する事。 2 住民に対する避難情報等の伝達に関する事。 3 報道機関への対応に関する事。 4 災害の記録に関する事。 5 国、県その他関係機関に対する要望、陳情に関する事。 6 災害応急対策に係る財政事務に関する事。 7 町有財産の被害調査に関する事。 8 災害時における庁舎の運用に関する事。 9 公用車の集中管理に関する事。
		被災者支援 班 所管 税務課	班 長 税務課長	1 避難誘導等、避難に関する事。 2 避難者名簿作成の協力に関する事。 3 税の減免措置に関する事。 4 避難場所、避難所管理運営の協力に関する事。 5 住家の被害状況の調査に関する事。 6 罹災台帳、罹災証明に関する事。
		協力班 所管 会計課 議会事務局	班 長 会計管理者 副班長 議会事務局長	1 他班への応援協力に関する事。 2 応援救助に要する経費の支払いに関する事。 3 災害に関する物品の購入、受け払いに関する事。 4 議会との連絡調整に関する事。
民 生 部	民生部長	住民ふくし 班 所管 ふくし課 住民医療課	班 長 ふくし課長 副班長 住民医療課長	1 避難場所、避難施設の開設及び管理運営に関する事。 2 応急給与物資の配給に関する事。 3 避難者名簿の作成に関する事。 4 税、料の減免措置に関する事。 5 避難行動要支援者に関する事。 6 災害救助法の事務に関する事。 7 被災者生活再建支援法の事務に関する事。 8 災害ボランティア支援本部に関する事。 9 ボランティアの受入に関する事。 10 住民基本台帳等の情報システムの安全確保に関する事。 11 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 12 阿久比赤十字奉仕団への協力要請に関する事。 13 義援金品、見舞金の受入れに関する事。

建設経済部	建設経済部長	保健こども班 所管 保健こども課 児童保育課	班 長 保健こども課長 副班長 児童保育課長	1 避難所（保育園・幼稚園・児童館）開設の協力に関する事。 2 園児の避難及び保護者への引渡しに関する事。 3 防疫、感染症予防及び衛生対策に関する事。 4 医師会、医療機関との連絡調整に関する事。 5 医薬品、衛生資材の確保に関する事。 6 医療救護班の編成、派遣に関する事。 7 応急救護所の開設に関する事。 8 応急助産に関する事。 9 避難行動要支援者に関する事。 10 住民ふくし班の所掌事務への応援協力に関する事。
		産業班 所管 産業観光課	班 長 産業観光課長	1 商工会、農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。 2 救援物資の輸送に関する事。 3 生活必需品等の調達、価格安定に関する事。 4 農林畜産物、関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 山腹崩壊危険地区の応急対策に関する事。 6 溜池の応急対策に関する事。 7 家畜の防疫に関する事。 8 避難所（勤労福祉センター）開設の協力に関する事。 9 建設班の所掌事務への応援協力に関する事。
		建設班 所管 建設課 まちづくり推進課	班 長 建設課長 副班長 まちづくり推進課長	1 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 建設業者との連絡調整に関する事。 3 土木資機材の調達、配備に関する事。 4 急傾斜地崩壊危険地区、砂防指定地の応急対策に関する事。 5 緊急輸送路の確保に関する事。 6 交通規制に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 公園緑地の応急対策に関する事。 9 避難場所（公園）開設の協力に関する事。 10 応急仮設住宅の建設に関する事。 11 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 12 応急危険度判定士の派遣に関する事。 13 被災建築物の緊急措置に関する事。
		上下水道班 所管 上下水道課	班 長 上下水道課長	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 飲料水の確保、供給に関する事。 3 上下水道工事業者との連絡調整に関する事。 4 復旧用資機材の調達に関する事。 5 料金、使用料の減免に関する事。

		環境班 所管 環境課	班 長 環境課長	1 遺体の収容、安置及び運搬に関すること。 2 廃棄物の処理対策に関すること。 3 し尿及び汚物等の処理対策に関すること。 4 被災した住宅の解体撤去に関すること。
教 育 部	教育部長	学校教育班 所管 学校教育課	班 長 学校教育課長	1 児童生徒の避難に関すること。 2 避難場所、避難所（小中学校）開設の協力に関すること。 3 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 罹災児童生徒の育英、就学に関すること。 5 罹災児童生徒に対する学用品等の調達、供給に関すること。 6 学校との連絡調整及び教職員の動員に関すること。 7 住民ふくし班の行う避難に関する所掌事務への応援協力に関すること。 8 炊出し等による食料品の調達、供給に関すること。 9 給食センター施設の活用に関すること。 10 給食材料納入業者との連絡調整に関すること。 11 応急給食の実施に関すること。
		社会教育班 所管 社会教育課	班 長 社会教育課長	1 避難場所、避難所（社会教育施設）開設の協力に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 防災拠点施設（ふれあいの森・阿久比スポーツ村）の管理に関すること。 4 文化財の被害調査に関すること。 5 学校教育班の所掌事務への応援協力に関すること。
消 防 部	消防団長	消防班 所管 阿久比町消防団	班 長 消防団副団長	1 予警報、避難情報等の住民への伝達に関すること。 2 住民の避難誘導に関すること。 3 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 消防施設及び設備の被害調査に関すること。 5 救助救護活動及び行方不明者の捜索に関すること。 6 交通規制の応援協力に関すること。 7 消防署との連携に関すること。

○ 非常配備

◎ 非常配備の区分、指令の時期及び防災に関する業務

区 分	第一非常配備
状 況	○ 注意報等が発表されたとき ○ 震度4を観測した地震が発生したとき ○ ごく小規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
指 令 の 期 時	1 次の注意報の内、1つ以上が阿久比町に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 町内で震度4を観測した地震が発生したとき 3 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> 4 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき 5 その他、必要により町長が指令したとき
配備すべき人員	○ 防災交通課の必要最小限の人員 （勤務時間外は、必要に応じて非常配備職員編成表の当番班を配備） ※自宅待機の場合あり
業 務	○ 情報の収集・伝達 ○ 第二、第三非常配備に備えた体制の確立 ○ 必要に応じて（台風接近など）「災害対策準備会議」を開催 （非常配備体制前でも開催の場合あり）

区 分	第二非常配備（準備体制）
状 況	○ 警報が発表されたとき ○ 注意報が発表され、本町に影響のおそれがあるとき ○ 小規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
指 令 の 期 時	1 次の警報の内、1つ以上が阿久比町に発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 阿久比川に氾濫警戒情報が発表されたとき 3 町内で土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき</u> 5 その他、必要により町長が指令したとき
配備すべき人員	○ 勤務時間内は、防災交通課の必要最小限の人員 ○ 勤務時間外は、上記に加え非常配備職員編成表の当番班（災害の規模により複数班を同時に配備する） ○ 町長が必要と認めた職員 ※編成表の当番班は自宅待機とし、防災交通課のみの対応もあり
業 務	○ 災害対策本部の設置 ○ 情報の収集・伝達 ○ 災害の予防 ○ 応急対策 ○ 必要に応じて「災害対策本部員会議」を開催

区 分	第二非常配備（警戒体制）
状 況	○ 震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき ○ 相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
指 令 の 期 時	1 第二非常配備（準備体制）の後、相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 2 町内で震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき 3 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 4 その他、必要により町長が指令したとき
配備すべき人員	○ 防災交通課職員 ○ 災害対策本部各部の部長、班長及び主査以上の班員 ○ 各班の班長が必要と認めた班員 ※勤務時間外に警戒体制へ移行した場合に配備中の職員は、継続して配備につく
業 務	○ 第二非常配備（準備体制）の業務に同じ ただし、所要人員配備後、「災害対策本部会議」を開催（その後も必要に応じて開催）

区 分	第三非常配備
状 況	○ 特別警報が発表されたとき ○ 震度6弱以上を観測した地震が発生したとき ○ 大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき
指 令 の 期 時	1 次の特別警報の内、1つ以上が阿久比町に発表されたとき (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 2 阿久比川に氾濫危険情報が発表されたとき 3 町内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき 4 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき 5 その他、必要により町長が指令したとき
配備すべき人員	○ 全職員 ※連絡を受けなくても自主参集すること
業 務	○ 第二非常配備（警戒体制）の業務に同じ

○阿久比町応急仮設住宅建設候補地台帳

必要戸数	確保面積	確保戸数	担当課
91 戸	14,550 m ²	84 戸	まちづくり推進課

候補地の名称	所在地	有効面積	所有者
丸山公園	大字棕岡字丸山 1-1	9,350	阿久比町 (まちづくり推進課)
住宅建設可能戸数	上水道	汚水排水	雑排水
48	φ 200 可	公共下水	公共下水
電 気	ガ ス	地盤状態	障害物の有無
可	都市ガス	土	無
優先順位	配置図作成	備 考	
1	済	用途地域：一住 建ぺい・容積率：60%・200% 取付道路：幅員 6m	

候補地の名称	所在地	有効面積	所有者
高根台中央公園	大字福住字高根台 65	5,200	阿久比町 (まちづくり推進課)
住宅建設可能戸数	上水道	汚水排水	雑排水
36	φ 100 可	公共下水	公共下水
電 気	ガ ス	地盤状態	障害物の有無
可	都市ガス	土	無
優先順位	配置図作成	備 考	
2	済	用途地域：一低 建ぺい・容積率：50%・100% 取付道路：幅員 6m	

情報処理様式 1 号

災 害 対 策 本 部 設 置 経 過

期 日	年 月 日 曜日					
種 別	発 令		注意報	時 分		
			警 報	時 分		
	解 除		注意報	時 分		
			警 報	時 分		
	注意報等発令なし					
原 因		雨				
		台 風				
		地 震				
		火 事				
設置会議	省 略		災害発生が見込まれる状況にあるため			
			災害が発生したため			
	第 1 回	期 日	年 月 日 時 分			
		出席者	町長・副町長・教育長・総務部長・防災交通課長			
		不設置		災害発生が予測されないため		
	第 2 回	期 日	年 月 日 時 分			
		出席者	町長・副町長・教育長・総務部長・防災交通課長			
		不設置		災害発生が予測されないため		
	第 3 回	期 日	年 月 日 時 分			
		出席者	町長・副町長・教育長・総務部長・防災交通課長			
		不設置		災害発生が予測されないため		
対策本部	設 置	年 月 日 時 分				
	廃 止	年 月 日 時 分				

情報処理様式 2 号

非 常 配 備 表

期 日	年 月 日		原 因	大雨・暴風・洪水・地震・火事		
種 別	班	招 集 時 刻	出 動 時 刻	解 散 時 刻	備 考	
特 別 職	町 長	:	:	:		
	副 町 長	:	:	:		
	教 育 長	:	:	:		
消 防 団	団 長	:	:	:		
	副 団 長	:	:	:		
第 1	防 災 建 設 住 民 福 祉	A 班	:	:	:	
		B 班	:	:	:	
		C 班	:	:	:	
		D 班	:	:	:	
		E 班	:	:	:	
		F 班	:	:	:	
第 2	第 1 班	:	:	:		
	第 2 班	:	:	:		
	第 3 班	:	:	:		
	第 4 班	:	:	:		
	第 5 班	:	:	:		
	第 6 班	:	:	:		
	第 7 班	:	:	:		
	第 8 班	:	:	:		
	第 9 班	:	:	:		
	第 10 班	:	:	:		
	第 11 班	:	:	:		
	第 12 班	:	:	:		
第 3	男 子 職 員	:	:	:		
	女 子 職 員	:	:	:		
そ の 他		:	:	:		

※出勤者の把握に心がけること

情報処理様式 3 号

防 災 活 動 従 事 連 絡 票

期 日	年 月 日			
時 間	開 始	:	終了予定	:
従 事 内 容				
従 事 場 所				
従 事 者	氏 名			
	連 絡 方 法	無 線	あぐい 番	
		携 帯 電 話	— —	
そ の 他				
帰 庁 チ ェ ッ ク	: 帰庁			

情報処理様式 4 号

河 川 水 位 調 査 票

年 月 日

河 川 名	大 字	地 点	調 査 時 間	堤 防 上 迄	橋 桁 迄	越水	破堤	そ の 他
阿 久 比 川	白 沢	白沢橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
	坂 部	坂部橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
	宮 津	宮津橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
	大 古 根	島田橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
	半田橋下流県水位計		:	cm	cm			
草 木 川	草 木	昭和橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
福 山 川	福 住	福住橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
西 谷 川	卯 之 山	阿久比川合流付近	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
蟹 田 川	宮 津	東部線付近	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
殿 越 川	阿 久 比	役場前	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
前 田 川	矢 高	徳吉橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
十 ケ 川	大 古 根	矢勝川除塵機	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
	棕 岡	前田川除塵機	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
	半田橋下流県水位計		:	cm	cm			
英 比 川	横 松	横松大橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			
矢 勝 川	植 大	岩滑西橋	:	cm	cm			
			:	cm	cm			

情報処理様式 5 号

溜 池 調 査 票

年 月 日

大 字	た め 池 名	防 災 溜 池	貯 水 量	調 査 時 間	堤 体 天 場 迄	措 置
宮 津	山 田 池	○	4,500 ^ト	:	cm	不要・要
	屋 郷 池	○	14,000 ^ト	:	cm	不要・要
	大 池 脇 池	○	10,000 ^ト	:	cm	不要・要
板 山	上 長 根 池	○	13,600 ^ト	:	cm	不要・要
福 住	下 南 池	○	6,000 ^ト	:	cm	不要・要
白 沢	白 沢 大 池	○	2,000 ^ト	:	cm	不要・要
草 木	下 芳 池	○	61,000 ^ト	:	cm	不要・要
	牛 作 池	○	12,000 ^ト	:	cm	不要・要
	草 木 池	○	15,100 ^ト	:	cm	不要・要
	平 井 林 池	○	6,500 ^ト	:	cm	不要・要
坂 部	焼 山 池	○	3,400 ^ト	:	cm	不要・要
卯 之 山	下 之 池	○	30,000 ^ト	:	cm	不要・要
	熊 田 ケ 池	○	8,000 ^ト	:	cm	不要・要
阿 久 比	親 田 池	○	21,200 ^ト	:	cm	不要・要
高 岡	櫟 池	○	56,000 ^ト	:	cm	不要・要
	阿 屋 免 池	○	16,000 ^ト	:	cm	不要・要
植	鎗 場 池	○	13,000 ^ト	:	cm	不要・要
	西 狐 谷 池	○	21,000 ^ト	:	cm	不要・要
そ の 他	小 廻 間 池	宮 津	5,000 ^ト	:	cm	不要・要
	傾 城 廻 間 谷 池	植	3,000 ^ト	:	cm	不要・要

※その他は、防災溜池に指定されていない溜池。

情報処理様式 6 号

道 路 冠 水 状 況 調 査 票

年 月 日

大 字	調 時	査 刻	有 無	状 況	措 置
横 松	:		無 ・ 有		・ 通行止
萩	:		無 ・ 有		・ 通行止
宮 津	:		無 ・ 有		・ 通行止
宮 津 団 地	:		無 ・ 有		・ 通行止
宮 津 山 田	:		無 ・ 有		・ 通行止
板 山	:		無 ・ 有		・ 通行止
福 住	:		無 ・ 有		・ 通行止
福 住 園 高 台	:		無 ・ 有		・ 通行止
白 沢	:		無 ・ 有		・ 通行止
白 沢 台	:		無 ・ 有		・ 通行止
高 根 台	:		無 ・ 有		・ 通行止
草 木	:		無 ・ 有		・ 通行止
坂 部	:		無 ・ 有		・ 通行止
卯 之 山	:		無 ・ 有		・ 通行止
阿 久 比 団 地	:		無 ・ 有		・ 通行止
阿 久 比	:		無 ・ 有		・ 通行止
棕 岡	:		無 ・ 有		・ 通行止
矢 口	:		無 ・ 有		・ 通行止
高 岡	:		無 ・ 有		・ 通行止
植	:		無 ・ 有		・ 通行止
大 古 根	:		無 ・ 有		・ 通行止
陽 なた の 丘	:		無 ・ 有		・ 通行止

情報処理様式 7 号

避難勧告等状況表

年 月 日

大字	発時 令刻	種 別	対象区域	避難場所	原 因
横 松	:	自主・勧告			
萩	:	自主・勧告			
宮 津	:	自主・勧告			
宮 津 団 地	:	自主・勧告			
宮 津 山 田	:	自主・勧告			
板 山	:	自主・勧告			
福 住	:	自主・勧告			
福 住 園 高 台	:	自主・勧告			
白 沢	:	自主・勧告			
白 沢 台	:	自主・勧告			
高 根 台	:	自主・勧告			
草 木	:	自主・勧告			
坂 部	:	自主・勧告			
卯 之 山	:	自主・勧告			
阿 久 比 団 地	:	自主・勧告			
阿 久 比	:	自主・勧告			
棕 岡	:	自主・勧告			
矢 口	:	自主・勧告			
高 岡	:	自主・勧告			
植	:	自主・勧告			
大 古 根	:	自主・勧告			
メ イ ツ 巽 ケ 丘	:	自主・勧告			
陽 なた の 丘	:	自主・勧告			

情報処理様式 8 号

避難所開設状況表

年 月 日

大 字	開 設 時 刻	対象 区域	避難場所	避 難 者			左のうち、避難行動要支援者							
				男	女	計	要介 護	身障	精神	療育	難病	高齢 者70 歳以 上	妊婦	その 他
横 松	:													
萩	:													
宮 津	:													
宮 津 団 地	:													
宮 津 山 田	:													
板 山	:													
福 住	:													
福 住 園 高 台	:													
白 沢	:													
白 沢 台	:													
高 根 台	:													
草 木	:													
坂 部	:													
卯 之 山	:													
阿 久 比 団 地	:													
阿 久 比	:													
棕 岡	:													
矢 口	:													
高 岡	:													
植	:													
大 古 根	:													
メ イ ツ 巽 ケ 丘	:													
陽 な た の 丘	:													

※ 別途避難者名簿を作成すること

情報処理様式 9 号

避難者名簿一覧

No.	住 所	氏 名	性 別	避難所名		備考	
				年 齢	入 所		
1			男 ・ 女		・	・	
2			男 ・ 女		・	・	
3			男 ・ 女		・	・	
4			男 ・ 女		・	・	
5			男 ・ 女		・	・	
6			男 ・ 女		・	・	
7			男 ・ 女		・	・	
8			男 ・ 女		・	・	
9			男 ・ 女		・	・	
10			男 ・ 女		・	・	
11			男 ・ 女		・	・	
12			男 ・ 女		・	・	
13			男 ・ 女		・	・	
14			男 ・ 女		・	・	
15			男 ・ 女		・	・	
16			男 ・ 女		・	・	
17			男 ・ 女		・	・	
18			男 ・ 女		・	・	
19			男 ・ 女		・	・	
20			男 ・ 女		・	・	
21			男 ・ 女		・	・	
22			男 ・ 女		・	・	
23			男 ・ 女		・	・	
24			男 ・ 女		・	・	
25			男 ・ 女		・	・	

※ 避難行動要支援者は、備考欄に乳幼児・高齢者等理由を記入

情報処理様式10号

広 報 活 動 状 況 表

広報文は、別途保管のこと

年 月 日

大 字	回数	利 用 媒 体	広報時刻	地 区	原 因	備 考
横 松	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
萩	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
宮 津	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
宮 津 団 地	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
宮 津 山 田	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
板 山	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
福 住	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
福 住 園 高 台	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
白 沢	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
白 沢 台	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
高 根 台	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
草 木	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
坂 部	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
卯 之 山	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
阿 久 比 団 地	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
阿 久 比	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
棕 岡	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
矢 口	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
高 岡	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
植	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
大 古 根	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
メ イ ツ 巽 ケ 丘	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			
陽 なた の 丘	①	広報車・防災無線	:			
	②	広報車・防災無線	:			

情報処理様式11号

被 害 状 況 調 査 票

					大 字			
調査日： 月 日			調査者：			聞き取り：区長・		
種別	被 害 の 内 訳							
人 的 被 害	死 者	人		人的被害がある場合は、人的被害調査票を作成				
	行方不明	人						
	負 傷 者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
家 屋 被 害	全 壊	戸		家屋被害がある場合は、家屋被害調査票を作成				
	半 壊	戸						
	一 部 損 壊	戸						
	住 宅	床上浸水	世帯数	世帯	人 数	人		
		床下浸水	世帯数	世帯	人 数	人		
	非 住 宅	—	世帯数	世帯	人 数	人		
河 川 堤 防	破 堤	箇所	左 の 場 所					
	一 部 損 壊	箇所	左 の 場 所					
	越 水	箇所	左 の 場 所					
道 路	破 損	箇所	冠 水	箇所	通 行 不 能	箇所		
田	流 失	ha	埋 没	ha	冠 水	ha		
畑	流 失	ha	埋 没	ha	冠 水	ha		
水 路	破 堤	箇所						
橋 梁	破 損	箇所	左 の 場 所					
	流 失	箇所						
溜 池	破 堤	箇所	左 の 場 所					
	越 水	箇所	左 の 場 所					
	法 面 崩 壊	箇所	左 の 場 所					
そ の 他	崖 崩 れ	箇所		火災	※地震の場合のみ記載する			
	水 道	戸			建 物	戸		
	電 気	戸			危 険 物	件		
	電 話	戸			そ の 他	件		
	ガ ス	戸		備考				

情報処理様式12号

人の被害調査票

調 査 日	月 日		大 字	
氏 名	住 所	性 別	年 齢	種 別
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷
		男 ・ 女		死 亡 ・ 行 方 不 明 重 傷 ・ 軽 傷

情報処理様式13号

家屋（住宅）被害調査票

[illegible]

情報処理様式14号

家屋（非住宅）被害調査票

[illegible]

情報処理様式15号

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報 告 の 時 限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関	阿久比町	受 信 機 関	愛知県知多事務所
発 信 者 名	防災交通課防災係	受 信 者 名	災害対策担当者
内 容			
被 害 区 分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 港湾・漁港 カ 道路 キ 鉄道 ク 電信・電話 ケ 電力 コ ガス サ 水道 シ その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被 害 区 域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被 害 程 度 (概 要)		
	応急対策の 状 況		
	復 旧 見 込		
	そ の 他 参 考 事 項		

情報処理様式16号

防 疫 活 動 状 況 表

年 月 日

大 字	活 動	実 施 計 画		実 施 実 数			備考
		実 施 日	対 象 数	実施件数	薬剤配布数	従 事 者 数	
横 松	不 要 ・ 要	月 日					
萩	不 要 ・ 要	月 日					
宮 津	不 要 ・ 要	月 日					
宮 津 団 地	不 要 ・ 要	月 日					
宮 津 山 田	不 要 ・ 要	月 日					
板 山	不 要 ・ 要	月 日					
福 住	不 要 ・ 要	月 日					
福住園高台	不 要 ・ 要	月 日					
白 沢	不 要 ・ 要	月 日					
白 沢 台	不 要 ・ 要	月 日					
高 根 台	不 要 ・ 要	月 日					
草 木	不 要 ・ 要	月 日					
坂 部	不 要 ・ 要	月 日					
卯 之 山	不 要 ・ 要	月 日					
阿久比団地	不 要 ・ 要	月 日					
阿 久 比	不 要 ・ 要	月 日					
棕 岡	不 要 ・ 要	月 日					
矢 口	不 要 ・ 要	月 日					
高 岡	不 要 ・ 要	月 日					
植	不 要 ・ 要	月 日					
大 古 根	不 要 ・ 要	月 日					
メ イ ツ 巽 ケ 丘	不 要 ・ 要	月 日					
陽なたの丘	不 要 ・ 要	月 日					

情報処理様式17号

ごみ処理計画表

年 月 日

大字	災害ゴミの有無	集積場所	回収予定
横松	無 ・ 有		日
萩	無 ・ 有		日
宮津	無 ・ 有		日
宮津団地	無 ・ 有		日
宮津山田	無 ・ 有		日
板山	無 ・ 有		日
福住	無 ・ 有		日
福住園高台	無 ・ 有		日
白沢	無 ・ 有		日
白沢台	無 ・ 有		日
高根台	無 ・ 有		日
草木	無 ・ 有		日
坂部	無 ・ 有		日
卯之山	無 ・ 有		日
阿久比団地	無 ・ 有		日
阿久比	無 ・ 有		日
棕岡	無 ・ 有		日
矢口	無 ・ 有		日
高岡	無 ・ 有		日
植	無 ・ 有		日
大古根	無 ・ 有		日
メイツヶ丘	無 ・ 有		日
陽なたの丘	無 ・ 有		日

※ 集積場所は、区長と協議のうえ、複数設けることができる。

情報処理様式18号

し尿処理計画表

年 月 日

大字	し尿処理の 要否	回収予定		備考
横松	不要・要	日		
萩	不要・要	日		
宮津	不要・要	日		
宮津団地	不要・要	日		
宮津山田	不要・要	日		
板山	不要・要	日		
福住	不要・要	日		
福住園高台	不要・要	日		
白沢	不要・要	日		
白沢台	不要・要	日		
高根台	不要・要	日		
草木	不要・要	日		
坂部	不要・要	日		
卯之山	不要・要	日		
阿久比団地	不要・要	日		
阿久比	不要・要	日		
棕岡	不要・要	日		
矢口	不要・要	日		
高岡	不要・要	日		
植	不要・要	日		
大古根	不要・要	日		
メイツ 巽ヶ丘	不要・要	日		
陽なたの丘	不要・要	日		

情報処理様式19号

大 字 状 況 調 査 票

期 日	年 月 日			調査者				行政区	
種 別	名 称 等	調査地点	調査時刻	状 況				措 置	
河 川			:	堤防 上端 まで	cm	橋桁 まで	cm	避難：不要・要	
			:		cm		cm	避難：不要・要	
			:		cm		cm	避難：不要・要	
			:		cm		cm	避難：不要・要	
			:		cm		cm	避難：不要・要	
溜 池			:	堤体 上端 まで	cm				
			:		cm				
			:		cm				
			:		cm				
道 路			:	冠水 状況	cm	通行	可能・不能	通行止：不要・要	
			:		cm		可能・不能	通行止：不要・要	
			:		cm		可能・不能	通行止：不要・要	
			:		cm		可能・不能	通行止：不要・要	
			:		cm		可能・不能	通行止：不要・要	
			:		cm		可能・不能	通行止：不要・要	
家屋の 損 壊	全 壊	無 ・ 有	:	戸数	戸	人数	人	避難：不要・要	
	半 壊	無 ・ 有	:		戸		人	避難：不要・要	
	一部損壊	無 ・ 有	:		戸		人	避難：不要・要	
浸 水	床 上	無 ・ 有	:	戸数	戸	人数	人	避難：不要・要	
		無 ・ 有	:		戸		人	避難：不要・要	
		無 ・ 有	:		戸		人	避難：不要・要	
	床 下	無 ・ 有	:	戸数	戸	人数	人	避難：不要・要	
		無 ・ 有	:		戸		人	避難：不要・要	
		無 ・ 有	:		戸		人	避難：不要・要	
その他の 被害	土 砂 崩	無 ・ 有	:	場所			避難：不要・要		
		無 ・ 有	:				避難：不要・要		
			:				避難：不要・要		
			:				避難：不要・要		
避 難		不要・要	:	避難所		世帯・人数	世帯	人	
		不要・要	:	避難所		世帯・人数	世帯	人	
その他			:						
			:						
			:						
			:						
			:						

※ 避難の必要があると判断した場合は、本部へ状況を速報すること。

被害報告書兼指示書		No.	情報源	
受信時間			受信者	

第1分類

火災	
人命救助	
二次災害の可能性 ・避難の必要性	

第2分類

建物	
交通網	
ライフライン	
その他	

報告事項

場所	
状況	

指示事項

指示者		指示時間	
内容			
担当班		担当者	

対応結果（対応完了日時：）

--

避難所でのルール

避難所

避難所を利用される方は、以下のルールを守るよう心がけるとともに、当番に参加するなど、避難所運営にご協力ください。



基本事項

- ・この避難所は、地域の防災拠点です。

避難所以外の場所に滞在する被災者も含めた生活支援を行います。

- ・避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。

年齢や性別に関係なく、避難所を利用する人々が、できる限り役割を分担し、より多くの人が避難所の運営に参画できるようにします。

- ・避難所を利用する人の増減に合わせ部屋の移動を行います。

利用者数の増減などにより、部屋の移動をお願いすることがあります。

- ・立ち入りを制限した部屋には入らないでください。

危険なものがある部屋など、立ち入りを制限する部屋があります。

- ・この避難所は、電気・水道などライフラインが復旧した後、すみやかに閉鎖します。

住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対応します。



防火

- ・出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなる物を置かないでください。

避難所内外の整理整頓を行い、燃えやすいものを放置しないでください。

- ・ストーブなどの暖房器具は、転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使い、換気にも注意してください。



たばこ・酒

- ・建物内は禁煙です。また、飲酒も控えてください。

たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど、完全に消火してください。



避難所の運営に必要なことを話し合うため、
避難所運営委員会を組織します。

- ・避難所運営委員会は、避難所を利用する人の代表者などで組織します。
定例会議：毎日午前 時 分と午後 時 分に開催
- ・具体的な業務は、避難所を利用する人などで編成する各運営班が行います。



総合受付では、各種手続きや相談受付を行います。

対応時間：午前 時 分から午後 時 分まで



避難所を利用する人の情報を家族(世帯)ごとに登録します。
個人情報、公開してもよいとした人の分のみ公開します。

- ・生活支援を適切に行うことができるよう、避難所以外の場所に滞在する被災者も含め、避難所を利用する人の情報を登録します。
- ・障害者、難病・アレルギー・その他慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方や乳幼児をお連れの方、宗教上の理由や言語などで特に配慮が必要な方は、登録の際にお申し出ください。
- ・犬や猫などのペットの情報も登録します。
- ・避難所を退所するときは、総合受付にお申し出ください。



点灯は : 、消灯は : です。

安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。

放送は : で終了します。

ただし、緊急時には夜間に放送を行うこともあります。



- ・避難所あてに電話があった場合は放送により呼び出し、伝言を行います。(: ~ :)

- ・携帯電話はマナーモードにしてください。

携帯電話での通話は公共の場のみとし、生活場所ではご遠慮ください。



食料・物資

食料や物資は、原則、組ごとに配給します。

- ・ 配給は、避難所以外の場所に滞在する被災者にも等しく行います。
- ・ 特別な事情がある場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得ます。

食料を配る
時間（原則）

朝

_____ 頃

昼

_____ 頃

夜

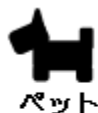
_____ 頃

特別な物資の
配布場所

物資：粉ミルク・おむつ
場所：_____

物資：女性用衣類や生理用品
場所：_____

物資：_____
場所：_____



ペット

ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任をもって飼育してください。

ペットは決められた場所で飼育し、他の部屋には入れないでください。



感染症予防

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎましょう。

断水の場合は、消毒用アルコールを使いましょう。

避難所では、常にマスクを着用してください。

- ・ 身の周りを清潔にするとともに、十分な換気を行いましょう。

居住スペースの掃除は、避難者各自が行い、定期的な換気（30分に1回以上、数分間、窓を全開）を実施しましょう。

ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒しましょう。

- ・ 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。

人と人の間隔は、できるだけ2m、最低1m空けることを意識しましょう。



けんこうかんり
健康管理

・ 毎日の体温と体調を確認してください。

発熱や体調が良くないとき、特に、下記の症状がある人は、総合受付や避難所運営本部に申し出てください。

【新型コロナウイルス感染を疑う症状】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を服用している人、妊婦
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合は、すぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。）

気温が高い場合は、熱中症対策のため、こまめに水分補給をしましょう。



トイレ

- ・ 利用者全員が、清潔に使用することを心がけてください。
- ・ トイレの清掃は、避難所を利用する人が交代で行います。
- ・ トイレのふたを閉めてから流してください。



ごみ

- ・ 分別して、指定された場所へ出してください。ゴミは、各家庭で密閉して廃棄してください。

この様式を使う場合は、**表面**と**裏面**を両面コピーしてください。

ひ な ん じ ょ り ょ う し ゃ と う ろ く ひ ょ う

避難所利用者登録票

表面

				避難所名		受付番号	
記入日		年 月 日 ()		記入者氏名			
住 所		〒 -		地区名など		☐ () 地区 ☐ 町外居住の帰宅困難者	
電 話		() -		自宅の被害状況		ぜんかい / はんかい / いちぶそんかい 全壊 / 半壊 / 一部損壊 ぜんしょう / はんしょう / ゆかうえしんすい 全焼 / 半焼 / 床上浸水 その他 ()	
携帯電話		() -		滞在希望場所 (右欄から選択)		避難所	
FAX		() -				テント(避難所敷地内に設営)	
メール		@				車両(避難所敷地内に駐車)	
その他連絡先(親戚など)		〒 - () -				避難所以外の場所(自宅 / 他 ())	
世帯員の情報				けがや病気・障害・アレルギーなど、特に配慮が必要なこと		滞在希望場所	
氏名		生年月日・年齢		性別		運営に協力できること(特技・免許)	
世帯主	ふりがな	年 月 日 (歳)				公開・非公開	
ご家族	ふりがな	年 月 日 (歳)				公開・非公開	
	ふりがな	年 月 日 (歳)				公開・非公開	
	ふりがな	年 月 日 (歳)				公開・非公開	
ペットの状況		☐ 飼っていない ☐ 飼っている→右欄へ		種類(頭数)		☐ 同伴希望(ペット台帳に記入) ☐ 置き去り ☐ 行方不明	
自家用車(避難所に駐車する場合)		車種		色		ナンバー	

・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また町災害対策本部にも提供し、被災者支援のために町が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※安否の問い合わせがあった場合に、住所(小字または丁目まで)と氏名、ふりがなを公開してもよいか個人ごとに必ず確認してください。

避難所利用者登録票裏面:運営側(受付担当)記入用

<登録時>

- 運営側(受付担当)は、記入者とともに表面の記載を確認する。
 - ・安否確認への対応(公開・非公開)、個人ごとに○がついているか。
 - ・けがや病気、障害、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語(または日本語が理解できるか)など、とくに配慮が必要なことはあるか。

→詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 (滞在先)	場所	☐ 避難所 ☐ テント(避難所敷地内に設営) ☐ 車 両(避難所敷地内に設営) ☐ 避難所以外の場所(自宅 / その他())
	組名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日 ()
	受付番号	

受付時健康状態チェックリスト

避難所名		受付番号

記入日		氏 名	年 齢	体 温
年 月 日 ()			歳	℃
チェック項目			「はい」の場合	
1	しんがた かんせんしや 新型コロナウイルスの感染者、 のうこうせつしよくしや または濃厚接触者で、 げんざい 現在、 けんこうかんさつちゆう 健康観察中ですか？		はい いいえ	本部へ連絡し、 対応を確認
2	ふだん 普段より ねつ 熱っぽく かん 感じますか？		はい いいえ	可能な限り 「症状者等」の 専用ゾーン に案内
3	こきゅう 呼吸の いきぐる 息苦しさを、 むね 胸の いた 痛みはありますか？		はい いいえ	
4	あじ においや味を感じないですか？		はい いいえ	
5	せきやたん 、のどの いた 痛みはありますか？		はい いいえ	
6	ぜんしん 全身がだるいなどの しょうじょう 症 状 はありますか？		はい いいえ	
7	は 吐き け 気はありますか？		はい いいえ	
8	げり 下痢はありますか？		はい いいえ	
9	からだ にぶつぶつ (ほっしん 発疹) は で 出ていますか？		はい いいえ	
10	め 目が赤く、 め 目やには おお 多くないですか？		はい いいえ	
11	げんざい 現在、 いりようきかん 医療機関に つういん 通院をしていますか？ しょうじょう (症 状 :)		はい いいえ	
12	げんざい 現在、 ふくやく 服薬をしていますか？ くすりめい (薬 名 :)		はい いいえ	
13	き そのほか しょうじょう 気になる 症 状 はありますか？ ばあい ※「はい」の場合、 ぐたいでき 具体的にご記入ください きにゆう		はい いいえ	

裏面へ

チェック項目			「はい」の場合
14	避難所での行動に際し、介護や介助は必要ですか？	はい いいえ	必要に応じ 「要配慮者」の 専用ゾーン に案内
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？	はい いいえ	
	※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください		
16	乳幼児と一緒にですか？（妊娠中も含む）	はい いいえ	
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、 その他の基礎疾患はありますか？	はい いいえ	
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください		
18	てんかんはありますか？	はい いいえ	

※「はい」がない場合は、一般の避難スペースに案内

受付者名		滞在スペース・区画等	
------	--	------------	--

運営側(受付担当)記入用

※滞在スペース・区画等欄には、避難所の建物や部屋の名称及び区画番号等を記入する。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル



阿 久 比 町
平成25年8月改訂

目 次

第1編 総則	2
--------	---

第2編 水害

二級河川 阿久比川水系：阿久比川、前田川、矢勝川、草木川、福山川、砂走川、西谷川

十ヶ川水系：十ヶ川、英比川

1 警戒すべき区間等	3
2 避難すべき区域	4
3 避難勧告等の判断基準	6

第3編 土砂災害

1 警戒すべき箇所	10
2 避難すべき区域	10
3 避難勧告等の判断基準	11

第4編 避難勧告等の伝達

1 避難勧告等に係る伝達方法	14
2 避難準備（要援護者避難）情報の伝達文（例）	16
3 避難勧告の伝達文（例）	17
4 避難指示の伝達文（例）	18
5 避難勧告等の伝達チェックリスト	19

第5編 資料

1 用語の解説	22
2 土砂災害（がけ崩れ）の前兆現象	24

第 1 編 総 則

1. 本マニュアルでは、水害、土砂災害を対象とする。
2. 避難勧告等は三類型に分類し、発令等の状況及び住民に求める行動等については、下表によるものとする。

三類型の避難勧告等一覧表

	発令時の状況	住民に求める行動
(要援護者避難) 情報 避難準備	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ・避難支援者は支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

3. 本マニュアルは、必要に応じその適否を検討し、改訂するものとする。

第2編 水 害

二級河川 【破堤・越水・溢水氾濫】

二級河川阿久比川水系 7河川

阿久比川、前田川、矢勝川、草木川、福山川、砂走川、西谷川

二級河川十ヶ川水系 2河川

十ヶ川、英比川

1 警戒すべき区間等

(1) 警戒すべき区間

ア. 阿久比川

矢勝川合流点上流右岸、殿越川合流点下流右岸、オアシス大橋下流左岸、殿越川合流点上流両岸、卯之山橋上下流右岸、福山川合流点下流左岸、坂部橋下流両岸、福山川合流点上流両岸、北の海道橋付近右岸

イ. 前田川

見立橋上下流両岸

ウ. 矢勝川

平成橋下流右岸

エ. 草木川

草木橋下流両岸

オ. 福山川

英比音橋上流左岸

カ. 砂走川

砂走橋上流両岸

キ. 西谷川

卯ノ山児童館付近左岸

ク. 英比川

横松大橋上流兩岸

(2) その他

水位観測所：宮津観測所（椋岡字高田地内）、岩滑阿久比川観測所・岩滑十ヶ川観測所（半田市岩滑東町 1 丁目）

洪水ハザードマップ：あり（平成17年7月阿久比川・十ヶ川流域浸水予想図）

2 避難すべき区域

水 系	河川名	対象地区（小字単位）	災害の様相	備 考
阿久比川 十ヶ川	阿久比川	【横松】	宅地・田畑 浸水	
	前田川	大川向・乙張・芝原・清水		
	矢勝川	清水寺・西側・西之海道		
	草木川	西之崎・前田・宮後田・宮前		
	福山川	櫛		
	砂走川	【萩】		
	西谷川	池下・詩丹田・清水・新川		
		砂瀬・曾根・凸清水・眠木		
	十ヶ川	矢下・録丹田・比丘尼田		
	英比川	比良芝		
	【宮津】			
	鼬田・井戸廻間・大場			
	神池下・蟹田・中森・西大場西森下・			
	八反田・東王場			
	二子東・宮天神・宮平池			
	宮平柴・宮家下・宮山ノ神			
	名師・森下・八重洲・野添			
	山子山・山田小森・中井名			
	大洲・県城			

		【板山】 新畑・柘榴・西ノ海道山 前田・南天白・女夫坂 【福住】 井堀・郷和池・東脇・平野 坊田・六反田 【白沢】 庵之下・大橋・沖之田 カナクソ・上大橋・上カナクソ 上釜ヶ池・上前田・北野海道 北ノ前・小山ヶ崎・下大橋 下カナクソ・下釜ヶ池・下蔵々 下谷・下前田・蛇淵・天神裏 天神前・中曽根・縄手 二反ノ田・東中根・前田・向根 【草木】 御林前・草米山・草五反田 草宮前・草元倉・四分一 新田前・殿井田・半之田 平井堀・平井松・細池・堀田 松山・鞠古・宮前・横手・中郷 栄 【卯坂】 壺丁田・英比・大平・上大場 上向田・川木・北大平・北ノ浦 北丸根・栗之木谷・古見堂 三明・四反田・昭和・城山 城山下・城街道・神田・砂走 仙入坊・ダラミ・知原岬・西谷 二反田・入道ヶ池・丸根		
--	--	---	--	--

		丸ノ内・山ノ内・山深田・坂部 古川・惣山 【阿久比】 唐透・北下川・五葉・五葉下 千速・中根下・真向塚・南下川 宮後・宮前・駅前一丁目 駅前三丁目 【棕岡】 曲田・祭礼坊・沢渡・下田原 高田・角平芝・角前田・徳吉 中長・菱田・広表・道上 【矢高】 内越・梶明・三ノ山高・砂田 高岡北・高岡南・高中根・出口 東郷・東山・六反 【植大】 植五反田・植高田・植深田 大坪・大野崎・大前田・大松本 柿添・亀坂下・川田・木口 弘矢・光林坊・五郷所・島田内 高德吉・築地・西徳吉・西向毛 野崎・浜田・東田・東徳吉 東向毛・前崎・御手洗		
--	--	--	--	--

3 避難勧告等の判断基準

	阿久比川水系	十ヶ川水系
河川名	阿久比川・前田川・矢勝川 草木川・福山川・砂走川・西谷 川	十ヶ川・英比川

対象地区	【横松】 大川向・乙張・芝原・清水・清水寺・西側・西之海道・西之崎 前田・宮後田・宮前・檜 【萩】 池下・詩丹田・清水・新川・砂瀬・曾根・凸清水・眠木・矢下 録丹田・比丘尼田・比良芝 【宮津】 鼬田・井戸廻間・大場・神池下・蟹田・中森・西大場・西森下 八反田・東王場・二子東・宮天神・宮平池・宮平柴・宮家下 宮山ノ神・名師・森下・八重洲・野添・山子山 山田・小森・中井名・大洲・県城 【板山】 新畑・柘榴・西ノ海道山・前田・南天白・女夫坂 【福住】 井堀・郷和池・東脇・平野・坊田・六反田 【白沢】 庵之下・大橋・沖之田・カナクソ・上大橋・上カナクソ・上釜ヶ池 上前田・北野海道・北ノ前・小山ヶ崎・下大橋・下カナクソ 下釜ヶ池・下蔵々・下谷・下前田・蛇淵・天神裏・天神前・中曾根 縄手・二反ノ田・東中根・前田・向根 【草木】 御林前・草米山・草五反田・草宮前・草元倉・四分一・新田前 殿井田・半之田・平井堀・平井松・細池・堀田・松山・鞠古・宮前 横手・中郷・栄 【卯坂】 壱丁田・英比・太平・上大場・上向田・川木・北大平・北ノ浦 北丸根・栗之木谷・古見堂・三明・四反田・昭和・城山・城山下 城街道・神田・砂走・仙入坊・ダラミ・知原岬・西谷・二反田
------	---

	入道ヶ池・丸根・丸ノ内・山ノ内・山深田・坂部・古川・惣山 【阿久比】 唐透・北下川・五葉・五葉下・千速・中根下・真向塚・南下川 宮後・宮前・駅前一丁目・駅前三丁目 【椋岡】 曲田・祭礼坊・沢渡・下田原・高田・角平芝・角前田・徳吉・中長 菱田・広表・道上 【矢高】 内越・梶明・三ノ山高・砂田・高岡北・高岡南・高中根・出口 東郷・東山・六反 【植大】 植五反田・植高田・植深田・大坪・大野崎・大前田・大松本・柿添 亀坂下・川田・木口・弘矢・光林坊・五郷所・島田内・高德吉 築地・西徳吉・西向毛・野崎・浜田・東田・東徳吉・東向毛・前崎御手 洗
避難準備（要援護者避難）情報	大雨・洪水警報が発表され、1時間雨量が40mmまたは3時間雨量が65mmを越えたとき。
避難勧告	①大雨・洪水警報が発表され、1時間雨量が52mmまたは3時間雨量が83mmを越えたとき。 ②大雨・洪水警報が発表され、河川がはん濫危険水位に達し、その後に時間雨量が30mm以上の雨が降ると予想されるとき。 ③河川管理施設の異常（破堤につながる恐れのある漏水等）を確認したとき。
避難指示	①大雨特別警報が発表されたとき。 ②破堤・越水・溢水を確認したとき。 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき。

【情報の入手先】

（１）雨量情報

愛知県高度情報通信ネットワーク 雨量情報システム

阿久比町役場 雨量計

一般財団法人 日本気象協会中部支社 web サイト 防災気象情報システム

<http://micosfit.jp/agui-city/>

ID:agui01 PASS:ag2204

(2) 予警報情報

名古屋地方気象台

一般財団法人 日本気象協会中部支社 web サイト 防災気象情報システム

(3) 河川水位情報（水位周知河川：阿久比川）

愛知県川の防災情報 web サイト（町公式 HP よりリンク）

第3編 土砂災害

1 警戒すべき箇所

(1) 土砂災害の発生のおそれのある斜面の数

急傾斜地崩壊危険箇所 47箇所（うち急傾斜地崩壊危険区域7箇所）

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区） 13箇所

2 避難すべき区域

対 象 地 区 （小字単位）	災害の様相	備 考
【横松】 東側・中側・西側・新屋敷・乙張・富士塚山・池之谷前田 【萩】 白山西・曾根・坂南・南ノ脇 【宮津】 珠理田・堂道・宮本・宮平柴・坂ノ上・石下根 宮山ノ田・五反田上・小廻間 【板山】 川向・柘榴・向山・本郷・種池 【福住】 高根台・脇・松葉谷・東脇 【白沢】 親海道・西中根・南石根・ミノカケ 【草木】 寺脇・中ノ坪・草砂子・上竹林・下池田・松山 草出口・多賀前・南奥之脇 【卯坂】 栗之木谷・八神・秋葉山・猿田・堂山・米山・東新畑	がけ崩れ	

前ノ山・仙入坊 【阿久比】 北下川・南下川・東向山 【棕岡】 長光寺 【矢高】 仲組・西長光寺・地藏組・東油ノ水・青木・高中根 三ノ山高 【植大】 西案留・石坂・植向山・御手洗・森後		
--	--	--

3 避難勧告等の判断基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報【阿久比町】により判断する区域	
避難区域 (大字単位)	横松・萩・宮津・板山・福住・白沢・草木・卯坂・阿久比 棕岡・矢高・植大
対象地区 (避難勧告等の発令単位・土砂災害危険箇所単位)	【大字横松字】 東側・中側・西側・新屋敷・乙張・富士塚山・池之谷・前田 【大字萩字】 白山西・曾根・坂南・南ノ脇 【大字宮津字】 珠理田・堂道・宮本・宮平柴・坂ノ上・石下根・宮山ノ田・五反田上・小廻間 【大字板山字】 川向・柘榴・向山・本郷・種池 【大字福住字】 高根台・脇・松葉谷・東脇 【大字白沢字】

	親海道・西中根・南石根・ミノカケ 【大字草木字】 寺脇・中ノ坪・草砂子・上竹林・下池田・松山・草出口 多賀前・南奥之脇 【大字卯坂字】 栗之木谷・八神・秋葉山・猿田・堂山・米山・東新畑・前ノ山・仙入坊 【大字阿久比字】 北下川・南下川・東向山 【大字棕岡字】 長光寺 【大字矢高字】 仲組・西長光寺・地藏組・東油ン水・青木・高中根・三ノ山高 【大字植大字】 西案留・石坂・植向山・御手洗・森後
避難準備 (要援護者避難) 情報	土砂災害に関する大雨警報が発表され、 ①土砂災害危険度情報の危険度レベル1（3時間以内にレベル4（いつ災害がおきてもおかしくない状況））に達したとき。 ②土砂災害危険箇所の巡視により、前兆現象が発見されたとき（湧水、小石が斜面からパラパラ落ちだす等）。
避難勧告	土砂災害警戒情報が発表され、 ①土砂災害危険度情報の危険度レベル2（2時間以内にレベル4（いつ災害がおきてもおかしくない状況））に達したとき。 ②土砂災害危険箇所の巡視により、近隣で前兆現象が発見されたとき（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）。
避難指示	①土砂災害に関する大雨特別警報が発表されたとき。 ②土砂災害危険度情報の危険度レベル3（1時間以内にレベル4（いつ災害がおきてもおかしくない状況））に達したとき。 ③近隣で土砂災害が発生したとき。 ④近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水

	の水位低下等）が発見されたとき。
--	------------------

【情報の入手先】

（１）雨量情報

愛知県高度情報通信ネットワーク 雨量情報システム

一般財団法人 日本気象協会中部支社 web サイト 防災気象情報システム

<http://micosfit.jp/agui-city/>

ID:agui01 PASS:ag2204

（２）予警報情報

名古屋地方気象台

一般財団法人 日本気象協会中部支社 web サイト 防災気象情報システム

（３）土砂災害防災情報

愛知県土砂災害防災情報 web サイト

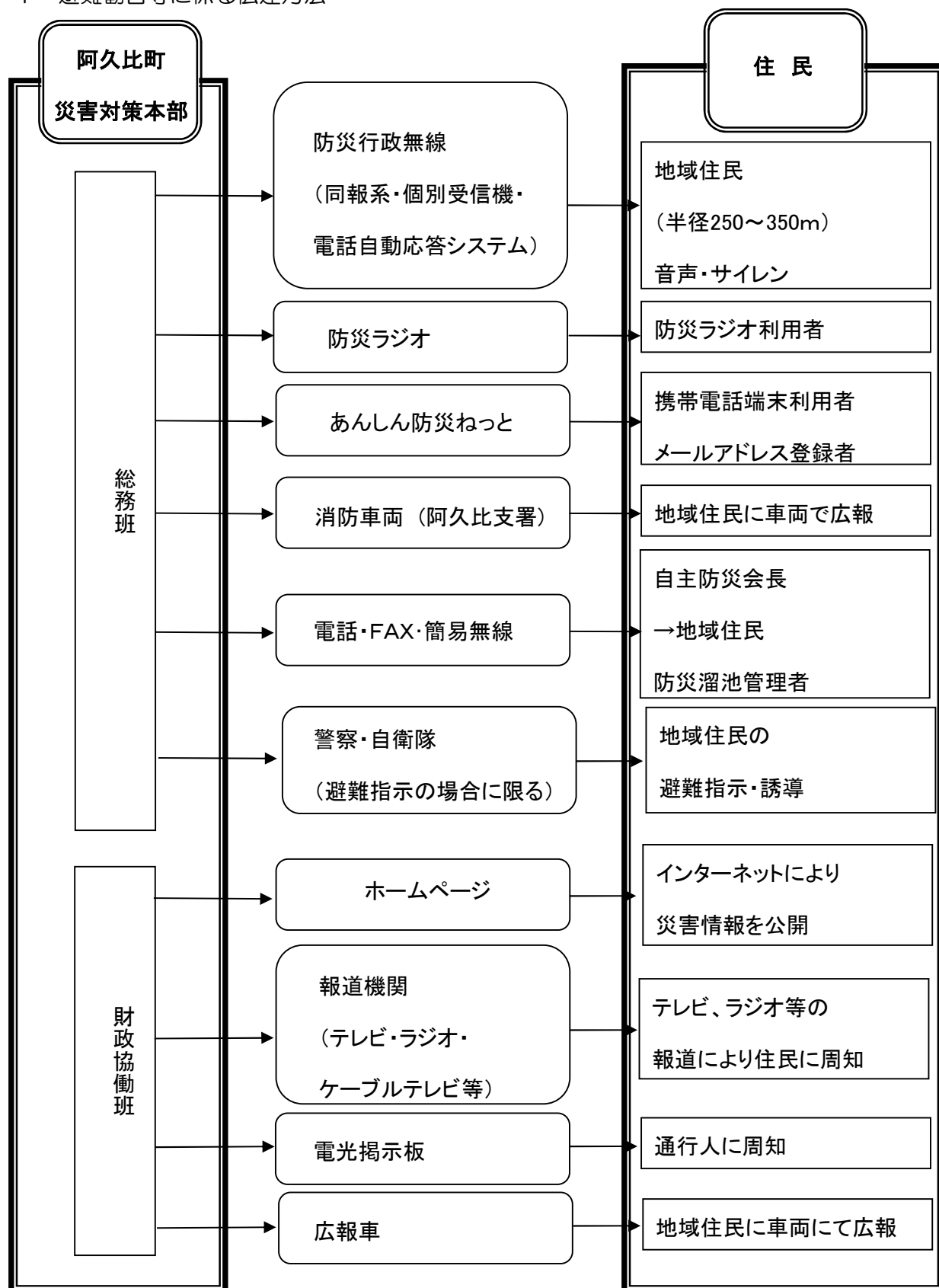
<http://www.sabo.pref.aichi.jp/O1.phtml>

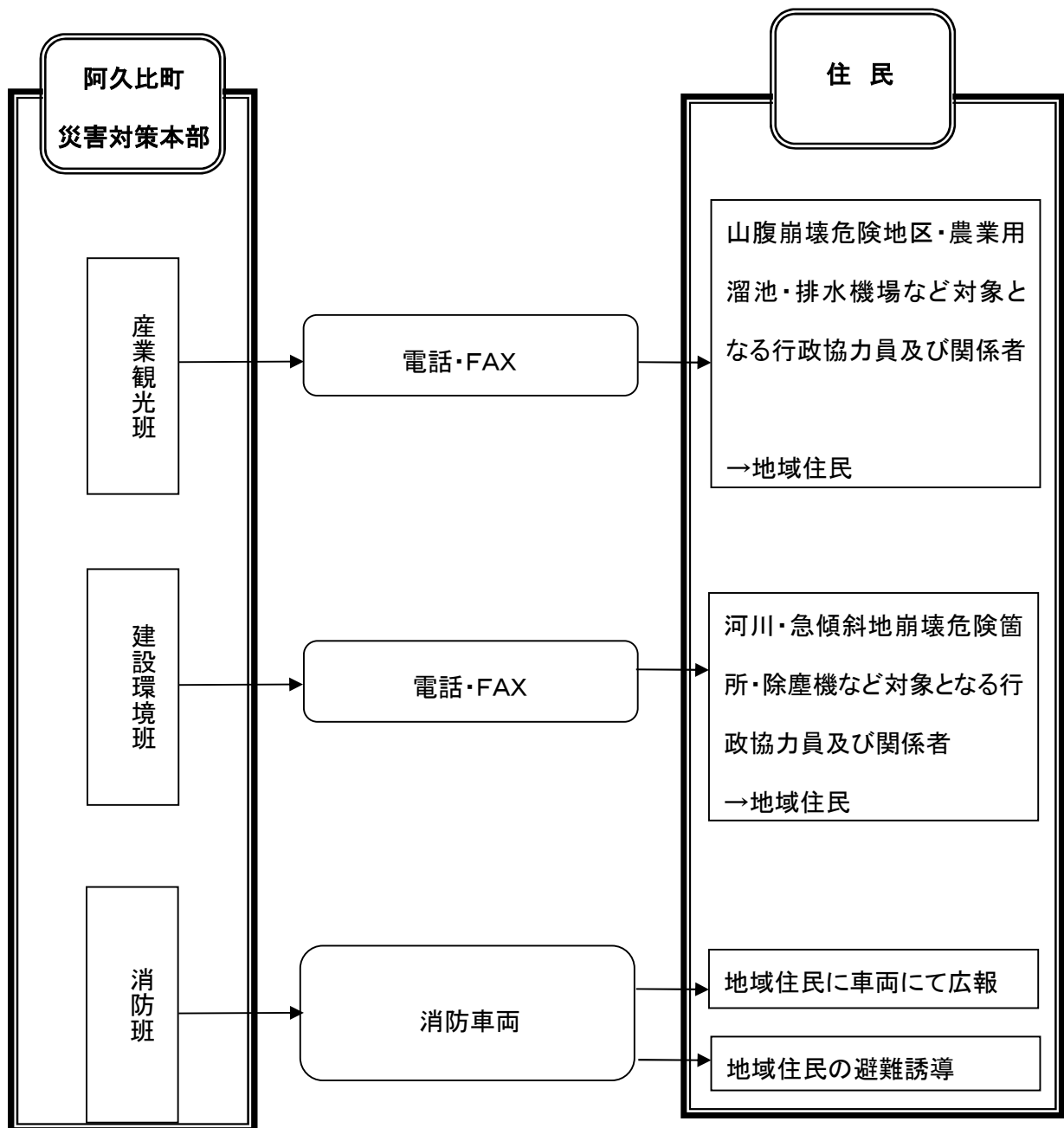
愛知県土砂災害情報マップ web サイト

上記サイトからリンク

第4編 避難勧告等の伝達

1 避難勧告等に係る伝達方法





2 避難準備（要援護者避難）情報の伝達文（例）

こちらは、「広報あぐい」です。

阿久比町（災害対策本部）から連絡です。

現在、降り続けている大雨により、

①河川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。

②土砂災害が発生するおそれがあります。

このため、〇〇時〇〇分に△△地区に対して避難準備（要援護者避難）情報を出しました。

お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、◇◇公民館へ避難してください。

その他の方も、避難の準備を始めてください。

また、出来るだけ、隣近所の方にも声を掛けて避難してください。

※避難準備（要援護者避難）情報を伝達する場合の注意事項

1 「-----」部分については避難準備（要援護者避難）情報を発令するに至った状況を簡潔に伝達すること。

2 避難所については、具体的な避難所名（開設準備が完了している最寄の避難所）を伝達する。なお、水害については、今後の浸水予測を踏まえて、避難所の選定を行なうこと。

3 避難勧告の伝達文（例）

こちらは、「広報あぐい」です。

阿久比町災害対策本部から連絡です。

現在、降り続けている大雨により、

①河川の水位が上昇し、今後、更に被害が拡大する可能性が高まってまいりました。

②土砂災害が発生する危険が更に高まってまいりました。

このため、〇〇時〇〇分に△△地区に対して避難勧告を出しました。

直ちに◇◇公民館へ避難してください。

なお、××道路（周辺）は浸水により、通行できません。

また、出来るだけ、隣近所の方にも声を掛けて避難してください。

※避難勧告を伝達する場合の注意事項

- 1 「-----」部分については避難勧告を発令するに至った状況を簡潔に伝達すること。
- 2 避難所については、具体的な避難所名（開設準備が完了している最寄の避難所）を伝達する。なお、水害については、今後の浸水予測を踏まえて、避難所の選定を行なうこと。
- 3 避難の支障となる状況（浸水、崖崩れ等による通行止めなど）がある場合は、その状況も合わせて伝達すること。

4 避難指示の伝達文（例）

こちらは、「広報あぐい」です。

阿久比町災害対策本部から連絡です。

現在、降り続けている大雨により、

- ①河川の水位が上昇し、今後、さらに浸水のおそれがあります。
- ②近隣で土砂災害が発生し、非常に危険です。

このため、〇〇時〇〇分に△△地区に対して避難指示を出しました。

直ちに、◇◇公民館へ避難してください。

なお、××道路（周辺）は浸水により、通行できません。

また、出来るだけ、隣近所の方にも声を掛けて避難してください。

※避難指示を伝達する場合の注意事項

- 1 「-----」部分については避難指示を発令するに至った状況を簡潔に伝達すること。
- 2 避難所については、具体的な避難所名（開設準備が完了している最寄の避難所）を伝達する。なお、水害については、今後の浸水予測を踏まえて、避難所の選定を行なうこと。
- 3 避難の支障となる状況（浸水、崖崩れ等による通行止めなど）がある場合は、その状況も合わせて伝達すること。

5 避難勧告等の伝達チェックリスト

(1) 住民への伝達

チェック	連絡手段	連絡先
	防災行政無線	
	防災ラジオ	
	あんしん防災ねっと	☐ 一斉メール ☐ 災害時緊急情報
	消防車両（支署）	阿久比支署長へ連絡
	消防車両（消防団）	団長・副団長へ連絡
	電話・FAX・簡易無線 （※簡易無線は自主防災会長のみ配備）	☐ 自主防災会長 ☐ 地元関係者 ☐ 報道機関
	ホームページ	
	電光掲示板	
	警察	避難指示の場合
	自衛隊	避難指示の場合
	広報車	

2) 防災関係機関への伝達

チェック	防災関係機関名	伝達方法・番号	備考
	避難所	電話・FAX 防災無線（移動系）	開設の準備は、施設管理担当課を通じて職員派遣を依頼。
	愛知県防災局	防災情報システム	災害対策本部設置時
	半田警察署 警備課	21-0110	災害対策本部設置時
	CATV愛知	23-2662	災害対策本部設置時

	陸上自衛隊 第35普通科連隊 連帯本部第3科	052- 791-2191 (内)4831 無線 48-8230-34	県(知多県民事務所)を通じて災害 派遣要請
	陸上自衛隊 第35普通科連隊 重迫撃砲中隊	052- 791-2191 (内)4858	派遣要請を検討している段階で連 絡
	知多県民事務所	21-8111 無線 48-604-377~ 379	各種災害の報告 山腹崩壊危険地区
	知多建設事務所	21-9075 無線 48-615-425~ 426	二級河川 急傾斜地崩壊危険箇所
	県庁 災害対策課	052- 951-3800 無線 48-600-2511~ 2513 FAX 052- 954-6912	各種災害の報告 勤務時間外：宿日直室 052-954-6844 無線 48-600-5251~5253 FAX 052-954-6995

	県庁 消防保安課	052－ 951－1382 無線 48－600－2521～ 2524 FAX 052－ 954－6913	火災・救急等の報告 勤務時間外：宿日直室 052－954－6844 無線 48－600－5251～5253 FAX 052－954－6995
	名古屋空港 愛知県防災航空隊	0568－ 29－3121 FAX 0568－ 29－3123	防災ヘリ要請
	消防庁 国民保護・防災部 応急対策室	03－5253 －7527 FAX 03－5253 －7537	各種災害の報告 勤務時間外：消防庁宿直室 03－5253－7777 FAX 03－5253－7553

第5編 資 料

1 用語の解説

【避難勧告・避難指示】

避難勧告とは、災害が発生する恐れがある場合に、災害対策基本法第60条に基づき、首長の判断で、住民に対して避難のための立ち退きを勧告すること。

避難指示は、避難勧告より緊急性が高く拘束力が強い。同じく災害対策基本法第60条に基づき、首長の判断で行われる。

【破堤】

堤防が決壊すること。

【越水】

堤防のある河川で、堤防天端から水が乗り越えて流出すること。

【溢水】

堤防のない河川（掘割河川）で、川の水が溢れること。

【洪水予報指定河川】

流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川。

【水位周知河川】

洪水予報指定河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川。阿久比川は水位周知河川。

【洪水予報】

気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣と気象庁長官、都道府県知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で発表される。

【洪水注意報】

基準地点の水位が警戒水位を超え、なお水位上昇するおそれがあるとき、又は警戒水位を超える洪水となることが予想されるとき発表される。

【水防警報】

指定河川について、国土交通大臣が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して発令される。

【大雨（浸水害・土砂災害）警報】

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。阿久比町の警報発表基準は、1 時間雨量 70mm、または土壌雨量指数 124。

【洪水警報】

洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。阿久比町の発表基準は、1 時間雨量 70mm、または 1 時間雨量 50mm かつ 3 時間雨量 120mm。

【大雨特別警報・大雨特別警報（土砂災害）】

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨の場合は、「50 年に一度」の降水量などを指標として発表され、阿久比町の発表の指標は、48 時間雨量 514mm、3 時間雨量 215mm、土壌雨量指数 299 である。なお、発表にあたっては、一つの市町村で指標を超えたかではなく、指標を超えた市町村が都道府県レベルまで拡大したかによって判断される。

【はん濫危険水位】

氾濫のおそれが生じる水位。宮津観測所では 5.65m。

【避難判断水位】

避難の必要も含めてはん濫への警戒を要する水位。宮津観測所では 5.15m。

【出動水位】

水防管理団体が、巡視、点検を開始する水位。宮津観測所では 4.70m。

【はん濫注意水位】

出水時に災害が起こるおそれがある水位。宮津観測所では 4.10m。

【H. W. L（計画高水位）】

堤防などを作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。宮津観測所

では 5.65m(=はん濫危険水位)。

【土砂災害警戒情報】

大雨警報発表中、さらに土砂災害の危険度が高まった市町村に知らせるもので、愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する。この情報は、大雨警報などのようにテレビやラジオで知ることができる。

【土砂災害危険度情報】

土砂災害警戒情報を補足するため、1km 格子単位で土砂災害の危険度を知らせるもので、愛知県砂防課が独自で提供する参考情報。1km 格子単位で、降雨時の土砂災害の危険度を4段階（レベル1～4）で表す。

レベル1：避難の準備をしてください。早めの避難をおすすめします。

3時間以内にレベル4に到達する予想です。

レベル2：避難をおすすめします。2時間以内にレベル4に到達する予想です。

レベル3：すぐに避難することを考えてください。

1時間以内にレベル4に到達する予想です。

レベル4：いつ土砂災害がおきてもおかしくない状況です。

すぐに危険箇所から離れることが必要です。

2 土砂災害（がけ崩れ）の前兆現象

【斜面に亀裂ができる】

斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。

【小石が斜面からぱらぱらと落ち出す】

斜面内部の地下水位の上昇による増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。

【斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる】

斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。

【斜面にはらみがみられる】

斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。

【普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の噴き出しがみられる、湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる】

地盤内部に新たな水道の形成、または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面の内部の空洞が拡大し、不安定化する。

平成25年 8月30日 第3回改訂

平成22年 8月 2日 第2回改訂

平成20年11月14日 第1回改訂

平成18年 8月10日 作 成

罹災証明書交付申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 (窓口に来た人)	住 所	〒
	フリガナ	
	氏名	⑨
	連絡先	
	罹災者との関係	☐ 本人 ☐ 同一世帯親族 () ☐ その他 ()
罹災者 (世帯主)	住 所	〒 ☐ 申請者と同じ
	フリガナ	
	氏 名	☐ 申請者と同じ
罹災した住家	所在地	阿久比町 (マンション等)
	罹災者と住家の関係	☐ 居住者 (自己所有) ☐ 居住者 (賃貸) 所有者名 _____ ☐ 所有者 (賃貸)
罹 災 原 因		
被 害 の 状 況		
証明書の必要枚数	枚	
備 考		

※申請者（窓口に来た人）が本人又は同一世帯の親族以外の場合は委任状が必要です。

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

知多郡阿久比町長

印